

# 新冠町

## 第6期 障害福祉計画

### 第2期 障害児福祉計画

(計画期間:令和3年度～令和5年度)



新冠町 本谷 明子 作「さる」

令和3年3月



新冠町

表紙の絵は「新冠ほくと園」を利用されている「本谷 明子」さんの作品で  
令和3年の「北海道手をつなぐ育成会」のカレンダーに採用されました。

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. 計画の性格・位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 計画の策定体制及び策定方法	3
(1) 新冠町障害者計画策定推進委員会における検討	3
(2) アンケート調査及びパブリックコメントの実施	3
5. 計画の基本目標	4
6. 基本的理念	4
(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	4
(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供体制の確立	4
(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	4
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	4
(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援	5
(6) 障がい福祉人材の確保	5
(7) 障がい者の社会参加を支える取組	5
7. 基本的な考え方	6
(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	6
(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	6
(3) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	6
8. 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系	7

## 第2章 障害福祉サービスの目標

1. 障害福祉サービスに関する目標	8
(1) 施設入所者の地域生活への移行	8
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実	10
(4) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行	11
(5) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	13
(6) 重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保	14
(7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	14
(8) 相談支援体制の充実・強化	15
(9) 障害福祉サービス等の質の向上	15

## 第3章 障害福祉サービスの見込量

1. 障害福祉サービスの見込量	16
(1) 居住系サービス	16
(2) 日中活動系サービス	18
(3) 訪問系サービス	19
2. 相談支援の見込量と確保の方策	21
3. 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策	22

## 第4章 地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方	24
2. 地域生活支援事業の必要量と確保の方策	25
(1) 必須事業	25
(2) 任意事業	30

### 資料編

- 障がい者アンケート実施結果
- 障がい児アンケート実施結果

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨・背景

新冠町では「新冠町 第3次障害者基本計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、平成30年度より計画的なサービスの提供、障害者福祉施策の推進に取り組んでいます。これらの計画のうち、「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」については、令和3年3月をもって計画期間が満了することから、前回計画の進捗状況を検証し、国の動向や社会情勢、ニーズの変化等を勘案した上で、新たな計画「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」を策定します。

近年、障がいのある人を取り巻く制度や法律は大きな転換期を迎えています。国は、障がい者権利条約批准後初めての基本計画となる「第4次障害者基本計画」を平成30年3月に策定し、共生社会の実現に向け、福祉・保健・医療・教育・労働・交通・情報等の各分野における諸施策の方向性を明示しました。

障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指し、継続的な取り組みにより共生意識の定着を図ることが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、様々な面で障がいのある人の生活に大きな影響を与え、各種障害福祉サービスの必要性・重要性が改めて認識されました。

今回策定する障害福祉計画・障害児福祉計画は、今後の福祉サービスの提供体制を計画的に確保するための具体的な目標や各サービスの必要量の見込みを定める計画です。策定にあたっては、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」を目指す「新冠町第3次障害者基本計画」の基本理念との整合性を確保し、障がいのある人とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域で安心して生活できる基盤の整備を進めていきます。

## 2. 計画の性格・位置づけ

### (1) 障害福祉計画

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

#### 障害者総合支援法

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

## (2) 障害児福祉計画

「障害児福祉計画」は児童福祉法に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

### 児童福祉法

第 33 条の 20 市町村は基本方針に則して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

## 3. 計画期間

「第 3 次新冠町障害者基本計画」は、中長期的視点から障がい者施策の方向性を定める計画であることを踏まえ、その計画期間を平成 30～令和 5 年度の 6 年間としており、現在も計画期間中となっています。

「第 6 期新冠町障害福祉計画」は、令和 3～5 年度の 3 年間で第 6 期計画の計画期間とします。

「第 2 期障害児福祉計画」は、令和 3～5 年度の 3 年間で第 2 期計画の計画期間とします。

	平成						令和				
	25	26	27	28	29	30年	元年	2年	3年	4年	5年
新冠町障害者基本計画	第 2 次計画 (H24-29)					第 3 次計画					
新冠町障害福祉計画	第 3 期 (24-26)		第 4 期計 画			第 5 期計画			第 6 期計画		
新冠町障害児福祉計画						第 1 期計画			第 2 期計画		

### ○「障害者」の「害」の表記について

本計画における「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

## 4 計画の策定体制及び策定方法

本計画の策定にあたっては、障がいのある人やその家族などのご意見をいただくとともに、これまでの実績などを分析し、それらを計画に反映させるため、以下の体制及び手法により実施しました。

### (1) 新冠町障害者計画策定推進委員会における検討

医療・保健・福祉・障がい当事者・学識経験者等、7名から構成される障害者計画策定推進委員会を令和2年度において2回開催し、協議・検討を行いました。

新冠町障害者計画策定推進委員会委員名簿 (敬称略)

区 分	所 属	氏 名	
医療・保健 関係者	新冠町国民健康保険診療所 看護師長	野 村 香 里	
	新冠町保健福祉課保健福祉G 健康推進係 (保健師)	村 上 美 佳	
福祉関係者	新冠町民生委員児童委員	村 上 美知子	副委員長
	新冠町社会福祉協議会 会長	鎌 田 盛 行	
障害者及び 関係者	身体	杉 田 友 子	
	児童 (親)	須 田 明 子	
学識経験者	知的障害者相談員	成 田 英 司	委員長

### (2) アンケート調査及びパブリックコメントの実施

障害者総合支援法においては計画策定にあたり住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされていることから、障がい者を対象としたアンケート調査を実施すると共に各計画の素案についてパブリックコメントを実施し広く町民より意見を求めました。

【アンケート実施期間】令和2年7月30日～9月18日

【パブリックコメント実施期間】令和3年2月 1日～2月26日

## 5 計画の基本目標

この計画は、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会（共生社会）の実現を目指して、障がい者の生活の場及び社会参加の機会の確保等により、地域で安心して生活するために必要な福祉サービスなどの基盤整備を進めることを目標とします。

**障がいのある人もない人も  
ともに安心して暮らせるまちづくり**

## 6 基本的理念

計画の基本目標の実現のために、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本方針を踏まえ、次に掲げる基本的理念に配慮し、今後の障がい福祉施策を推進していきます。

### （１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会（共生社会）の実現を目指して、障がい者自身が障害福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら、障がい者自身の自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

### （２）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供体制の確立

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等及び障がい児とし、障がい種別によらない一元的なサービスの提供体制を確立します。

### （３）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤を整備します。また、障がい者の生活を地域で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用する基盤整備を進めます。

### （４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと支援体制の構築を進めます。



#### **(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援**

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

#### **(6) 障がい福祉人材の確保**

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスなどを提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報など、関係者が協力して取り組みます。

#### **(7) 障がい者の社会参加を支える取組**

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえる必要があります。そのため、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者などの読書環境の整備を計画的に推進します。

## 7 基本的な考え方

計画の基本的な考え方は、基本的理念を踏まえ、次の点に配慮して、計画的に推進していきます。

### (1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 訪問系サービス、日中活動系サービスの保証  
全国どこでも必要な訪問系サービスを保証する。また、希望する障がい者等に日中活動系サービスの提供を保障する。
- ② グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実  
地域における居住の場として、グループホームの充実を図る。また、地域生活支援拠点の整備と必要な機能充実を図る。
- ③ 依存症対策の推進  
強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。

### (2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 相談支援体制の構築  
相談支援体制について検証・評価を行い各種機能の更なる強化・充実を図るとともに関係機関との連携に努める。
- ② 発達障がい者などに対する支援  
ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保する。

### (3) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

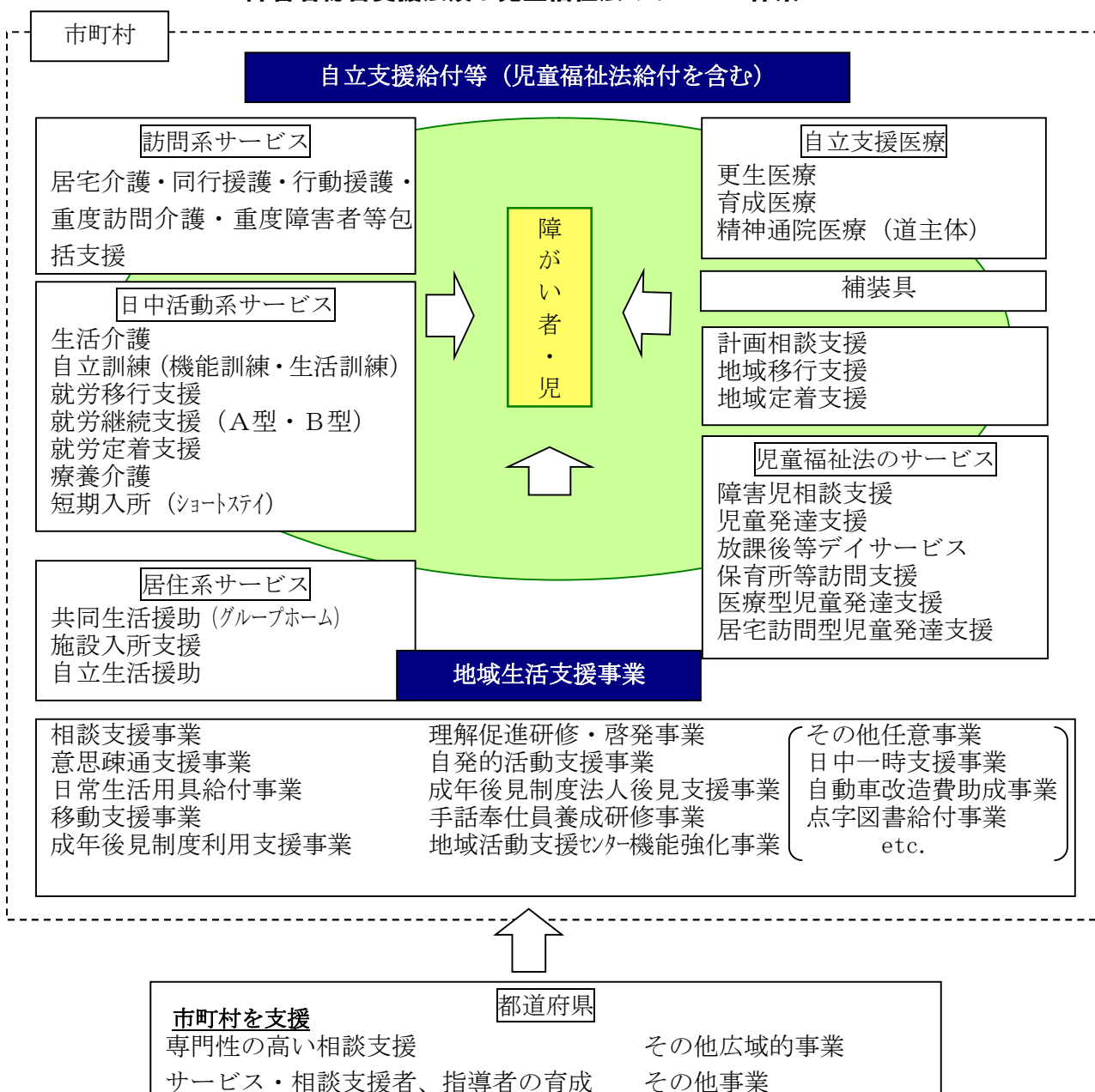
- ① 地域支援体制の構築  
新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」に市町村中核子ども発達支援センターの機能を設け、重層的な地域支援体制の整備を推進する。
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援などの関係機関と連携した支援  
適切な支援や療育につなげるため、保育、保健、教育、障害福祉の各担当者が参加する会議を定期的開催する。
- ③ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
  - ・重症心身障がい児、医療的ケア児に対する支援体制の整備
  - ・虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備
- ④ 障害児相談支援の提供体制の確保  
相談支援事業所相談室「かける」へ相談事業を委託し継続的な相談支援体制の確保を図る。

## 8 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系

平成18年の障害者自立支援法(現 障害者総合支援法)の施行により、障害福祉サービスは、障がいの種別によらず、共通の制度の元に一元的に提供される仕組みになりました。

また、サービスの種類について規定され、全国一律で共通に提供される「自立支援給付費」、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」及び「児童福祉法に基づく障がい児の支援」に大別され、さらに「自立支援給付」は介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具費」に分けられました。

障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系



## 第2章 障害福祉サービスの目標

### 1 障害福祉サービスに関する目標

本計画では、障がいがある人の地域生活移行や就労支援に関する事項について、国が定める基本指針に則して、令和5年度を目標年度とする数値目標を設定します。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

##### 【国の基本指針】

- ・令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削除することを基本とする。

##### 【町の方針】

国の基本指針を踏まえ施設に入所している方の地域生活への移行を進める観点から、本町においては令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数である13人の7.7%にあたる1人を地域生活に移行する者の人数として設定します。

また、令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者である13人の7.7%にあたる1人を施設入所者の削減数として設定します。

項目	数値	備考
令和元年度末時点の入所者数(A)	13人	基準値
令和5年度末の施設入所者数(B)	12人	令和元年度末時点の入所者数13人から1人削除
【目標値】 令和5年度末の地域生活移行者数(累計)	1人	令和元年度末時点の施設入所者数13人の7.7%である1人を地域生活移行者数として設定
【目標値】 令和5年度末の削減見込者数(A-B)	1人	令和元年度末時点の施設入所者数13人の7.7%である1人を施設入所者の削減数として設定

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針】

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。

### 【町の方針】

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障がい者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として自立支援協議会を活用し検討を進めます

項 目	R2年度 現状値	R5年度 目標値	備 考
【目標値】 保健・医療・福祉関係者 による協議の場の設置	未設置	設置	自立支援協議会を活用し検討

### (3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

#### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

地域生活支援拠点とは、障がい者等の自立支援の観点から、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望するものに対する支援等を進めるために、次の機能を集約した拠点のことをいいます。

- ・地域生活への移行、親元からの自立に係る相談
- ・一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- ・ショートステイの利便性・対応等による緊急時の受入体制の確保
- ・人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- ・サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

#### 【町の方針】

当初の国の指針では平成29年度末までの拠点整備が目標とされましたが、全ての市町村又は圏域での設置には至っておらず、引き続き令和5年度末までの設置目標が示されました。

本町においても未だ設置には至っていないことから、引き続き社会福祉法人等と協議を行い、令和5年度末迄に町単独又は圏域での設置に向け協議していきます。

項 目	R2年度 現状値	R5年度 目標値	備 考
【目標値】 地域生活支援拠点等 の整備	未設置	設置	国の指針により設置に向け取り組む

## (4) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

### ① 一般就労への移行者数

#### 【国の基本指針】

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、就労移行支援については1.3倍以上を基本とし、就労継続支援A型については1.26倍以上、就労継続支援B型については1.23倍以上を目指すこととする。

#### 【町の方針】

国の基本指針を踏まえ、一般就労への移行者数を、令和元年度実績0人から令和5年度までに3人を目標値として設定します。

このうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については各1名の一般就労への移行を目標とします。

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数	0人	基準値
【目標値】 令和5年度末の一般就労移行者数	3人	国の指針1.27倍以上を踏まえR元年度実績0人から3人を目標値として設定
【目標値】 令和5年度末の就労移行支援利用による一般就労移行者数	1人	国の指針1.3倍以上を踏まえR元年度実績0人から1人を目標値として設定
【目標値】 令和5年度末の就労継続支援A型利用による一般就労移行者数	1人	国の指針1.26倍以上を踏まえR元年度実績0人から1人を目標値として設定
【目標値】 令和5年度末の就労継続支援B型利用による一般就労移行者数	1人	国の指針1.23倍以上を踏まえR元年度実績0人から1人を目標値として設定

## ②就労定着支援事業の利用

### 【国の基本指針】

- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

### 【町の方針】

国の指針を踏まえて、令和5年度における一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用、また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標値として設定します。

(令和2年度末現在、町内に就労定着支援事業所なし)

項 目	数 値	備 考
就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の就労定着支援事業の利用率	70%	令和5年度における就労定着支援事業利用率
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	80%	令和5年度における就労定着率8割以上の事業所の割合



## (5) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

### 【国の基本指針】

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

### 【町の方針】

本町においては、平成23年11月に新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」を設置し、児童発達支援、放課後等デイサービスに加え保育所等訪問支援事業を実施しています。「あおぞら」では国が求める児童発達支援センターの要件を満たしていませんが、北海道ではこれに代わる児童発達支援センターと同等の機能を有するものとして「市町村中核子ども発達支援センター」の設置を進めていることから、今後は「あおぞら」に「市町村中核子ども発達支援センター」機能を付加するものとし、北海道への申請に向け協議していきます。

項目	R2年度 現状値	R5年度 目標値	備 考
児童発達支援センター (市町村中核子ども発達支援センター) の設置	0箇所	1箇所	新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」への設置検討
保育所等訪問支援事業の 実施	1箇所	1箇所	新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」において実施済み

## (6) 重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保

### 【国の基本指針】

- 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。

### 【町の方針】

医療的ニーズの高い重症心身障がい児は、身近な地域で支援が受けられる環境整備が必要ですが、一般の障害児通所支援で支援を受けることは難しい状況にあります。

本町では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置等について、令和5年度末までに日高圏域での設置に向け関係機関との連携を図り検討していきます。

項目	R2年度 現状値	R5年度 目標値	備考
重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0箇所	1箇所	日高圏域での設置に向け検討

## (7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

### 【国の基本指針】

- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

### 【町の方針】

関係機関が連携を図るための協議の場については障害者総合支援法89条における協議会等を活用することも可能とされている為、新冠町障害者地域自立支援協議会を協議の場として活用することとします。また、日高圏域においては調整役となる医療的ケア児等コーディネーターが配置されましたが、今後は町内においてもコーディネーターの配置を進めます。

項目	R2年度 現状値	R5年度 目標値	備考
関係機関による連携・協議の場の設置	未設置	設置	新冠町障害者地域自立支援協議会を活用
医療的ケア児等コーディネーター配置	配置	配置	町内での配置を進める

## (8) 相談支援体制の充実・強化

### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

### 【町の方針】

総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化を図るため、地域の相談支援事業所と連携を図り、相談支援体制の充実・強化に向けた取組を進めていきます。

項目	R2年度 現状値	R5年度 目標値	備考
総合的・専門的な相談支援の実施	未実施	実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化	未実施	実施	地域の相談支援機関との連携強化の取り組み

## (9) 障害福祉サービス等の質の向上

### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する

### 【町の方針】

- ・利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組みとして相談支援従事者研修等の各種研修会への積極的な受講を促していきます。
- ・国保連における審査でエラーとなった内容の分析結果等を活用し、障害福祉サービス事業所からの請求内容の誤りを防止します。

項目	R2年度 現状値	R5年度 目標値
北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加	実施	実施
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	未実施	実施

## 第3章 障害福祉サービスの見込量

### 1. 障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービスでは、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、国と地方公共団体が費用を負担し、障がいの種別にかかわらず全国一律に実施されるサービスです。

また、障害福祉サービスは、地域で暮らす障がいのある人や障がいのある子どもの生活を支える「訪問系サービス」、昼間の活動の場を提供する「日中活動系サービス」、夜間の住まいでの支援を提供する「居住系サービス」に分類されています。

必要量の見込は、これまでのサービス利用実績やニーズ調査及び国の方針等を勘案して算出しています。

#### (1) 居住系サービス

##### ◆サービス内容

事業名	内容
① 共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行います。
② 施設入所支援	入所している施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
③ 自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行います。

##### ◆サービス見込み量

サービス名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
① 共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人)	29	30	31	32
② 施設入所支援	利用者数 (人)	13	13	13	12
③ 自立生活援助	利用者数 (人)	0	0	0	1

##### ◆整備見込み量

サービス名	単位	元年度 定員	3年度	4年度	5年度
共同生活援助	定員数 (人)	71	71	71	75

## サービス量確保の方策

### □ 共同生活援助（グループホーム）

新冠ほくと園においては、既存のグループの増改築等により、平成30年4月より定員3名増、平成31年1月からは5名増となり、令和元年度末時点での総定員は71名まで増加しています。

今後も施設から地域移行への取組みが求められており、居住の場としてグループホームの利用ニーズの増加が想定されることから、利用者ニーズに応じたサービス必要量の確保に向け、施設・事業所・関係機関などと連携し適正な施設整備に努めていきます。

### □ 施設入所支援

施設から地域移行への取組みが推進されていますが、重度の障がい者は施設入所による支援が必要となるため一定の受入体制を確保することが必要となります。障がい者の意思を第一に、介護者の状況を勘案し、サービス提供事業者の情報提供や町内法人施設の活用の中でサービス量の確保に努めます。

### □ 自立生活援助

平成30年4月より施設・グループホーム等から一人暮らしに移行する障がい者の地域生活を支援するため、自立生活援助が創設されています。今後の地域移行促進のため、町内事業所等においてサービス提供体制が整うよう関係機関と協議・検討していきます。

## (2) 日中活動系サービス

### ◆サービス内容

事業名	内容
①生活介護	常に介護を必要とする人に日中、入浴、排せつ、食事等の身辺介護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。
②自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活、社会生活をめざし、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
③就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
④就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、知識および能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を提供します。 「A型(雇用型)」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。 「B型(非雇用型)」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。
⑤就労定着支援	一般就労をした障がい者の生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
⑥療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。
⑦短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### ◆見込み量

サービス名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度	
①生活介護	利用量(人日/月)	470	545	545	525	
	利用者数(人)	24	27	27	26	
②自立訓練	機能訓練	利用量(人日/月)	0	0	0	0
		利用者数(人)	0	0	0	0
	生活訓練	利用量(人日/月)	0	0	22	22
		利用者数(人)	0	0	1	1
③就労移行支援	利用量(人日/月)	0	0	22	22	
	利用者数(人)	0	0	1	1	
④就労 継続支援	A型	利用量(人日/月)	16	0	22	22
		利用者数(人)	1	0	1	1
	B型	利用量(人日/月)	718	779	779	779
		利用者数(人)	35	37	37	37
⑤就労定着支援	利用量(人日/月)	0	0	0	0	
	利用者数(人)	0	0	0	0	
⑥療養介護	利用量(人日/月)	83	91	91	91	
	利用者数(人)	3	3	3	3	
⑦短期入所 (ショートステイ)	利用量(人日/月)	52	48	50	50	
	利用者数(人)	3	4	4	4	

## サービス量確保の方策

日中活動系のサービスはこれまでと同様、利用者の状況に応じた多様なサービス需要への対応が必要となりますが、平成30年7月には町内の「NPO法人みんなの家ひだまり」が、就労継続支援B型事業所を開設。また、令和2年4月からは社会福祉法人新冠ほくと園が新ひだか町静内において新たに生活介護事業を運営しサービスの充実が図られています。

令和3年4月には障害者総合支援法が改正され、新たな報酬体系に則りサービスが提供されますが、障がい者の状況に応じた生活支援をはじめ、就労支援などの整備に努めるとともに、日中活動の場の確保など、事業者と連携を図りサービス提供体制の充実により必要量の確保を図ります。

### (3) 訪問系サービス

#### ◆サービス内容

事業名	内容
① 居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助を行います。
② 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。
③ 行動援護	知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。
④ 重度訪問介護	重度の身体・知的・精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅における身辺介護や外出時の移動支援等を総合的にを行います。
⑤ 重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

#### ◆見込み量

サービス名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
・居宅介護 ・同行援護 ・行動援護	利用時間数 (時間/月)	4	20	20	20
・重度訪問介護 ・重度障害者等包括支援	利用者数 (人)	1	5	5	5

## サービス量確保の方策

現在、居宅生活を送っている障がい者に加え、入院者や施設入所者の地域移行の促進により、障がい者の地域生活支援はますます必要になります。そのため、近隣町の広域的生活圏域レベルで指定事業者の参入を促進し、サービス提供基盤の整備を図ります。

また、サービス提供にあたっては、障がい特性に応じた従事者の質の高い対応が必要となるので、事業所との連携によりホームヘルパー等の養成を図ります。

### □ 居宅介護（ホームヘルプ）

新冠町社会福祉協議会において実施していますが、身体障がい者へのサービス内容の充実に加え、障がいの区分ごと（身体・知的・精神）に対応できる人材の養成や育成を行うなど、事業所と連携して、質の高い支援と必要量の確保を図るよう努めます。

### □ 同行援護

視覚障がい者の生きがい活動・社会参加を促進するための外出時等の支援のため、既存事業所及びヘルパーのスキルアップを図るための研修や実習の受講などサービス提供体制整備のための支援を行い、質の高い支援と必要量の確保を図るよう努めます。

### □ 行動援護

障がい者の地域移行による就労支援や生きがい活動・社会参加を促進するための外出時の支援のため、既存事業所及びヘルパーのスキルアップを図るための研修や実習の受講などサービス提供体制整備のための支援を行い、質の高い支援と必要量の確保を図るよう努めます。

### □ 重度訪問介護

重度障がい者の介護ニーズ（入浴等）に着目したサービス提供体制整備のため、既存事業所及びヘルパーのスキルアップを図るため、研修や実習の受講などの支援を行います。

### □ 重度障害者包括支援

町内における事業の実施に向け、医療機関等との連携を図るほか、必要なサービス提供は訪問看護・訪問診療などの活用により支援体制を講じます。



## 2. 相談支援の見込量と確保の方策

相談支援は、生活全般の相談、情報提供、サービス等利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス事業者との連絡調整及びモニタリングなどを行います。

必要量の見込は、これまでのサービス利用実績やニーズ調査及び国の方針等を勘案して算出しています。

### ◆サービス内容

事業名	内容
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	施設入所者や退院可能精神障がい者の地域生活移行に向けた「サービス利用計画」を作成し、24時間相談支援やサービスの連絡調整等を行います。
地域定着支援	単身や同居家族からの支援が受けられない障がい者、施設から地域生活に移行する障がい者の、常時の連絡体制確保及びその障がい特性に応じた緊急の訪問・対応の支援を行います

### ◆見込み量

サービス名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
計画相談支援（利用計画）	利用者数	71	75	76	77
地域移行支援	利用者数	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数	0	1	1	1

### サービス量確保の方策

居宅生活を送っている障がい者（児）に加え、長期入院や施設入所から地域生活への移行が進むにつれて、相談支援サービスの需要が高まります。

障がい者（児）の地域生活をきめ細やかに支援していくためには、個々の生活課題を踏まえた適切かつ総合的なケアマネジメントを行うことが重要です。

本町においては平成26年度より、新冠ほくと園において相談支援事業所「相談室かける」が開設され、相談支援事業の体制整備を図っています。

アンケート調査においても利用ニーズが最も多い事業であることから、相談支援専門員が利用者の障がいの多様な特性に対応できる能力や知識を習得し、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントができるよう、相談支援事業所を支援する体制づくりに取り組みます。

### 3 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策

#### ◆サービス内容

事業名		内容
障害児相談支援		障害児の通所サービスの利用に関する援助を行い、「障害児支援計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
障害児通所支援	児童発達支援	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。(未就学児)
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対し、治療、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	放課後等デイサービス	障害児に対し授業の終了後又は休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。(就学児)
	保育所等訪問支援	保育所など児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児について、その施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

#### サービス必要量の見込み

サービス名		区分	元年度実績	3年度	4年度	5年度
障害児相談支援		利用者数(人)	43	33	33	33
障害児通所支援	児童発達支援	利用量(人日/月)	36	29	29	29
		利用者数(人)	16	8	8	8
	医療型児童発達支援	利用量(人日/月)	0	0	0	0
		利用者数(人)	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	利用量(人日/月)	64	50	50	50
		利用者数(人)	27	25	25	25
	保育所等訪問支援	利用量(人日/月)	0	0	12	12
		利用者数(人)	0	0	1	1
	居宅訪問型児童発達支援	利用量(人日/月)	0	0	0	0
		利用者数(人)	0	0	0	0

## サービス量確保の方策

心身に障がいのある児童とその家族を支援する障害児通所支援事業については、平成23年11月より、「新冠町子ども発達支援センターあおぞら」を節婦地区に開設し、新冠ほくと園への事業委託により運営しています。平成23年の開設以来、利用者は増加し一時は定員超過となる心配もありましたが、平成28年以降は定員に余裕もみられています。

児童の障がい種別においては当センターにおいても発達障がい児の割合が増え、今後も乳幼児健診等での発達障がい等の早期発見・早期療育が重要であることから療育指導体制の充実を図るため、引き続き職員を加配し手厚い療育指導体制を図っていきます。

また、全国的に医療的ケア児への対応が課題となっていることから、関係機関と協議し当町でのサービス提供体制の構築を図り児童の健全な育成を支援していきます。

## 第4章 地域生活支援事業

### 1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条において市町村が実施主体であると位置づけられた法定事業であり、障害福祉サービスとともに障がい者等の自立と社会参加を支援するための両輪となっていくものです。

本町に住む障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、利用者のサービスの選択を可能にした上で必要なサービス量の確保に努めます。

#### 【必須事業】

##### ◆サービス内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し支援を行います。
相談支援事業	町内外の相談支援事業者と連携し、中立・公平性を確保した必要な情報の提供、助言、サービス利用支援などを行います。 (※計画相談支援を除きます)
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を図っていきます。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声、視覚などの障がいで意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し自立生活支援用具などの日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に社会参加等のための外出支援（ガイド等）を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。

#### 【任意事業】

##### ◆サービス内容

事業名	内容
日中一時支援事業	日中に障害福祉サービス事業所等において、見守りなどの一時預かりを行います。
住宅改修費給付事業	障がい特性に応じた手摺取付などの住宅改修費を助成します。
点字図書給付事業	視覚障がい者に図書の点字変換に要する費用を助成します。
身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障がい者が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
移送サービス事業（車両移送支援）	重度の障がい者（児）の通院・通園に対し、福祉車両による送迎を行います。
重度身体障害者入浴送迎事業	在宅での入浴が困難な重度身体障がい者を福祉車両により送迎し施設の特設浴槽において入浴介助を行うものです。

## 2. 地域生活支援事業の必要量と確保の方策

地域生活支援事業のサービス提供については、法定サービスを補完するサービスとして、きめ細かなマネジメントに心がけるとともに、利用者が必要に応じサービスの選択が可能となるよう相談支援体制の充実に加え制度周知の徹底に努め、事業者間の連絡調整・情報共有を図ります。

### (1) 必須事業

#### □ 理解促進研修・啓発事業

##### サービス必要量の見込み

サービス名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

##### サービス量確保の方策

障がいのある人等への理解を深めるため、新冠町社会福祉協議会と保健福祉課の共同事業として新冠小学校へ出向き、総合的学習の一環として車椅子や杖等の疑似体験教室を実施し、障がい者への理解促進を図っています。

今後は朝日小学校での実施や町民全体への周知・広報活動についても検討していきます。

#### □ 自発的活動支援事業

##### サービス必要量の見込み

サービス名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有	有

##### サービス量確保の方策

障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。障がい者本人の意思を尊重しながら、障がい者や家族の団体・NPO・ボランティア団体等に対し、事業の積極的な活用を働きかけていきます。

## □ 相談支援事業

### サービス必要量の見込み

サービス名		区分	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2	2
	地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有
	身体障害者相談員	有無	有	有	有	有
	知的障害者相談員	有無	有	有	有	有

#### サービス量確保の方策

障がい者からの各種相談に応じて必要な情報の提供や助言、サービス利用に関するマネジメントを充実させるため、町職員の専門性を高めるとともに、24時間体制による相談の対応や専門的・困難事例等に対応するため、新冠ほくと園が運営する新冠町相談支援事業所相談室「かける」と連携し相談支援体制の機能充実を図り、訪問などによるニーズ把握に努めます。

また、「新冠町障害者自立支援協議会」を活用し、課題解決や関係機関のネットワークの構築を進めるとともに、障がいのある者が「人権侵害や犯罪被害等」に遭わないよう、身体障害者相談員・知的障害者相談員について、引き続き町においてそれぞれ委嘱することにより、相談支援事業や権利擁護事業の重層的な充実を図ります。

## □ 意思疎通支援事業

### サービス必要量の見込み

サービス名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
意思疎通支援事業	利用量 (時間/年)	1.5	6	6	6

#### サービス量確保の方策

聴覚・言語・音声機能、その他の障がいのある人の意思疎通を図るため、専門機関（北海道ろうあ連盟）に委託して手話通訳者の確保に努めます。

## □ 日常生活用具給付等事業

### サービスの必要量の見込み

サービス名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
介護訓練支援用具	給付等件数 (件/年)	0	1	1	1
自立生活支援用具	給付等件数 (件/年)	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	給付等件数 (件/年)	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	給付等件数 (件/年)	1	1	1	1
排泄管理支援用具	給付等件数 (件/年)	155	156	156	156

#### サービス量確保の方策

障がいの特性や必要性を判断し、生活上必要な生活用具についての相談、助言により適切な給付に努めます。

住宅改修の必要性について訪問活動等によりの確に把握するものとし、本人・家族との相談につなげることで、障がい者の居宅生活の利便性向上を図ります。

## □ 住宅改修費給付等事業

### サービスの必要量の見込み

サービス名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
住宅改修費給付事業	給付等件数 (件/年)	1	1	1	1

#### サービス量確保の方策

日常生活に必要な住宅改修について訪問活動等によりの確に把握するものとし、本人・家族との相談に対応し、適切な給付に努めるとともに、障がい者の居宅生活の利便性向上を図ります。

## □ 移動支援事業

### サービス必要量の見込み

サービス名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
移動支援事業	実利用者数(人)	1	3	3	3
	延べ利用時間数 (年)	188	1,080	1,080	1,080

### サービス量確保の方策

屋外での移動が困難な障がい者に、社会参加や余暇活動参加促進のための外出の支援を推進するため、買い物同行ガイドや通院対応等の事業を中心に、障がい者の移動を支援します。

また、町内での利用者ニーズの把握及びサービス提供体制について検討していきます。

## □ 地域活動支援センター運営事業

### サービス必要量の見込み

サービス名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
新冠町地域活動 支援センター事業 (基礎的事業)	実施箇所数	1	1	1	1
	延利用数(人/年)	353	360	370	380

### サービス量確保の方策

平成28年度に「サポートセンターえましか」の移転に合わせ節婦町から本町の市街地へ移転したことにより、利用者の利便性が向上、平日の日中以外にも夕方や土・日・祝日での集団活動並びに個別対応としてピアサポーターの支援を受けたコミュニケーションスキル向上等のプログラムも提供しています。最近では「ひきこもり」状態にある方も利用され、社会と繋がる貴重な交流の場としての機能も果たしています。

今後も障がい者の社会交流や創作・生産活動の場として、新冠町地域活動支援センターの運営を支援するとともに、事業委託している新冠ほくと園やボランティアグループと連携して魅力ある活動を提供し、サービス見込量の確保に努めます。



## □ 成年後見制度利用支援事業

### サービス必要量の見込み

サービス名	区分	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	0	1	1	1

### サービス量確保の方策

平成26年度より認知症高齢者と併せて事業を実施していますが、障がい者の利用実績はこれまでありません。今後さらに成年後見制度の必要性が高まることが予想されるため、地域で暮らす障がいのある方の権利擁護が図られるよう対応していきます。

## □ 成年後見制度法人後見支援事業

### サービス必要量の見込み

サービス名	区分	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	—	有	有	有

### サービス量確保の方策

平成27年度から新冠町社会福祉協議会において法人後見の実施体制を整備していますが、これまでの利用実績はありません。今後の後見業務を円滑に行うため、同法人と協議し研修会の開催や組織体制の構築及び専門職による支援体制整備などを図り、障がい者の権利擁護に努めます。

## (2) 任意事業

### サービス必要量の見込み

サービス名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
日中一時支援事業	利用者数 (人/月)	4	4	4	4
点字図書給付事業	件/年	0	1	1	1
身体障害者用自動車 改造費助成事業	件/年	0	1	1	1
移送サービス事業 (障がい者)	件/年	3,011	3,050	3,100	3,150
重度身体障害者 入浴送迎事業	件/年	0	1	1	1

### サービス量確保の方策

#### □ 日中一時支援事業

居宅生活を送る障がい者(児)世帯の状況を把握し、きめ細かなケアマネジメントにより、介護者の一時的休息や利用者の日中活動機会の支援を行います。

また、町内での利用者ニーズの把握及びサービス提供体制について検討していきます。

#### □ 点字図書給付事業

視覚障がい者(児)への一般図書の紹介を行うなどの支援を行い、必要なサービス量を確保します。

#### □ 身体障害者用自動車改造費助成事業

障がい者の自立生活支援と社会参加、就労支援には、自動車改造による移動手段の確保は必要であるため、対象者への制度の周知徹底を図ります。

#### □ 移送サービス事業

新冠町社会福祉協議会との連携により障がい者の移動手段を確保することで、通院、療育など利用しやすい環境を整備し、マネジメント時にサービスの利用を促すことでサービス量の確保に努めます。

#### □ 重度身体障害者入浴送迎事業

実施団体である社会福祉法ふくろう会と連携し、サービス提供体制の維持継続が図られるよう支援して行きます。

# 【資料編】

- ・ 障がい者アンケート
  - ・ 障がい児アンケート
- 実施結果

# 令和2年度障がい者アンケート調査集計資料

## 1. 調査の目的

障害者総合支援法第88条1項に基づき、市町村が策定する障害者福祉計画において「障害者福祉サービス」や「地域生活支援事業」などの数値目標やサービス量を見込み、より実効性のある障害者福祉計画を定めるため、基礎的な資料とすることを目的に調査を実施したものの。

## 2. アンケート回収結果（回答者）

- ・対象者 町内在住で障害者手帳を所持する障がい者または新冠町が援護し障害者福祉サービスを利用している18歳以上の障がい者
  - ・調査期間 令和2年7月30日～9月18日
  - ・回収結果 【対象者 147名】【回答者 108名】【回答率 73.5%】
  - ・回答者区分

身体障がい者手帳所持者	41名	(内1級、2級	24名)
療育手帳所持者	60名	(内A判定	19名)
精神保健福祉手帳所持者	9名	(内1級	2名)
福祉サービス利用者（手帳なし）	0名		
合計	110名		
- ※重複障がい者を含むため回答者と回答区分の合計に差異が生じます。

## 3. アンケート結果について

### (1) 住まい暮らしについて

「家族と暮らしている方」が全体の4割を占めますが、「施設やグループホーム」で暮らしている方も4割となっています。今後の生活については「今のまま生活したい」と考えている方が5割いる一方で、「一般住宅で一人暮らしをしたい」との回答が2名、「グループホーム等で生活したい」も4名の方が回答しています。

また、地域で生活するための支援では、「障がい者に適した住宅の確保」や「必要なサービスの確保」「地域住民の理解」との回答もあり、地域生活を支える支援が必要とされています。

地域共生社会を進める中で、施設から地域への定住を推進し、施設入所者や入院中の方の地域生活への移行を支援できる環境が必要なことから、地域住民や関係機関との連携体制構築が重要となります。

### (2) 日中活動や就労について

#### ①日中活動について

「毎日外出する」「一週間に数回外出する」との回答が全体の8割と多くなっている一方で、「めったに外出しない」「まったく外出しない」の回答が2割となっています。

外出目的については「通勤・通学・通所」「医療機関への受診」「買い物に行く」が合わせて7割の回答がある一方で、社会参加となる「グループ活動や趣味スポーツ」の回答をした方が

少ない結果となっています。

実際に外出した際の困りごとについては、「公共交通機関、道路や駅の段差」「外出先の設備等」の回答が多く見られ、ハード面でのバリアフリー化が求められています。

このことから、障がい者等の地域への外出機会を増やし地域社会との接点をつくり、外出するきっかけを提供出来るような支援体制や障がいのある方でも参加しやすい事業や施策が必要とされています。

また、外出する際に「介護者の確保や周囲の目が気になる」等の回答も出ている事から、地域への障害への理解促進が求められています。

## ②就労について

「会社勤めや自営業などで収入を得ている」との回答が2割、「障がい者福祉施設へ通所している」との回答が4割となっています。また、今後「仕事をしたい」との回答も46人と多く回答しており、就労に向けての職業訓練や就労移行支援等のサービスを提供出来る様、相談支援事業所や就労支援事業所、就労先等との連携が必要となります。就労支援についてどのような支援が必要かについては、「職場の障がい者理解」「上司、同僚に障害の理解があること」などが多い事から、障がい者が働きやすい環境の整備、障がい特性の理解促進が必要とされています。

## ③福祉サービスについて

「現在利用しているサービス」で最も多かったのが「共同生活援助」と「生活介護」となっており、新冠町で支給決定している福祉サービスの中でグループホームを利用している方が多く見られます。また、今後「施設に入所している方」や「入院されている方」の地域生活への移行を進める上でもグループホームの利用者が増えると予想される為、地域移行への支援体制が必要となります。

## (3) 相談相手について

「家族や親せき」「友人・知人」「職場の上司や同僚」などの日常生活で身近な存在となる方へ相談しているとの回答が全体の5割となっている一方で、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」「行政機関の相談窓口」との回答が、合わせても1割に満たない結果となっています。「行政機関の窓口」や「相談支援事業所」は障がい者の支援を進める上で重要であることから、障がいのある方が相談しやすい環境を整え、様々な障がい特性に対応できる職員の能力向上、行政機関と相談支援事業所の連携、「気軽に相談できる窓口」となる様な取組みが求められています。

## (4) 権利擁護について

差別や嫌な思いをする(した)ことが「ある」「少しある」との回答が全体の3割となっており、実際に嫌な思いをした場所については「学校・仕事場・外出先・住んでいる地域」で約6割となっています。

障がい者が地域で暮らす中で、障がいに対する理解を深める研修会の実施や、障がいのある

方と地域住民との関わりを持てる事業などを実施し、障害者差別を軽減するだけでなく、「障がい者が暮らしやすい街づくり」「地域共生社会」へ向けた取り組みが求められています。

成年後見制度の利用については「今すぐ利用したい」「今は必要ないが、将来的には利用したい」との回答が2割となっている一方で、「制度内容がわからない」「無回答」の回答が全体の5割と多くなっている事から、成年後見制度の内容を広く周知出来るよう、研修会の開催や広報等での事業周知等、利用促進に向けた取り組みが必要です。

#### **(5) 災害時の避難について**

災害時に「一人で避難できる」との回答が全体の5割となった一方で、「一人で避難できない」「避難できるかわからない」と回答された方も5割おり、災害時の非難誘導、介助等の支援が課題となっています。

また、災害時に近くに「助けてくれる人がいない」「助けてくれるかわからない」との回答が合わせて約6割近くになっている事から、災害時の防災体制強化が必要となります。

地域の防災対策の改善は行なっておりますが、障がい者や高齢者の救助・非難誘導は重要な課題となっており、災害時の避難誘導等が必要な要介護者や障がい者手帳所持者を名簿等で把握し、有事に対応出来るよう防災対策の強化が求められています。

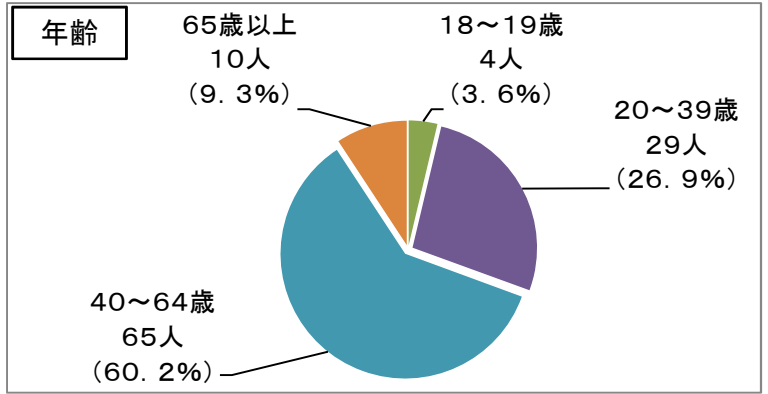
# アンケート調査結果集計表

## 1 性別・年齢・家族などについて

問1 あなたの年齢をお答えください(令和2年8月1日現在)

	18歳～19歳	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上
男	4	17	41	4
女	0	12	24	6
合計	4	29	65	10

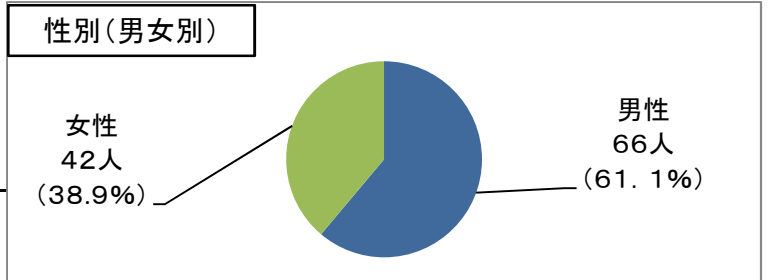
■年齢別では40～64歳までが一番多く60.2%、次に20～39歳も多く26.9%となっている。  
 ■65歳以上は9.3%となっている。



問2 あなたの性別をお答えください

性別	1. 男性	2. 女性	合計
計	66	42	108
身体	28	13	41
知的	40	20	60
精神	6	1	7

■性別では男性が61.1%、女性が38.9%となっており男性が多く利用している傾向が見られる。



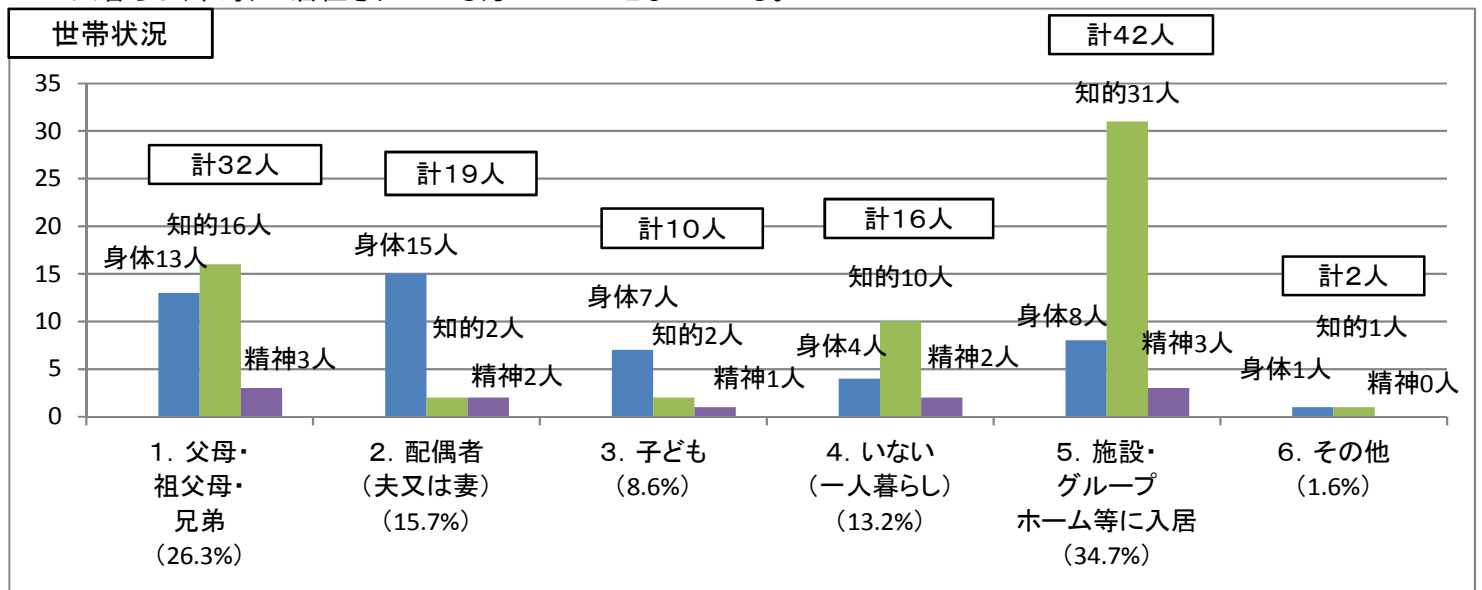
問3 現在、あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか(複数回答)

	1. 父母・祖父母・兄弟	2. 配偶者(夫又は妻)	3. 子ども	4. いない(一人暮らし)	5. 施設・グループホーム等に入居	6. その他
身体	13	15	7	4	8	1
知的	16	2	2	10	31	1
精神	3	2	1	2	3	0
合計	32	19	10	16	42	2

(※グループホーム、福祉施設等を利用している方は「5. 施設・グループホーム等に入居」とする。)

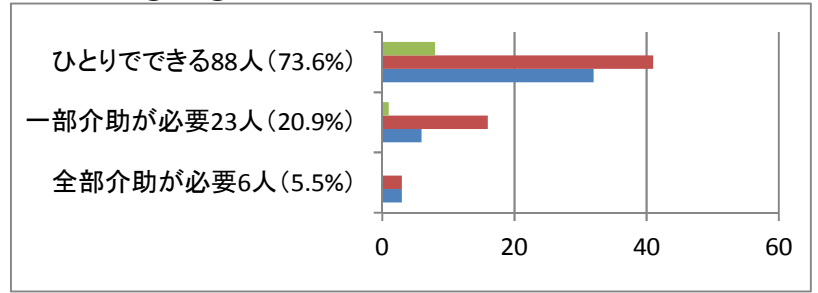
■施設・グループホームが一番多く34.7%となっており、複数世帯(家族、配偶者、子ども、その他)で52.2%となっている。

■一人暮らし(単身)で居住されている方が13.2%となっている。



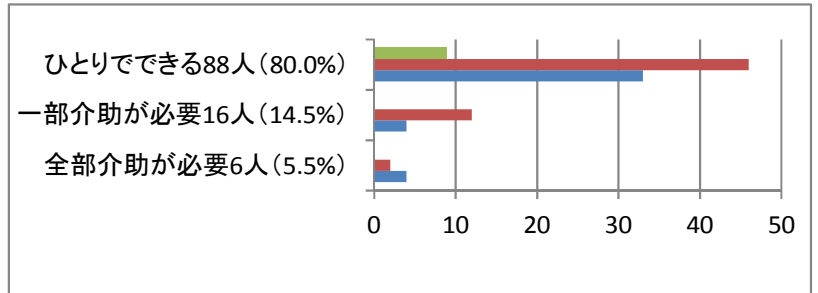
問4 日常生活で、次のことをどのようにしていますか(設問①～⑩それぞれ回答)

①食事			
	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
身体	32	6	3
知的	41	16	3
精神	8	1	0
合計	81	23	6



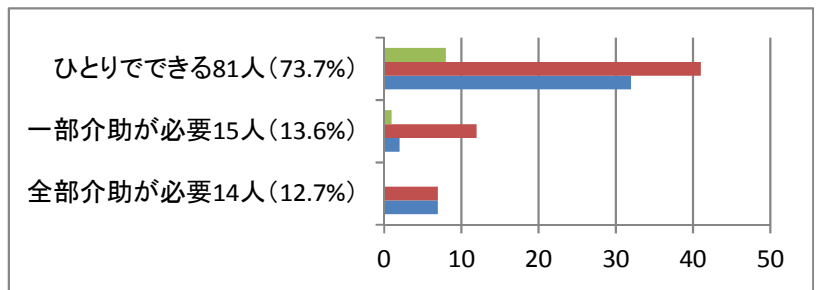
■食事について「ひとりでできる」が73.6%となっており、「一部介助」が20.9%、「全部介助」は5.5%となっている。

②トイレ			
	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
身体	33	4	4
知的	46	12	2
精神	9	0	0
合計	88	16	6



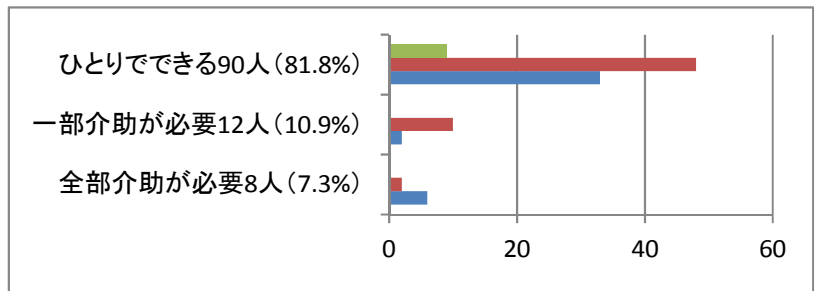
■トイレについて「ひとりでできる」が80.0%となっており、「一部介助」が14.5%、「全部介助」は5.5%となっている。

③入浴			
	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
身体	32	2	7
知的	41	12	7
精神	8	1	0
合計	81	15	14



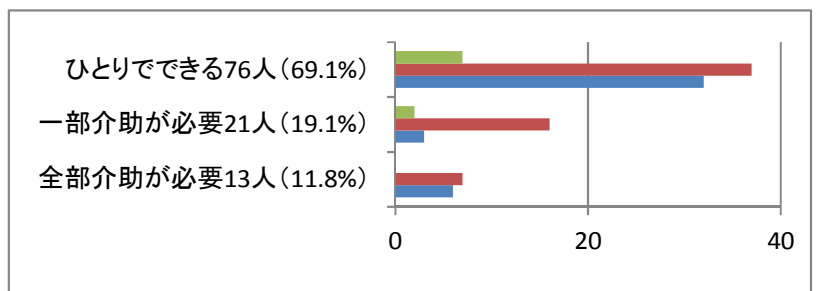
■入浴について「ひとりでできる」が73.7%となっており、「一部介助」13.6%、「全部介助」は12.7%となっている。

④衣服の着脱			
	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
身体	33	2	6
知的	48	10	2
精神	9	0	0
合計	90	12	8



■衣服の着脱について「ひとりでできる」が81.8%となっており、「一部介助」が10.9%、「全部介助」は7.3%となっている。

⑤身だしなみ			
	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
身体	32	3	6
知的	37	16	7
精神	7	2	0
合計	76	21	13

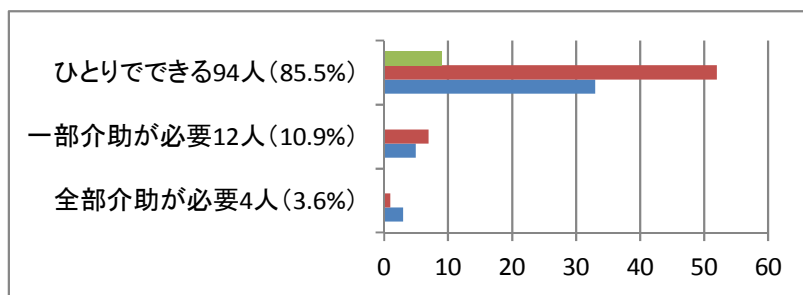


■身だしなみについて「ひとりでできる」が69.1%となっており、「一部介助」が19.1%、「全部介助」は11.8%となっている。



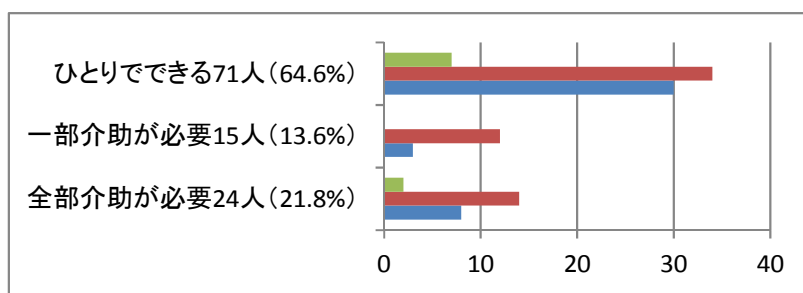
⑥家の中の移動			
	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
身体	33	5	3
知的	52	7	1
精神	9	0	0
合計	94	12	4

■家の中の移動について「ひとりでできる」が85.5%となっており、「一部介助」が10.9%、「全部介助」は3.6%となっている



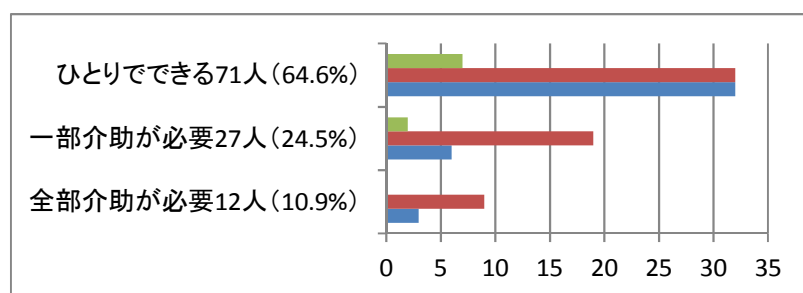
⑦外出			
	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
身体	30	3	8
知的	34	12	14
精神	7	0	2
合計	71	15	24

■外出について「ひとりでできる」が64.6%となっており、「一部介助」が13.6%、「全部介助」は21.8%となっている。



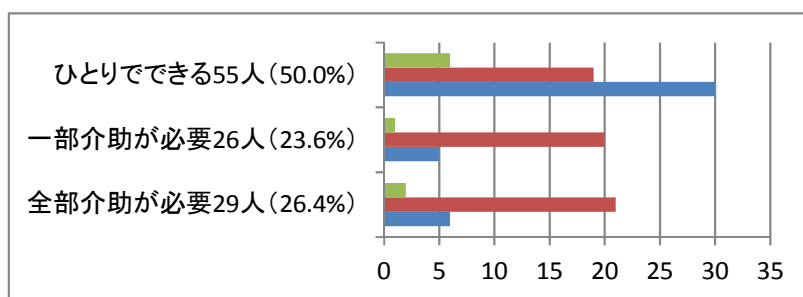
⑧家族以外の人との意思疎通			
	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
身体	32	6	3
知的	32	19	9
精神	7	2	0
合計	71	27	12

■家族以外の人との意思疎通について「ひとりでできる」が64.6%となっており、「一部介助」が24.5%、「全部介助」は10.9%となっている。



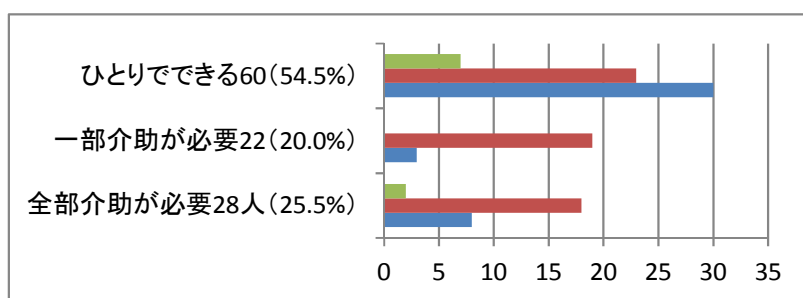
⑨お金の管理			
	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
身体	30	5	6
知的	19	20	21
精神	6	1	2
合計	55	26	29

■お金の管理について「ひとりでできる」が50.0%となっており、「一部介助」が23.6%、「全部介助」は26.4%となっている。



⑩薬の管理			
	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
身体	30	3	8
知的	23	19	18
精神	7	0	2
合計	60	22	28

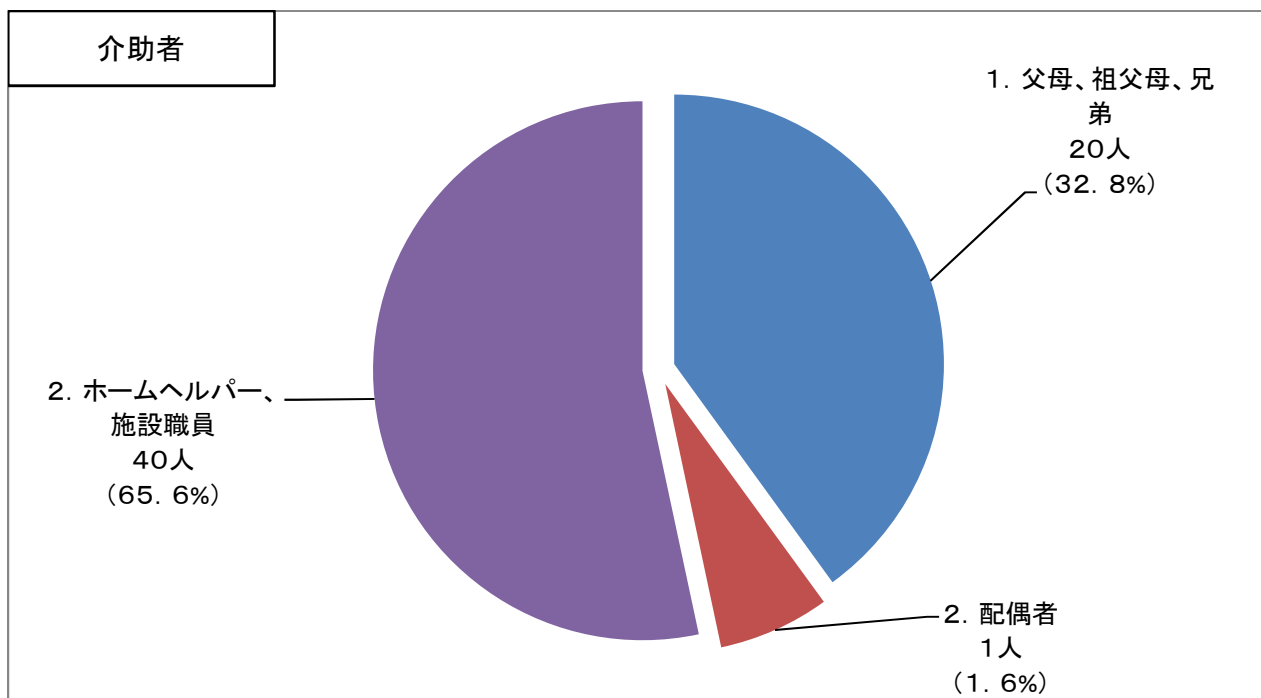
■薬の管理について「ひとりでできる」が54.5%となっており、「一部介助」が20.0%、「全部介助」は25.5%となっている。



問5 あなたを介助してくれる人は方は主に誰ですか（複数回答）

	1. 父母・祖父母・兄弟	2. 配偶者（夫または妻）	3. 子ども	4. ホームヘルパーや施設の職員	5. その他人（ボランティア等）
身体	6	1	0	8	0
知的	14	0	0	28	0
精神	0	0	0	4	0
合計	20	1	0	40	0

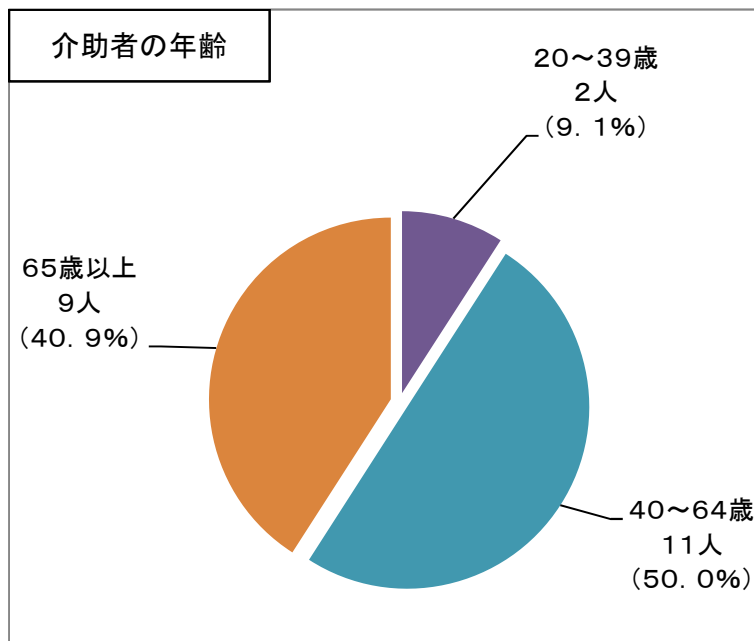
■介助する方は「ホームヘルパー、施設職員」で65.6%となっており、次に「父母、祖父母、兄弟」で32.8%となっている。



問6 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください（設問①～③それぞれに回答）

	①年齢			
	～19歳	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上
男性	0	1	7	4
女性	0	1	4	5
合計	0	2	11	9

■家族で介護を行っている年齢では「40～64歳」で50.0%、「65歳以上」で40.9%となっている。

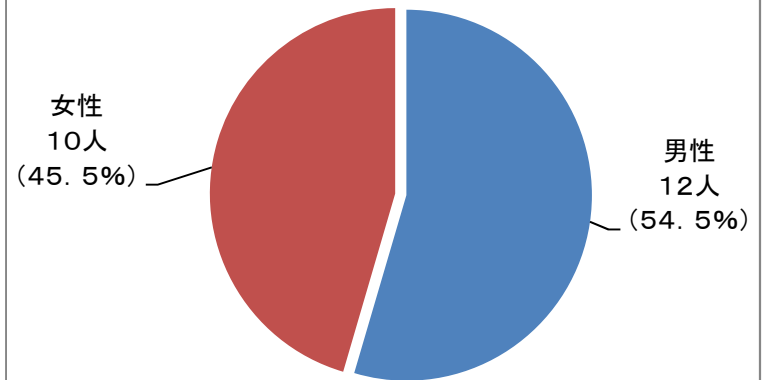


②性別

	1. 男	2. 女
男性	4	2
女性	8	8
合計	12	10

■介助者の性別は男性が54.5%、女性で45.5%となっている。

介助者の性別

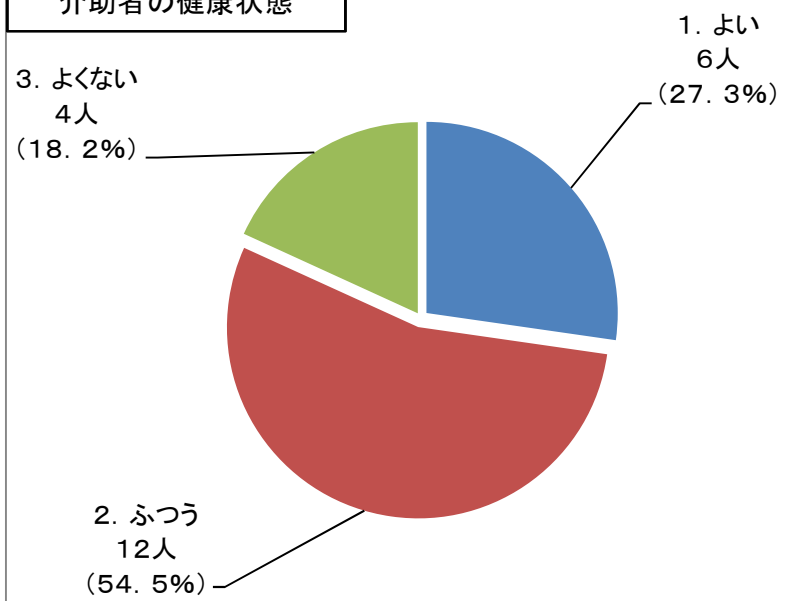


③健康状態

	1. よい	2. ふつう	3. よくない
男性	4	6	2
女性	2	6	2
合計	6	12	4

■介護者の健康状態は「ふつう」が54.4%と多くっており、「よい」も27.3%「よくない」が18.2%となっている。

介助者の健康状態

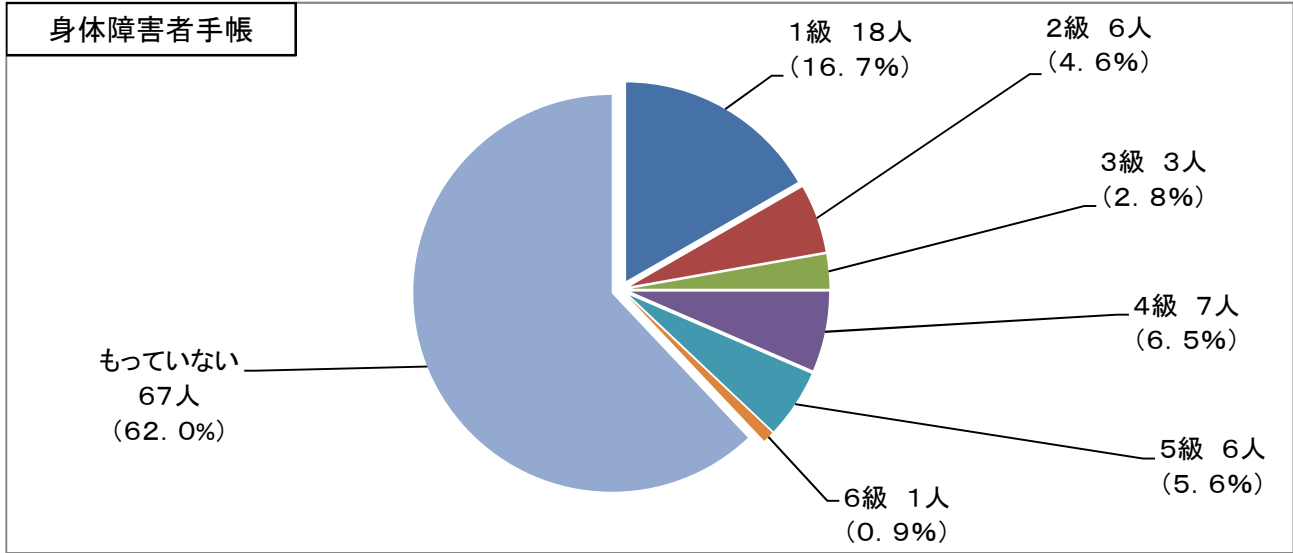


## 2 障害状況について

問7 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	もっていない
男性	11	5	1	6	5	0	38
女性	7	1	2	1	1	1	29
合計	18	6	3	7	6	1	67

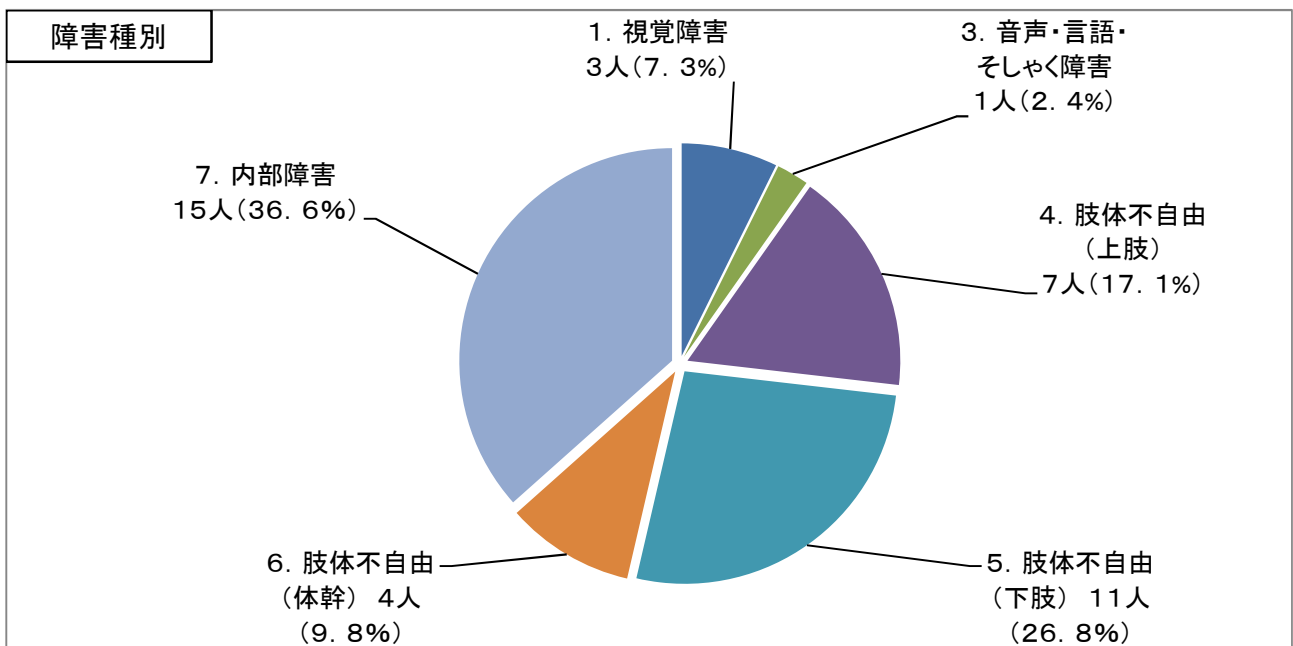
- 身体障害者手帳を「もっている」が38.0%で、「もっていない」が62.0%となっている。
- 身体障害者手帳をもっている中で重度である「1級、2級」が合わせて21.3%となっている。



問8 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください

	1. 視覚障害	2. 聴覚障害	3. 音声・言語・そしゃく機能障害	4. 肢体不自由(上肢)	5. 肢体不自由(下肢)	6. 肢体不自由(体幹)	7. 内部障害(1~6以外)
男性	2	0	0	6	7	3	10
女性	1	0	1	1	4	1	5
合計	3	0	1	7	11	4	15

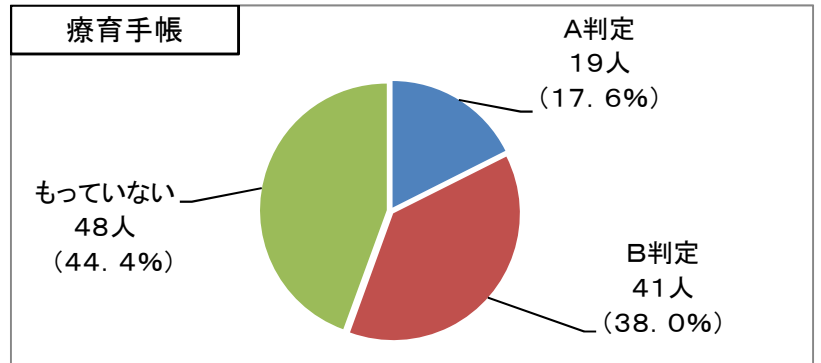
- 障害種別では内部障害が一番多く36.6%となっている。
- 次に肢体不自由(下肢)で26.8%、肢体不自由(上肢)が17.1%となっている。



問9 あなたは療育手帳をお持ちですか

	1. A判定	2. B判定	3. もっていない
男性	13	27	26
女性	6	14	22
合計	19	41	48

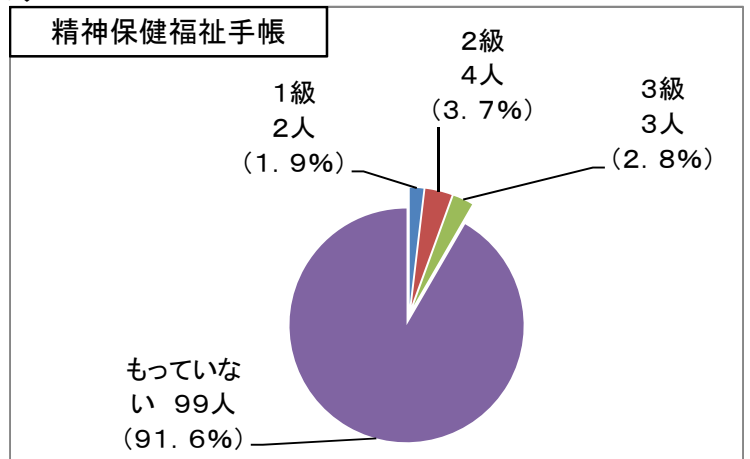
■療育手帳所持者はB判定が38.0%、A判定が17.6%となっている。  
 ■療育手帳の交付を受けていない人は44.4%



問10 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか

	1級	2級	3級	4. もっていない
男性	1	2	1	62
女性	1	2	2	37
合計	2	4	3	99

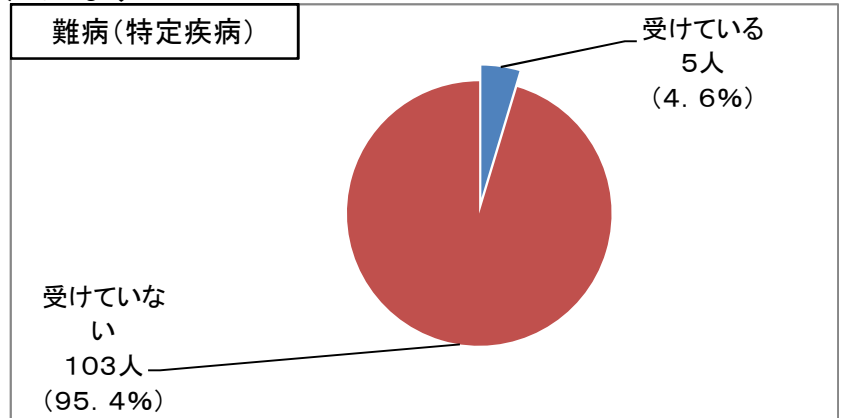
■精神保健福祉手帳の交付を受けている人が8.4%、精神保健福祉手帳を「持っていない」が91.6%となっている。  
 ■等級では2級が一番多く3.7%、続いて3級が2.8%、1級が1.9%となっている。



問11 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか

	1. 受けている	2. 受けていない
男性	2	64
女性	3	39
合計	5	103

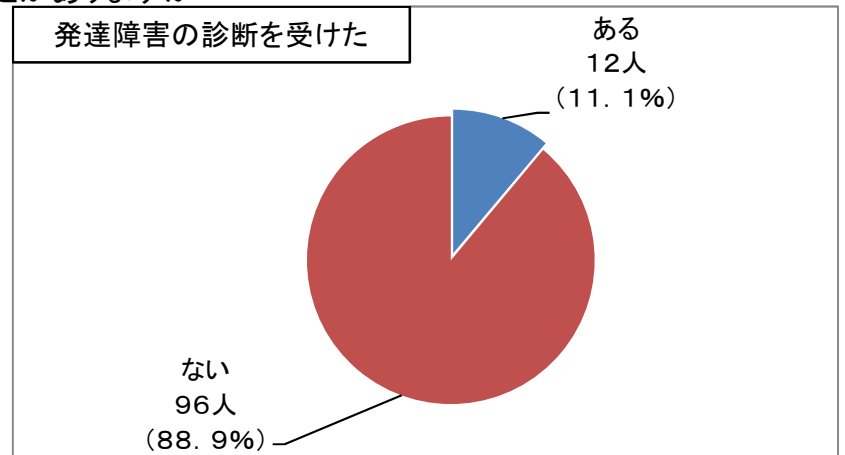
■難病指定に関しては「受けている」が4.6%となっている。



問12 あなたは発達障害として診断されたことがありますか

	1. ある	2. ない
男性	11	55
女性	1	41
合計	12	96

■発達障害と診断された事の「ある」が11.1%となっている。

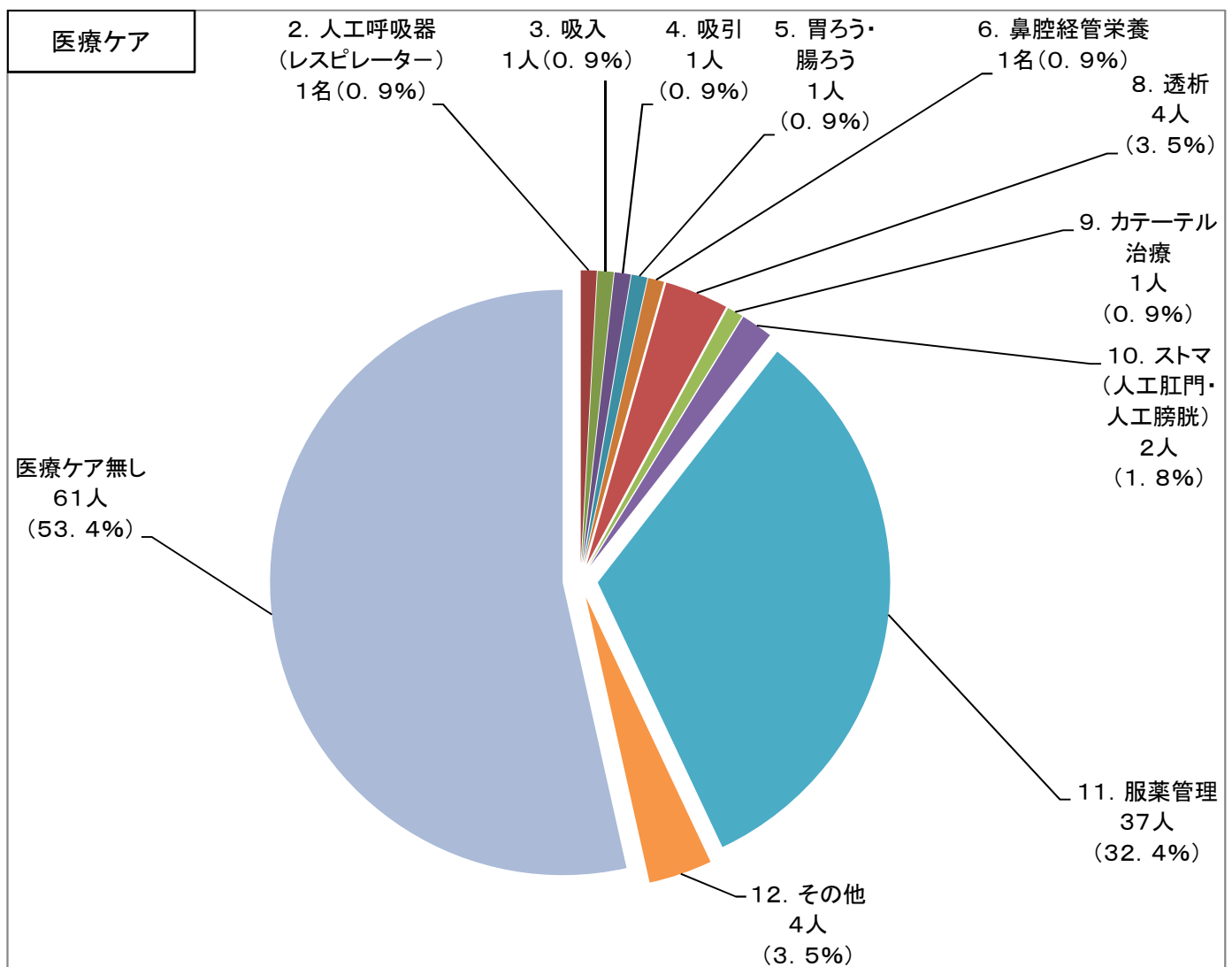


問13 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。(複数回答)

	1. 気管切開	2. 人工呼吸器 (レスピレーター)	3. 吸入	4. 吸引	5. 胃ろう・ 腸ろう
男性	0	0	0	0	0
女性	0	1	1	1	1
合計	0	1	1	1	1
	6. 鼻腔経管 栄養	7. 中心静脈 栄養(IVH)	8. 透析	9. カテーテル 留置	10. ストマ (人工肛門・ 人工膀胱)
男性	0	0	3	0	1
女性	1	0	1	1	1
合計	1	0	4	1	2
	11. 服薬管理	12. その他	医療ケア無し		
男性	23	4	37		
女性	14	0	24		
合計	37	4	61		

■回答者のおおよそ46.6%が医療ケアを受けている。

■医療ケアで一番多いのが「服薬管理」で32.4%、続いて「透析」3.5%、ストマで1.8%となっている。

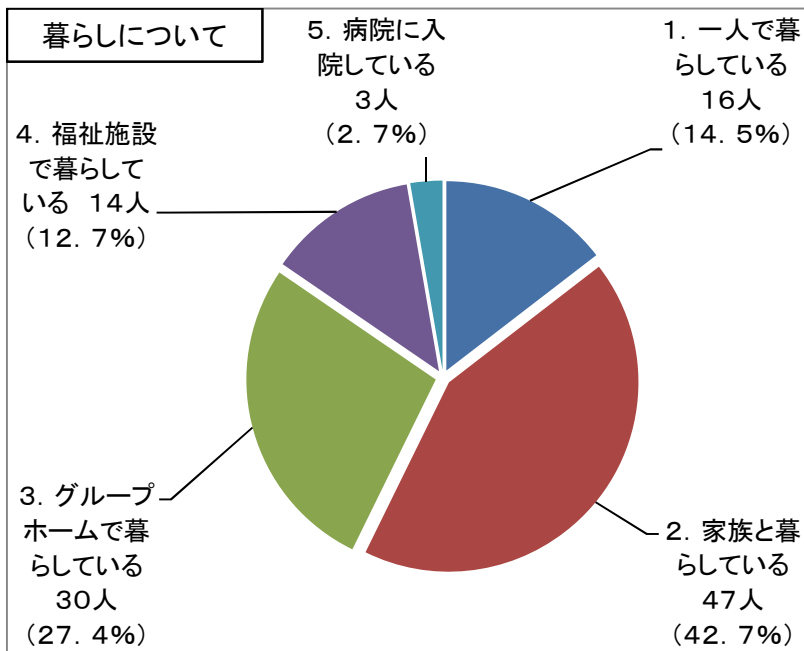


### 3 住まいや暮らしについて

#### 問14 あなたは現在どのように暮らしていますか

	1. 一人で暮らしている	2. 家族と暮らしている	3. グループホームで暮らしている
身体	8	25	2
知的	6	18	25
精神	2	4	3
合計	16	47	30
	4. 福祉施設で暮らしている	5. 病院に入院している	6. その他
身体	5	1	0
知的	9	2	0
精神	0	0	0
合計	14	3	0

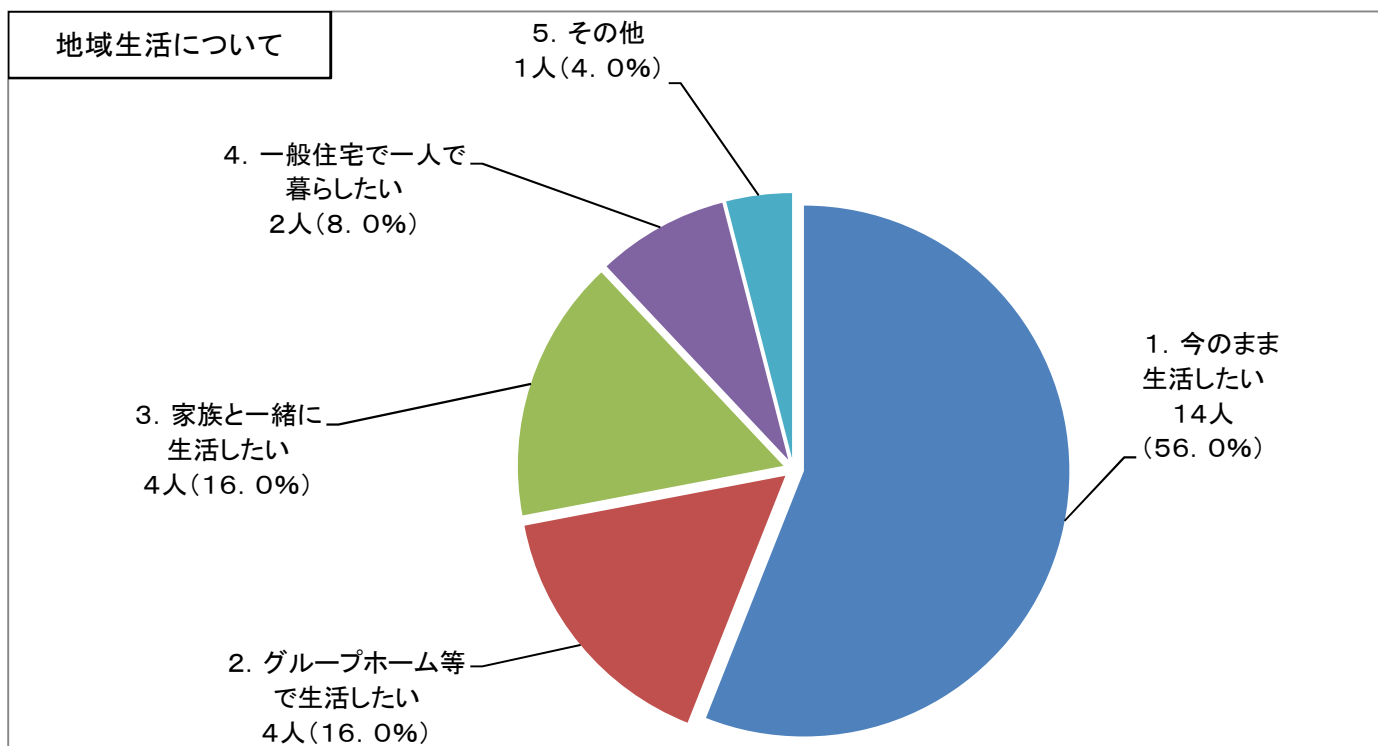
■家族との同居が一番多く42.7%、続いてグループホームで27.4%、施設入所で12.7%となっている。  
 ■一人で暮らしているも多く14.5%となっている。



#### 問15 あなたは今後3年以内に地域で生活したいと思いますか。(問14で4. 又は5. を選択した方)

	1. 今のまま(福祉施設等)で生活したい	2. グループホームなどを利用したい	3. 家族と一緒に生活したい	4. 一般の住宅で一人暮らしをしたい	5. その他
身体	5	1	3	0	0
知的	9	3	1	2	1
精神	0	0	0	0	0
合計	14	4	4	2	1

■「今のまま生活したい」が一番多く56.0%となっている。  
 ■今後「グループホーム等で生活したい」は16.0%となっている。  
 ■「家族と一緒に生活したい」も16.0%、「一般住宅で独り暮らし」も少数だが8.0%となっている。

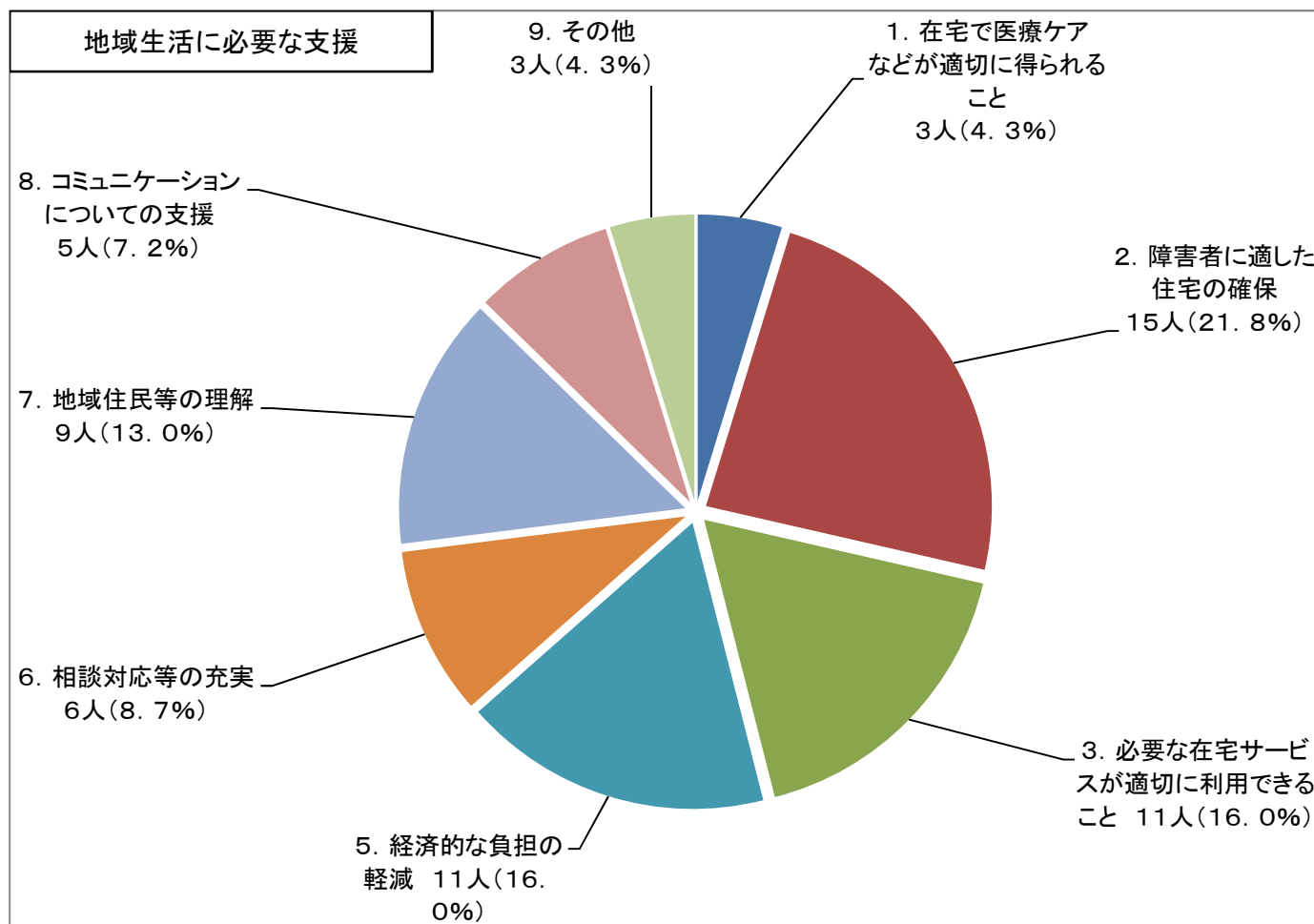


問16 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(複数回答)

	1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られる	2. 障害者に適した住居の確保	3. 必要な在宅サービスが適切に利用できる	4. 生活訓練等の充実	5. 経済的な負担の軽減
身体	1	6	4	1	3
知的	2	9	7	5	8
精神	0	0	0	0	0
合計	3	15	11	6	11
	6. 相談対応等の充実	7. 地域住民等の理解	8. コミュニケーションについての支援	9. その他	
身体	2	2	0	2	
知的	4	7	5	1	
精神	0	0	0	0	
合計	6	9	5	3	

■地域で生活するために必要な支援について、「障害者に適した住居の確保」が21.8%となっており、次に「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「経済的な負担の軽減」が共に16.0%となっている。

■他にも「地域住民の理解」が13.0%、「コミュニケーションについての支援」も7.2%と少数だがあげられている。



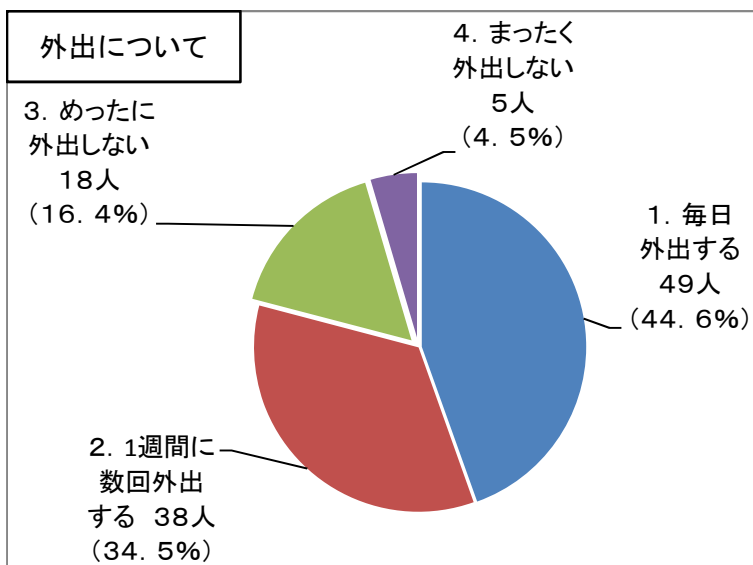


#### 4. 日中活動や就労についてお聞きします。

問17 あなたは、1週間にどの程度外出しますか

	1. 毎日外出する	2. 1週間に数回外出する	3. めったに外出しない	4. まったく外出しない
身体	17	12	8	4
知的	29	21	9	1
精神	3	5	1	0
合計	49	38	18	5

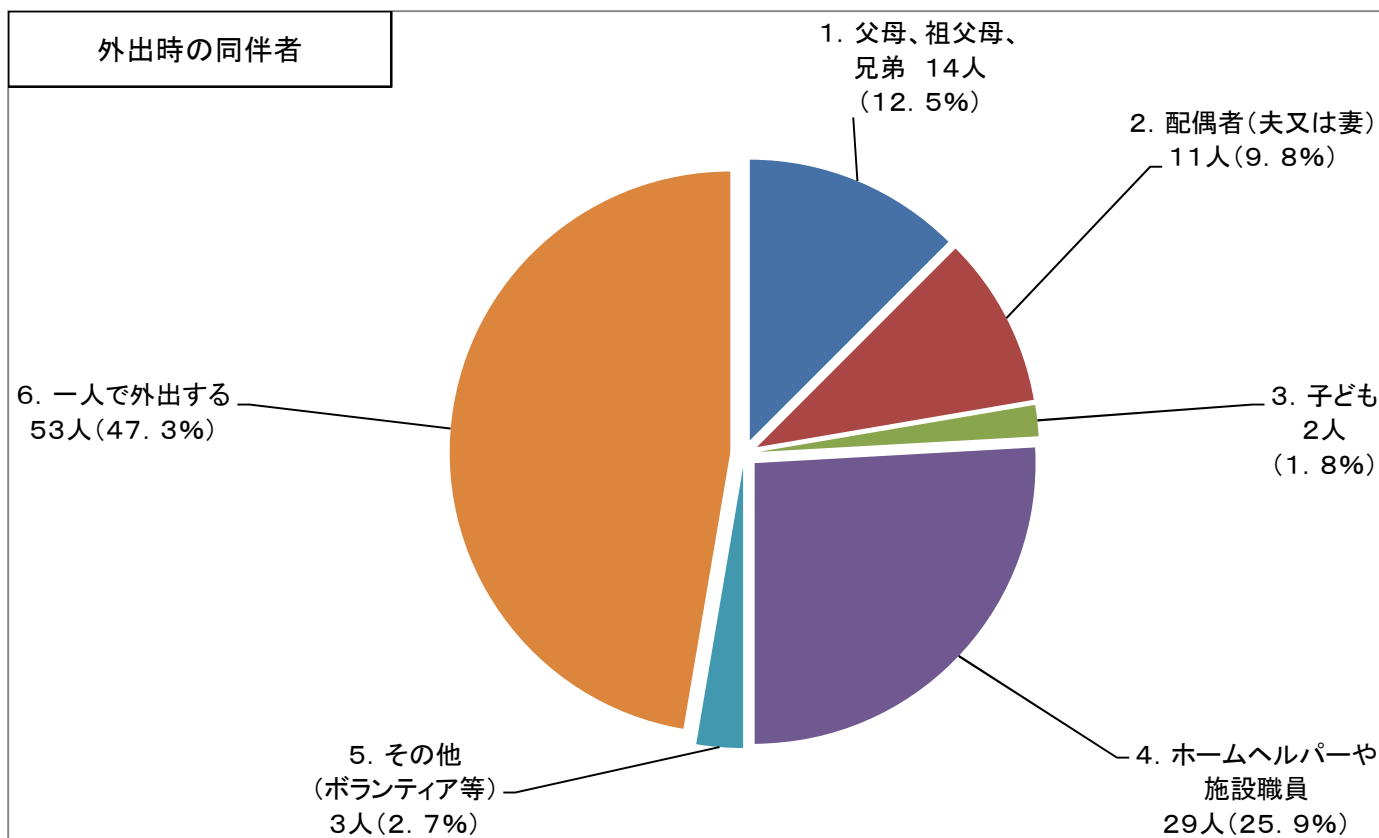
■外出について「毎日外出する」が44.6%と一番多く、次に「1週間に数回外出する」が34.5%となっている。  
 ■「まったく外出しない」も4.5%となっている。



問18 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか

	1. 父母・祖父母・兄弟	2. 配偶者(夫又は妻)	3. 子ども	4. ホームヘルパーや施設職員	5. その他の人(ボランティア等)	6. 一人で外出する
身体	4	7	0	9	1	20
知的	10	2	2	19	1	28
精神	0	2	0	1	1	5
合計	14	11	2	29	3	53

■「一人で外出する」が一番多く47.4%となっており、続いて「ホームヘルパーや施設職員」が25.9%となっている。  
 ■また「父母、祖父母、兄弟」と外出するが12.5%、「配偶者(夫又は妻)」と外出するも9.8%となっている。

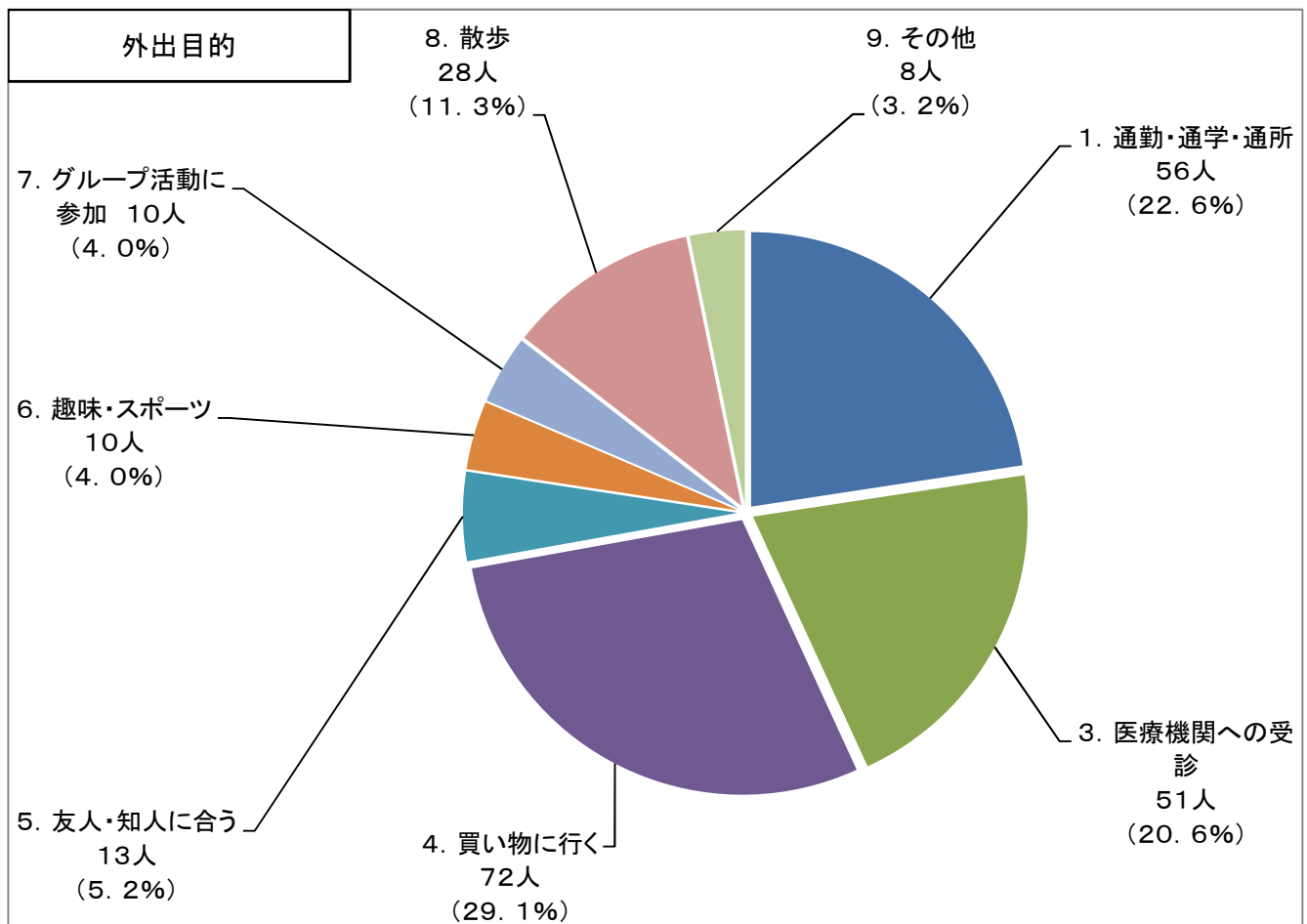


問19 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか(複数回答)

	1. 通勤・通学・通所	2. 訓練やリハビリ	3. 医療機関への受診	4. 買い物に行く	5. 友人・知人に会う
身体	17	0	26	23	6
知的	34	0	21	42	6
精神	5	0	4	7	1
合計	56	0	51	72	13
	6. 趣味やスポーツをする	7. グループ活動に参加する	8. 散歩に行く	9. その他	
身体	4	2	5	4	
知的	4	7	21	4	
精神	2	1	2	0	
合計	10	10	28	8	

■「買い物に行く」が一番多く29.1%となっている。

■「通勤・通学・通所」が次に多く22.6%となり、次に「医療機関への受診」が20.6%となっている。



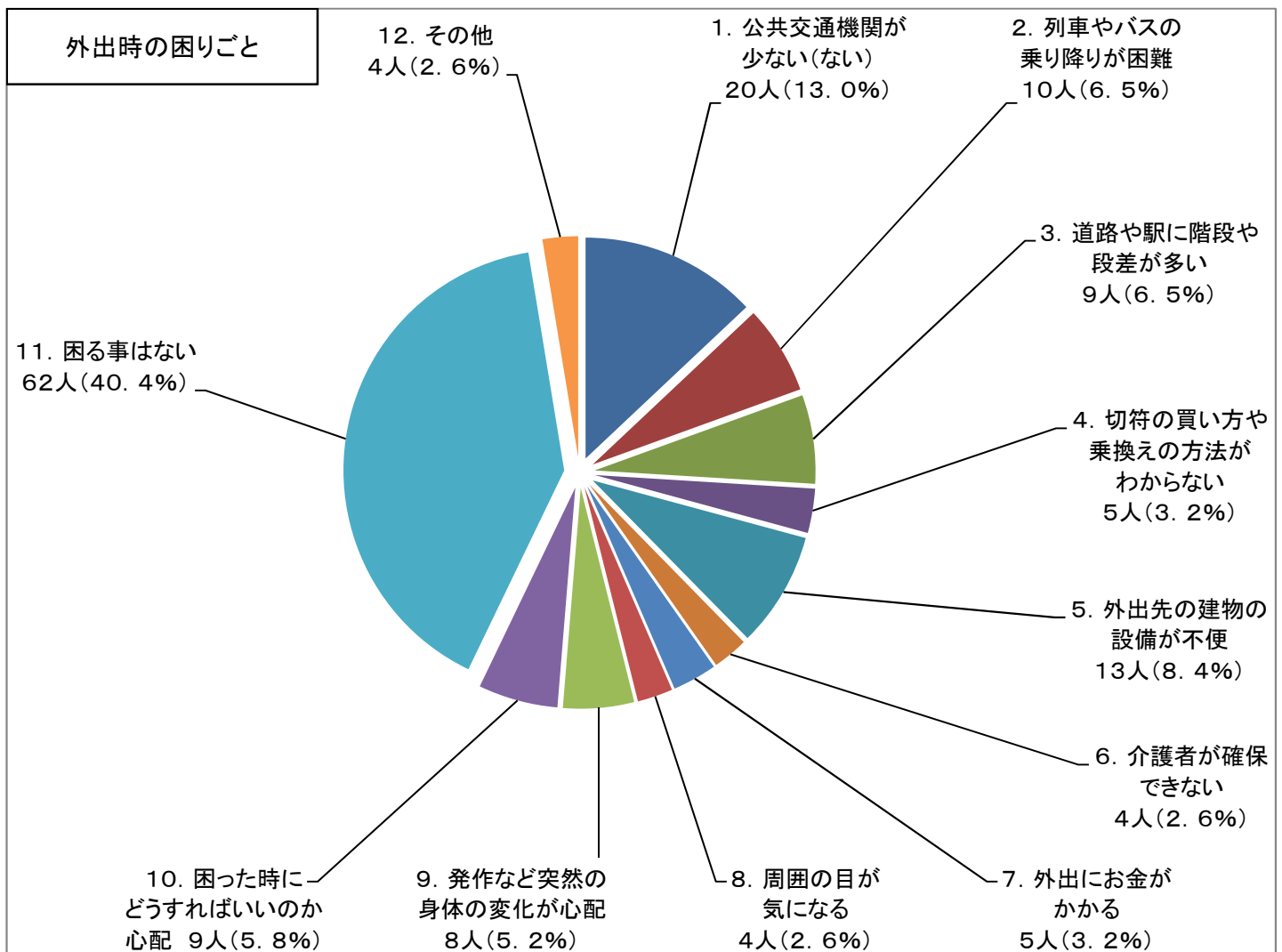
問20 外出する時に困る事はなんですか(複数回答)

	1. 公共交通機関が少ない(ない)	2. 列車やバスの乗り降りが困難	3. 道路や駅に階段や段差が多い	4. 切符の買い方や乗換えの方法がわからない	5. 外出先の建物の設備が不便	6. 介護者が確保できない
身体	7	2	3	1	3	0
知的	12	6	6	3	9	4
精神	1	2	1	1	1	0
合計	20	10	10	5	13	4
	7. 外出にお金がかかる	8. 周囲の目が気になる	9. 発作など突然の身体の変化が心配	10. 困った時にどうすればいいのか心配	11. 困る事はない	12. その他
身体	0	0	3	1	27	1
知的	5	4	5	7	29	3
精神	0	0	0	1	6	0
合計	5	4	8	9	62	4

■外出時の困りごとで一番多いのが「公共交通機関が少ない」で13.0%となっている

■「列車やバスの乗り降りが困難」「道路や駅に段差や階段が多い」「外出先の建物の設備が不便」など設備関係に関する事も合わせて21.4%となっている。

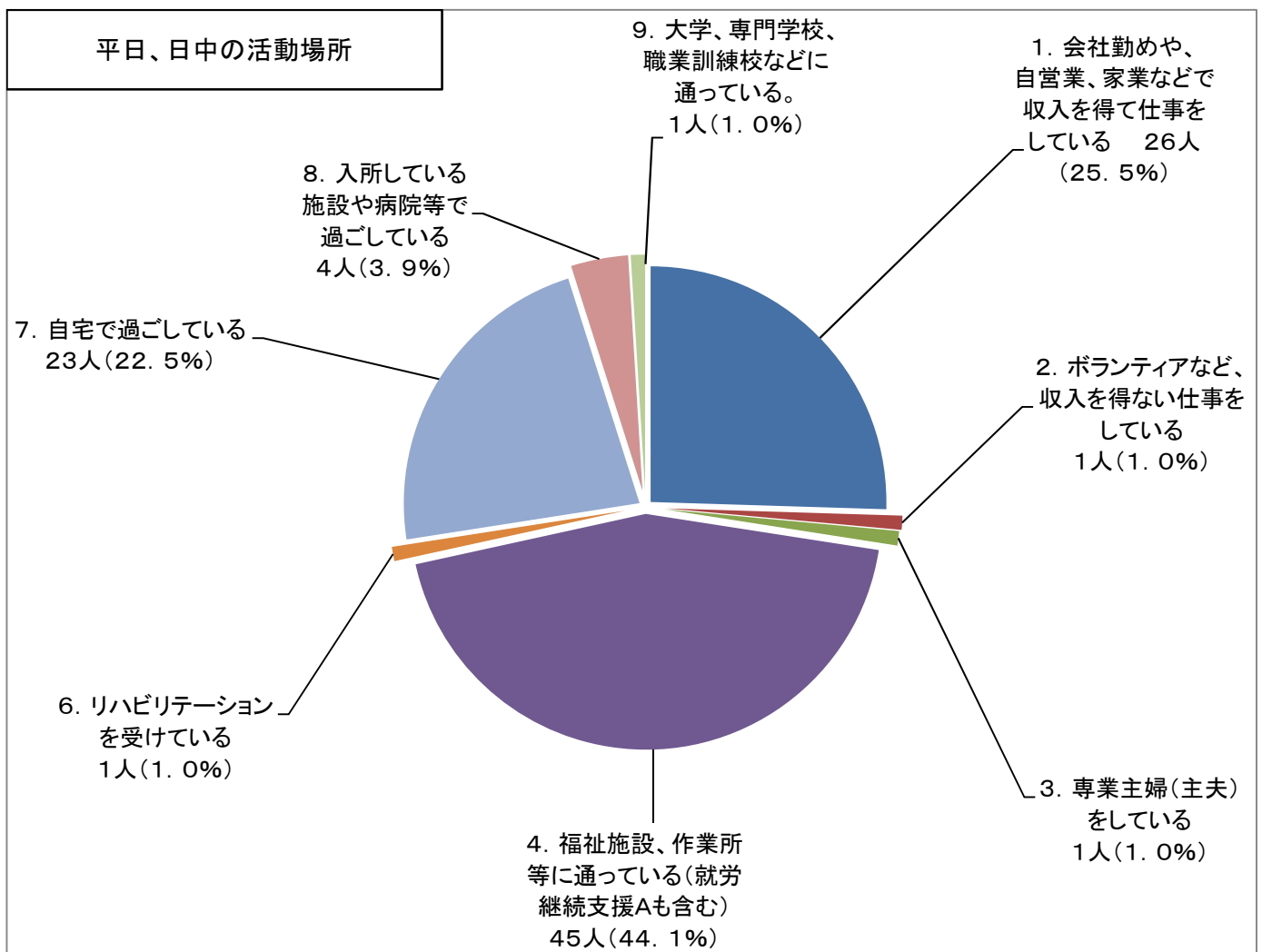
■「発作など突然の身体の変化が心配」も5.2%となっている。



問21 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしているか

	1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	3. 専業主婦(主夫)をしている	4. 福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援Aも含む)	5. 病院などのデイケアに通っている
身体	16	0	1	6	0
知的	7	1	0	36	0
精神	3	0	0	3	0
合計	26	1	1	45	0
	6. リハビリテーションを受けている	7. 自宅で過ごしている	8. 入所している施設や病院等で過ごしている	9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている。	10. その他
身体	1	12	4	1	0
知的	0	8	0	0	0
精神	0	3	0	0	0
合計	1	23	4	1	0

■日中の活動場所については「福祉施設、作業所等に通っている」が最も多く44.1%、次に「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が25.5%、「自宅で過ごしている」が22.5%となっている。

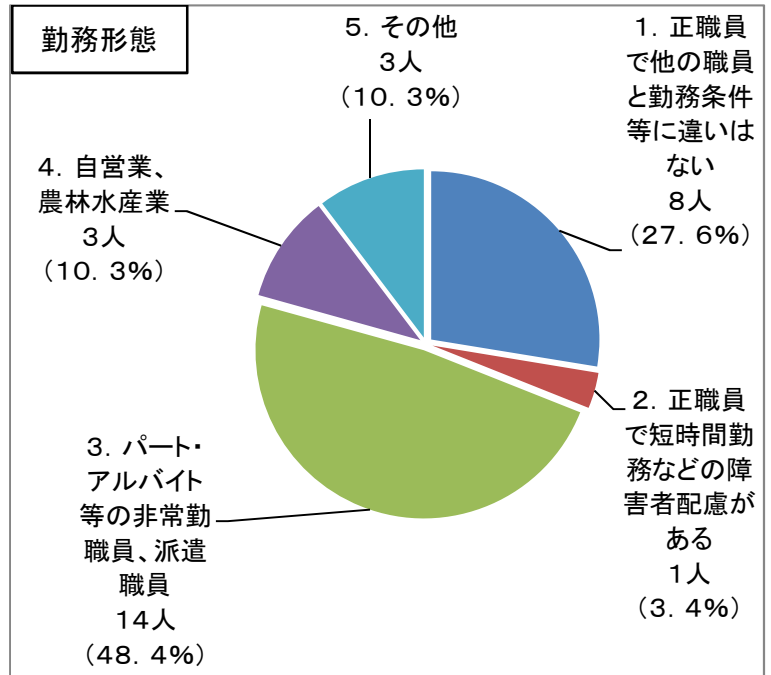


問22 どのような勤務形態で働いていますか

	1. 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	2. 正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある	3. パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	4. 自営業、農林水産業	5. その他
身体	7	1	5	3	1
知的	1	0	7	0	1
精神	0	0	2	0	1
合計	8	1	14	3	3

■勤務形態については、「パート・アルバイト」が一番多く48.4%となっている。

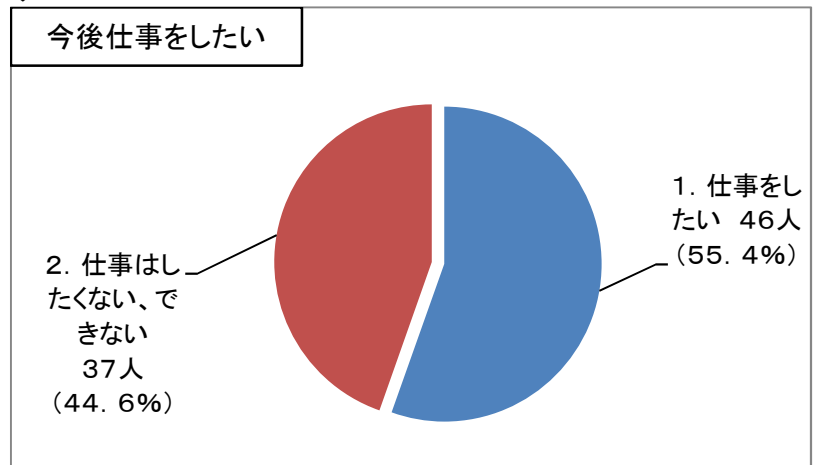
■「正職員」「自営業・農林水産業」もともに多く、27.6%となっている。



問23 あなたは今後収入を得る仕事をしたいと思いますか

	1. 仕事をしたい	2. 仕事はしたくない、できない
身体	11	16
知的	33	17
精神	2	4
合計	46	37

■「仕事をしたい」が55.4%、「仕事はしたくない、できない」が44.6%となっている。

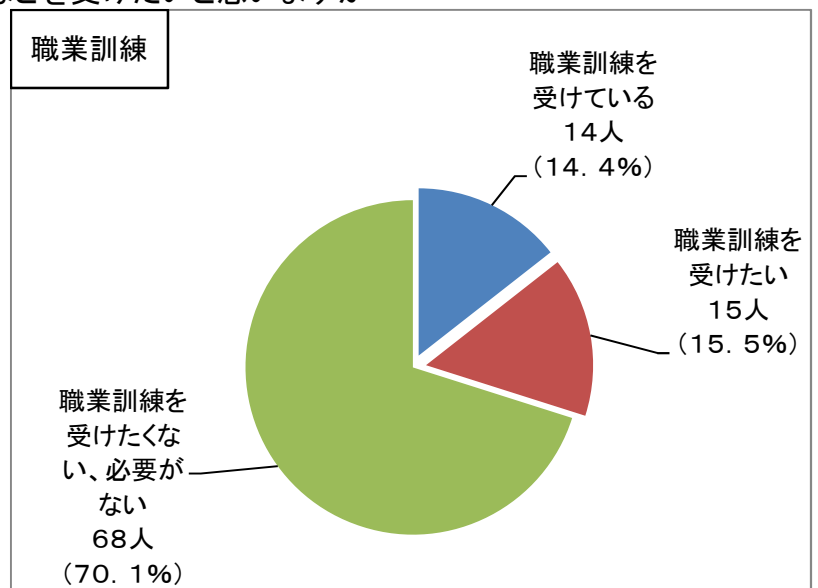


問24 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか

	1. すでに職業訓練を受けている	2. 職業訓練を受けたい	3. 職業訓練を受けたくない、受ける必要がない
身体	2	3	30
知的	10	12	32
精神	2	0	6
合計	14	15	68

■「職業訓練を受けたくない、受ける必要がない」が一番多く70.1%となっている。

■「職業訓練を受けたい」も15.5%となっている。



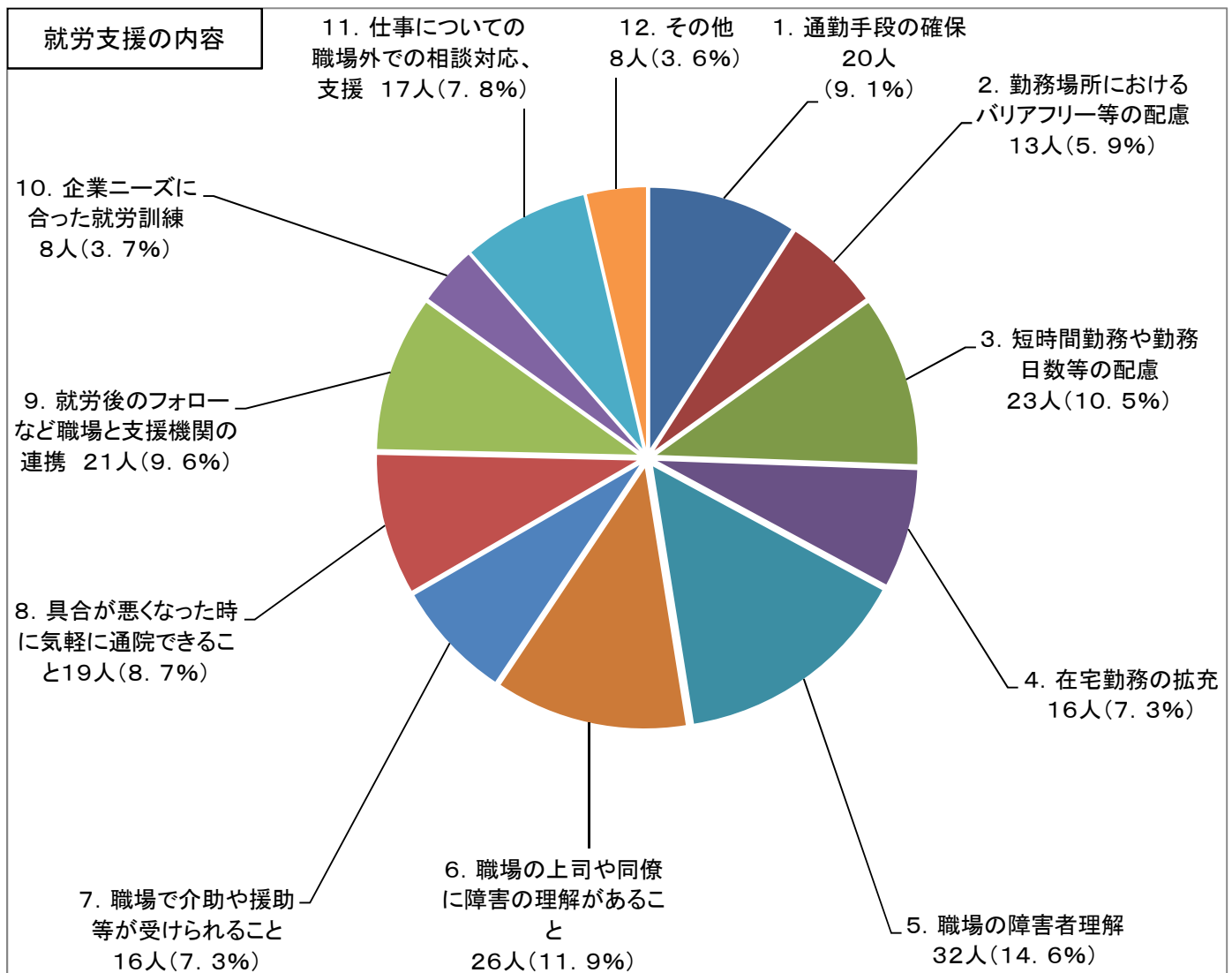
問25 障害者の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか(複数回答可)

	1. 通勤手段の確保	2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮	4. 在宅勤務の拡充	5. 職場の障害者理解	6. 職場の上司や同僚に障害の理解があること
身体	8	9	11	9	11	9
知的	11	4	11	6	19	16
精神	1	0	1	1	2	1
合計	20	13	23	16	32	26
	7. 職場で介助や援助等が受けられること	8. 具合が悪くなった時に気軽に通院できること	9. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	10. 企業ニーズに合った就労訓練	11. 仕事についての職場外での相談対応、支援	12. その他
身体	5	9	6	6	7	3
知的	11	9	14	2	9	5
精神	0	1	1	0	1	0
合計	16	19	21	8	17	8

■「職場の障害者理解」が一番多く14.6%となっており、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」も11.9%と高くなっている。

■「通勤手段の確保」「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」などのハード面での回答も、合わせて15.0%と多くなっている。

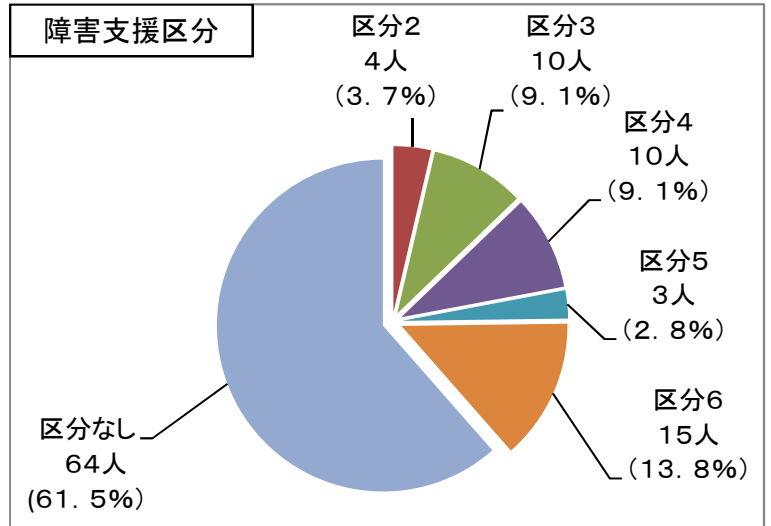
■「在宅勤務の拡充」も7.3%となっている。



問26 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか

	区分1	区分2	区分3	区分4
身体	0	1	1	1
知的	0	2	9	7
精神	0	1	0	2
合計	0	4	10	10
	区分5	区分6	受けていない	
身体	1	5	31	
知的	2	10	30	
精神	0	0	6	
合計	3	15	67	

■区分認定を「受けている」が38.5%、認定を「受けていない」は61.5%となっている。  
 ■「区分6」が一番多く13.8%となっている。

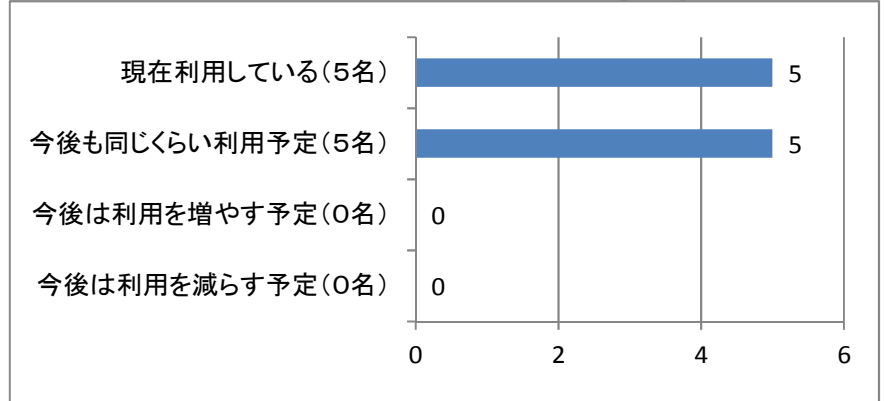


問27 あなたは、次のサービスを利用していますか、または今後利用したいと考えますか。(設問①～⑦それぞれに回答)

①居宅介護(ホームヘルプ)

	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	1	1	0	0
知的	3	3	0	0
精神	1	1	0	0
合計	5	5	0	0

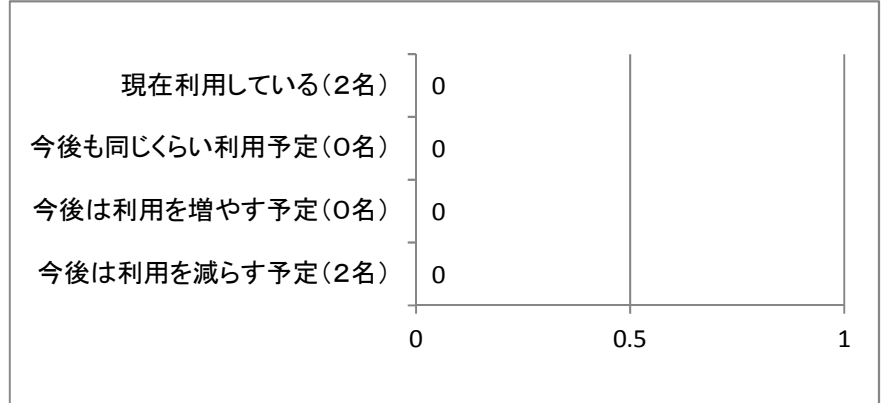
■居宅介護について「現在利用している」が5名、「今後も同じくらい利用したい」が5名となっている。



②重度訪問介護

	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	0	0	0	0
知的	0	0	0	0
精神	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

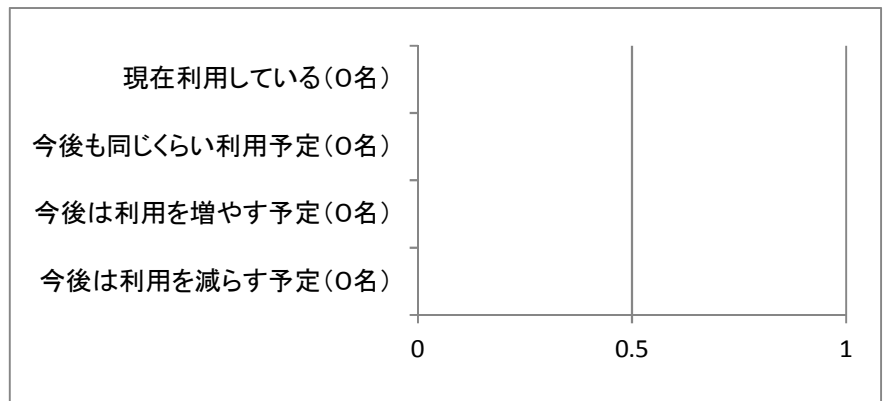
■重度訪問介護について回答者無し



③同行援護

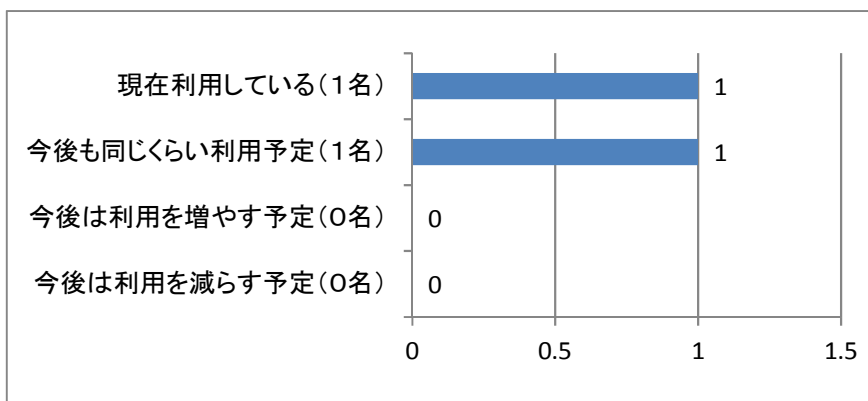
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	0	0	0	0
知的	0	0	0	0
精神	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

■同行援護について回答者無し



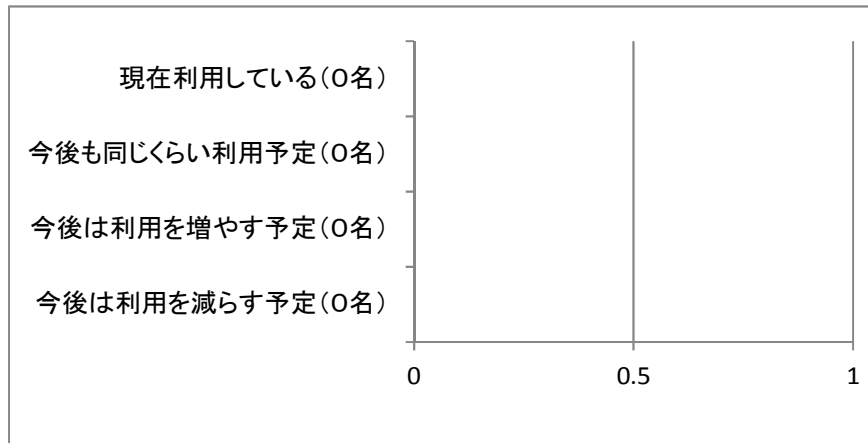
④行動援護				
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	0	0	0	0
知的	1	1	0	0
精神	0	0	0	0
合計	1	1	0	0

■行動援護について「現在利用している」が1名、「今後も同じくらい利用したい」と回答している。



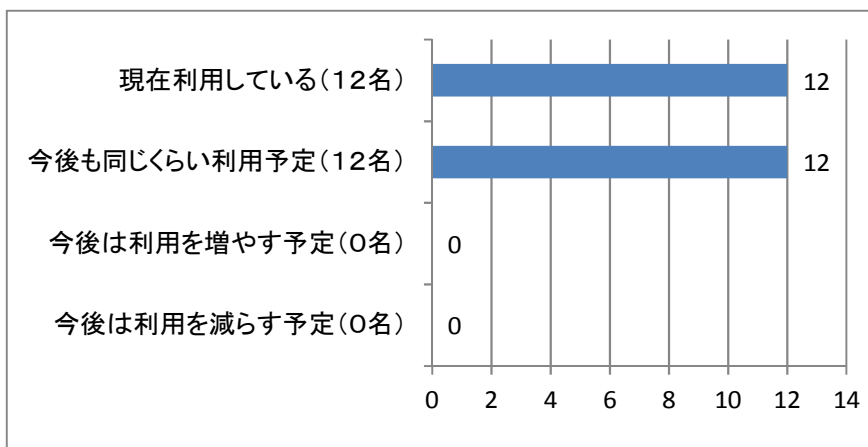
⑤重度障害者等包括支援				
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	0	0	0	0
知的	0	0	0	0
精神	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

■重度障害者包括支援については回答者無し



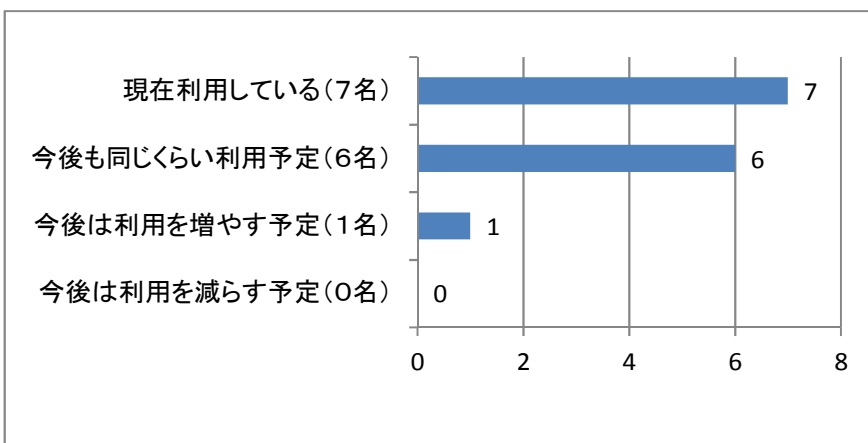
⑥施設入所支援				
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	4	4	0	0
知的	8	8	0	0
精神	0	0	0	0
合計	12	12	0	0

■施設入所支援について「現在利用している」が12名、うち「今後も同じくらい利用したい」が12名となっている。



⑦短期入所(ショートステイ)				
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	2	2	0	0
知的	5	4	1	0
精神	0	0	0	0
合計	7	6	1	0

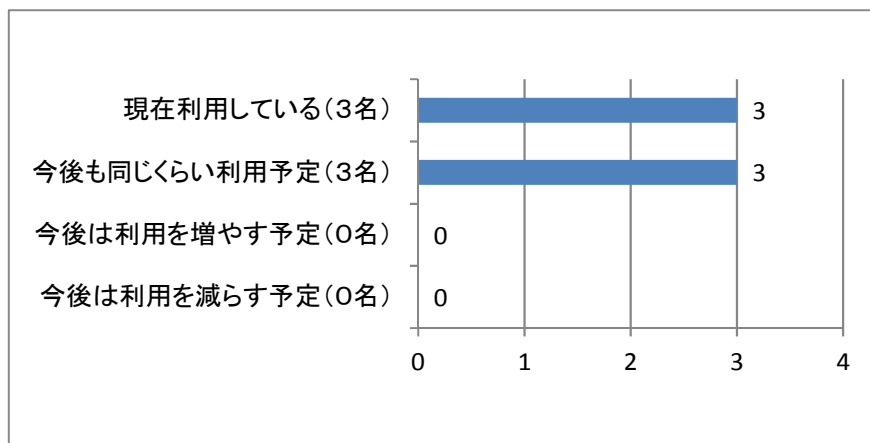
■短期入所について「現在利用している」が7名、その内「今後も同じくらい利用したい」が6名、「今後は利用を増やす予定」が1名となっている。





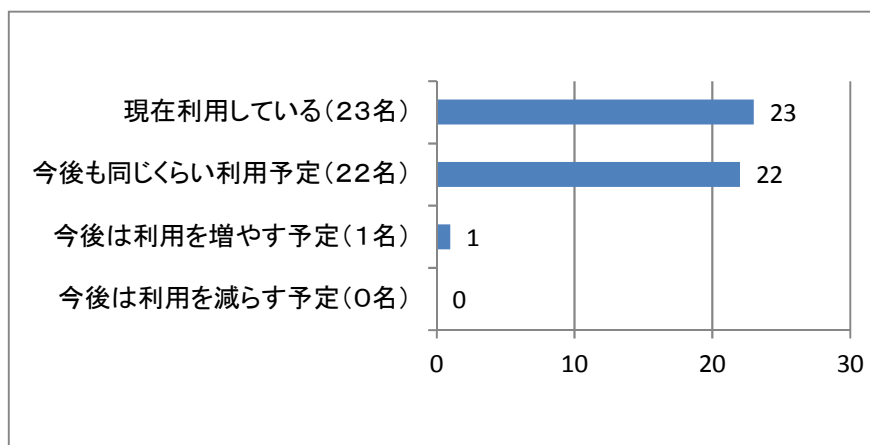
⑧療養介護				
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	1	1	0	0
知的	2	2	0	0
精神	0	0	0	0
合計	3	3	0	0

■療養介護について「現在利用している」が3名、「今後も同じくらい利用したい」が3名となっている。



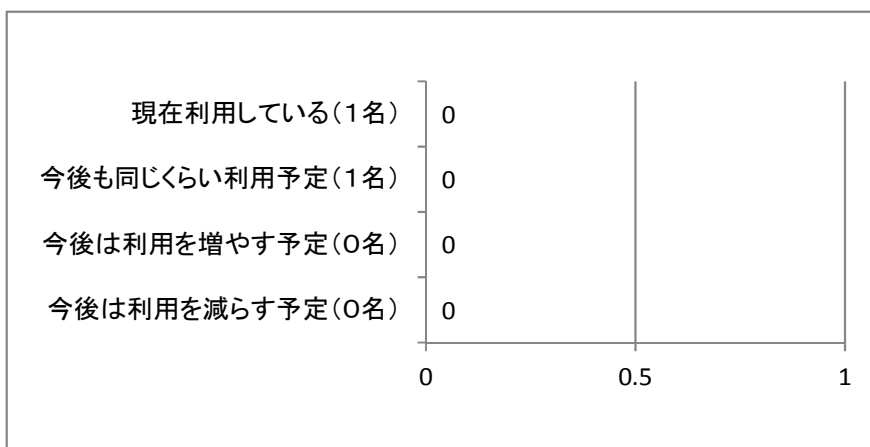
⑨生活介護				
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	6	6	0	0
知的	17	16	1	0
精神	0	0	0	0
合計	23	22	1	0

■生活介護について「現在利用している」が23名、その内「今後も同じくらい利用したい」が22名、「今後は利用を増やす予定」が1名となっている。



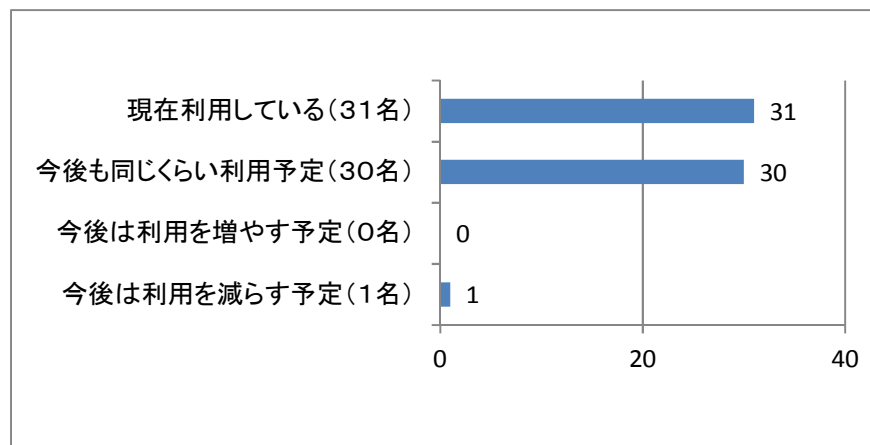
⑩自立生活援助				
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	0	0	0	0
知的	0	0	0	0
精神	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

■自立生活援助について回答者無し



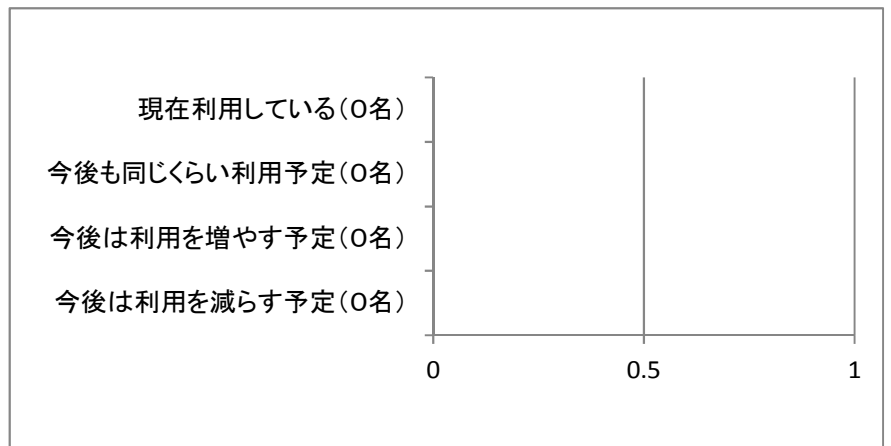
⑪共同生活援助(グループホーム)				
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	2	2	0	0
知的	26	25	0	1
精神	3	3	0	0
合計	31	30	0	1

■共同生活援助について「現在利用している」が31名、その内「今後も同じくらい利用したい」が30名、「今後は利用を減らす予定」が1名となっている。



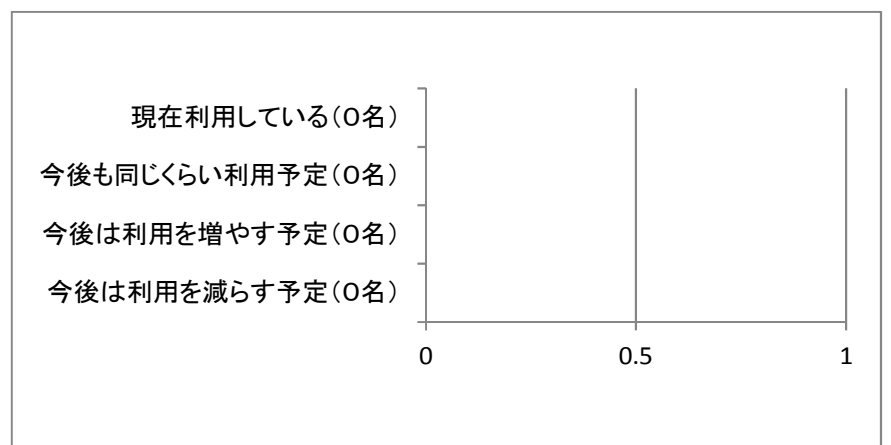
⑫自立訓練(機能訓練、生活訓練)				
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	0	0	0	0
知的	0	0	0	0
精神	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

■自立訓練(機能訓練、生活訓練)について回答者無し



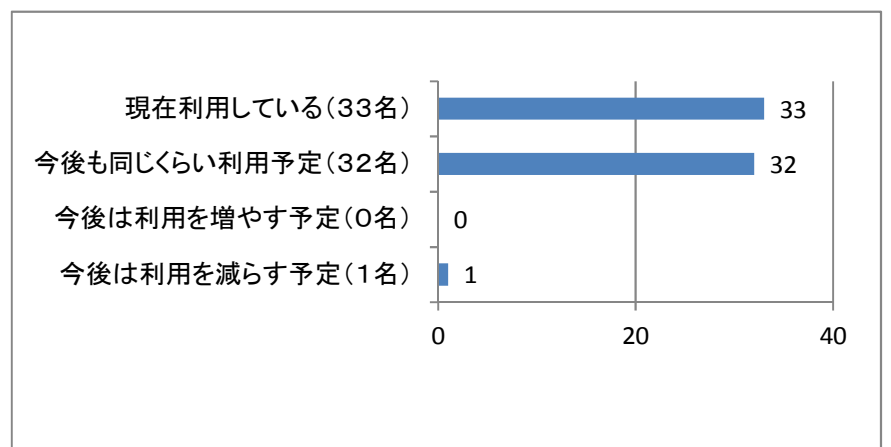
⑬就労移行支援				
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	0	0	0	0
知的	0	0	0	0
精神	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

■就労移行支援について回答者無し



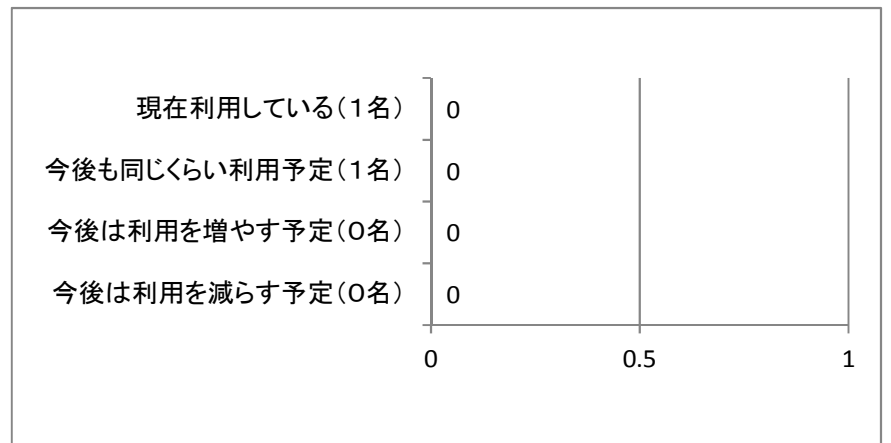
⑭就労継続支援(A型、B型)				
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	2	2	0	0
知的	27	26	0	1
精神	4	4	0	0
合計	33	32	0	1

■就労継続支援(A型、B型)について「現在利用している」が33名、その内「今後も同じくらい利用したい」が32名、「今後は利用を減らす予定」が1名となっている。



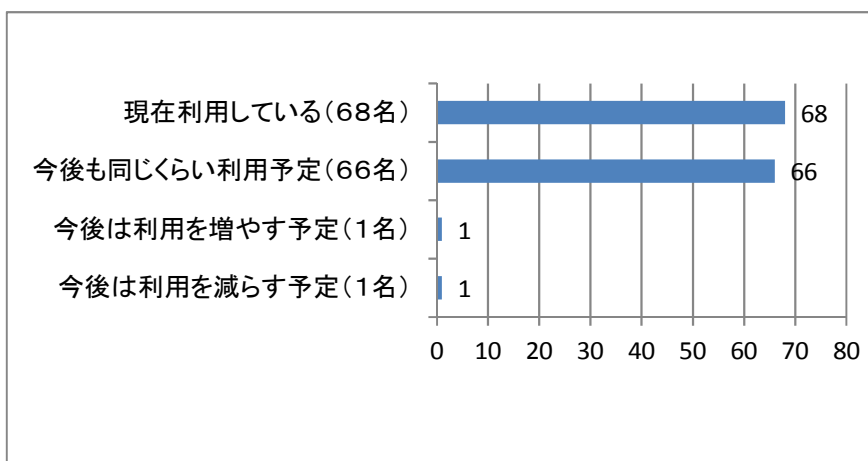
⑮就労定着支援				
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	0	0	0	0
知的	0	0	0	0
精神	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

■就労定着支援について回答者無し



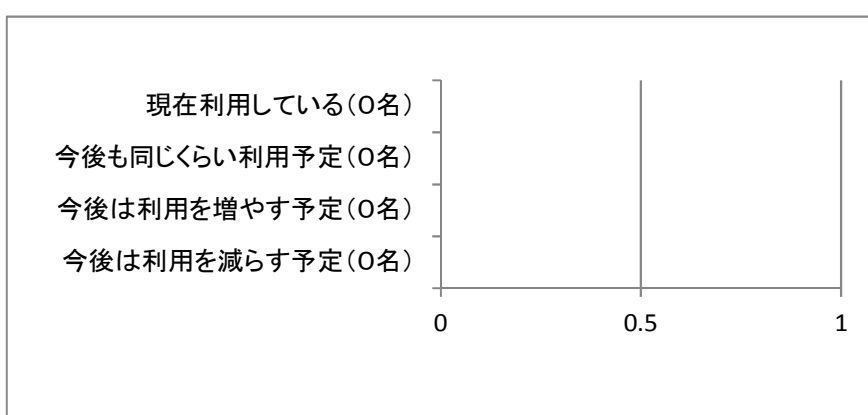
⑩計画相談支援				
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	10	10	0	0
知的	53	51	1	1
精神	5	5	0	0
合計	68	66	1	1

■計画相談支援について「現在利用している」が68名、その内「今後も同じくらい利用したい」が66名、「今後は利用を増やす予定」が1名、「今後は利用を減らす予定」が1名となっている。



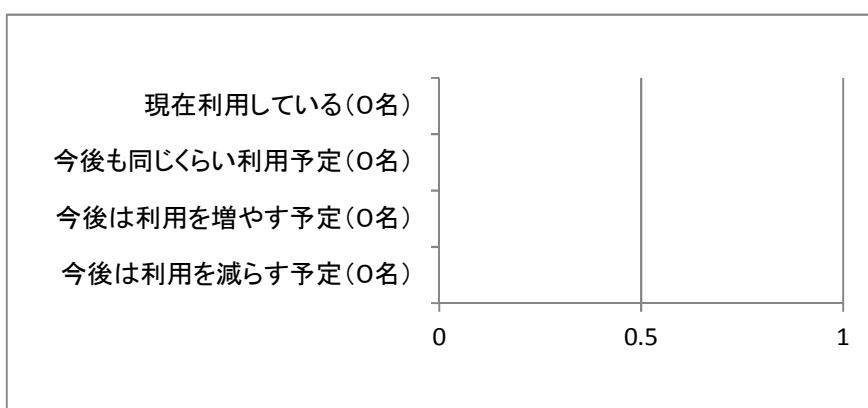
⑪地域移行支援				
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	0	0	0	0
知的	0	0	0	0
精神	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

■地域移行支援について回答者無し



⑫地域定着支援				
	現在利用している	今後の利用について		
		利用したい	増やす予定	減らす予定
身体	0	0	0	0
知的	0	0	0	0
精神	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

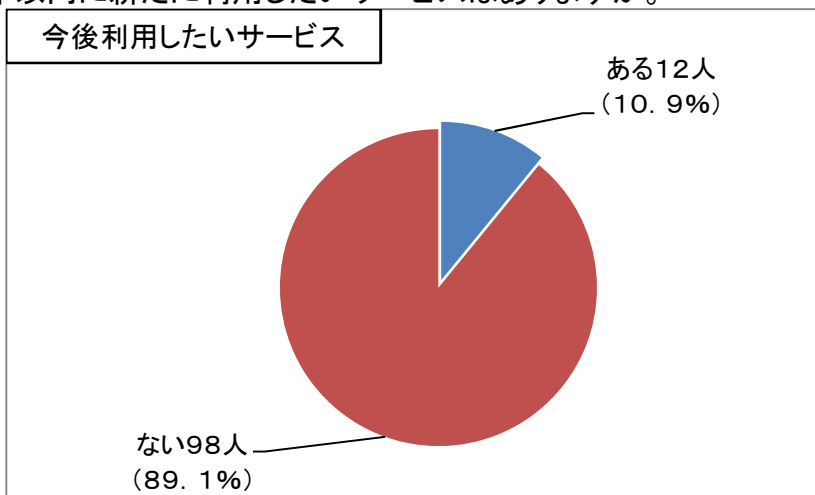
■地域定着支援について回答者無し



問28 現在利用していないサービスで、今後3年以内に新たに利用したいサービスはありますか。

	ある	ない
身体	2	39
知的	9	51
精神	1	8
合計	12	98

■今後3年以内にあらたに利用したいサービスについては、「利用したいサービスがある」が10.9%、「利用したいサービスがない」は89.1%となっている。



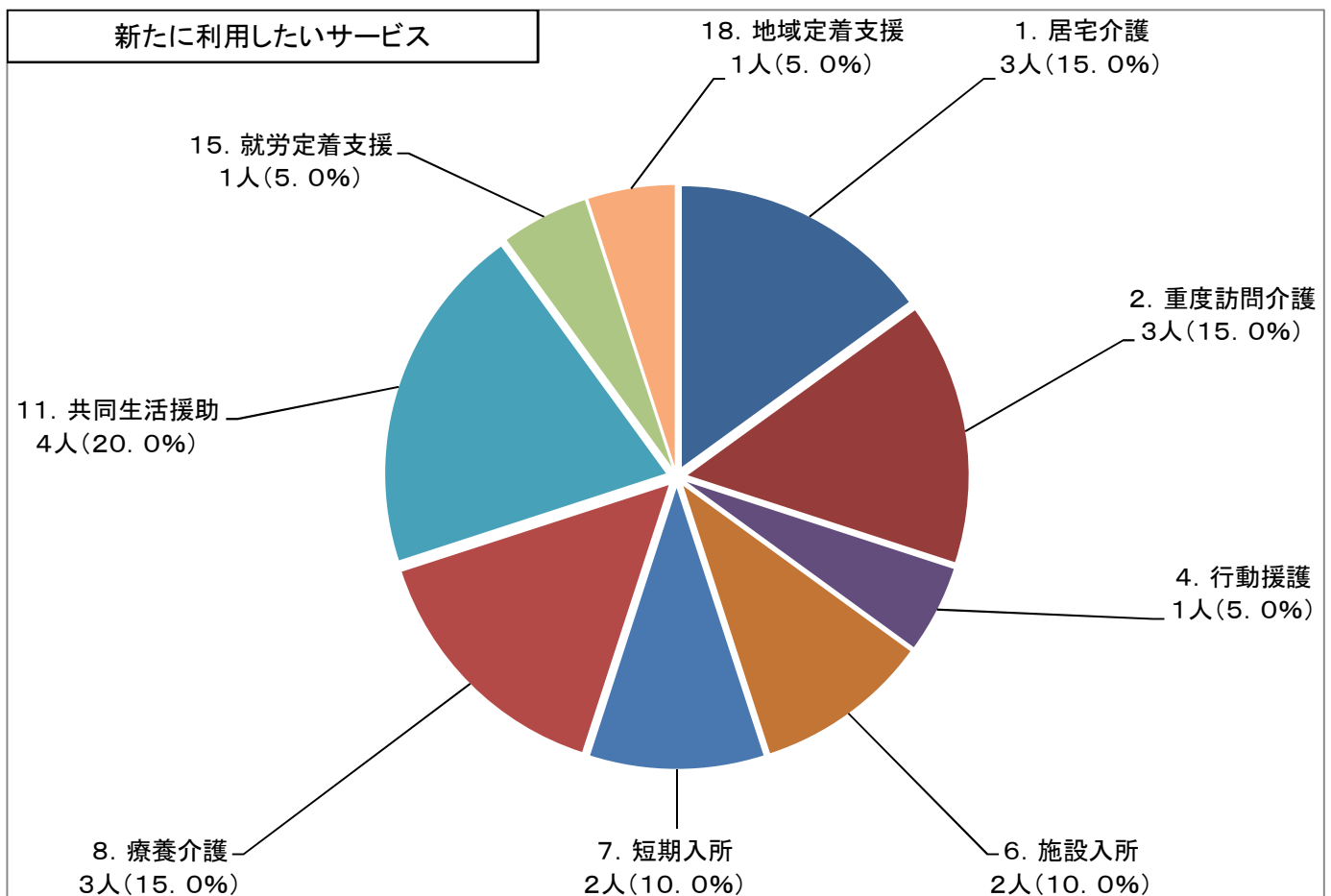
【問28で「ある」を選択された方がお答えください】

問29 現在利用していないサービスで今後3年以内に新たに利用したいサービスはありますか

	1. 居宅介護 (ホームヘルプ)	2. 重度訪問介護	3. 同行 援護	4. 行動 援護	5. 重度障害者等 包括支援	6. 施設入所
身体	1	1	0	0	0	0
知的	1	2	0	1	0	2
精神	1	0	0	0	0	0
合計	3	3	0	1	0	2
	7. 短期入所 (ショートステイ)	8. 療養介護	9. 生活介護	10. 自立生活 援助	11. 共同生活援助 (グループホーム)	12. 自立訓練 (機能訓練・生活 介護)
身体	1	1	0	0	1	0
知的	1	1	0	0	3	0
精神	0	1	0	0	0	0
合計	2	3	0	0	4	0
	13. 就労移行 支援	14. 就労継続 支援(A型・B型)	15. 就労定着 支援	16. 計画相談	17. 地域移行 支援	18. 地域定着 支援
身体	0	0	0	0	0	0
知的	0	0	1	0	0	1
精神	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	0	0	1

■今後利用したいサービスの種類について「共同生活援助」が一番多く20.0%、次に「重度訪問介護」「療養介護」が多く、ともに15.0%となっている。

■また「施設入所」「短期入所」も、ともに10.0%となっている。



【問27で現在サービスを利用している方にお聞きします。】

問30 現在利用しているサービスについて改善してほしいと思うことはありますか

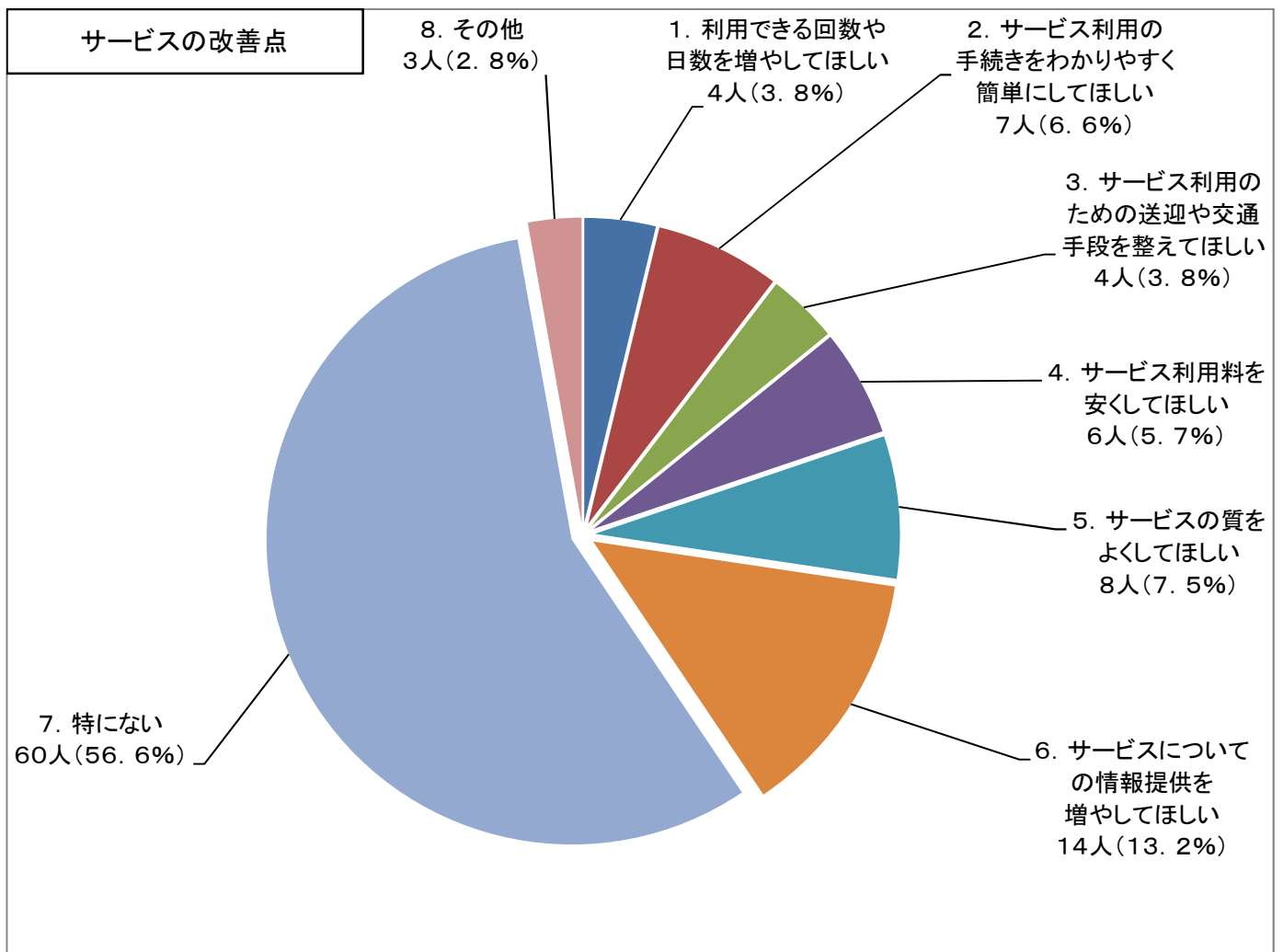
(問29で現在サービスを利用している方)

	1. 利用できる回数や日数を増やしてほしい	2. サービス利用の手続きをわかりやすく簡単にしてほしい	3. サービス利用のための送迎や交通手段を整えてほしい	4. サービス利用料を安くしてほしい	5. サービスの質をよくしてほしい
身体	1	0	1	1	2
知的	2	6	3	5	6
精神	1	1	0	0	0
合計	4	7	4	6	8
	6. サービスについての情報提供を増やしてほしい	7. 特にない	8. その他		
身体	3	21	0		
知的	11	33	3		
精神	0	6	0		
合計	14	60	3		

■利用中サービスの改善について「サービスについての情報提供を増やしてほしい」一番多く13.2%となっている。

■「サービスの質をよくしてほしい」も7.5%と多くなっている

■現在利用しているサービスに対し改善して欲しいと回答した方が全体で、43.4%となっている。



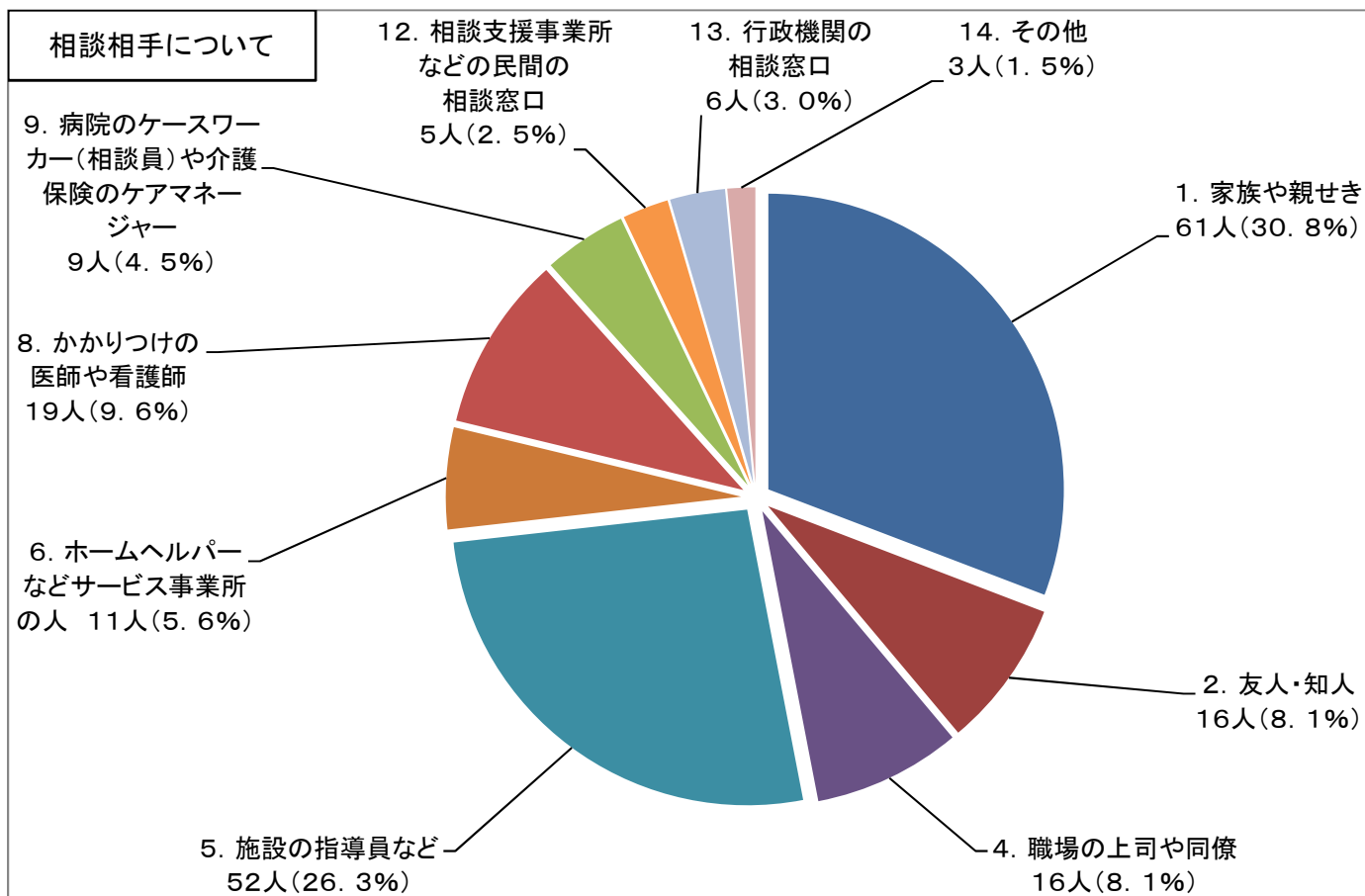
## 5 相談相手についてお聞きします

問31 あなたは普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか(複数回答)

	1. 家族や親せき	2. 友人・知人	3. 近所の人	4. 職場の上司や同僚	5. 施設の指導員など	6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人	7. 障害者団体や家族会
身体	31	8	0	7	8	2	0
知的	27	7	0	8	39	6	0
精神	3	1	0	1	5	3	0
合計	61	16	0	16	52	11	0
	8. かかりつけの医師や看護師	9. 病院のケースワーカー(相談員)や介護保険のケアマネジャー	10. 民生委員・児童委員	11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口	13. 行政機関の相談窓口	14. その他
身体	11	4	0	0	1	4	0
知的	6	3	0	0	4	2	3
精神	2	2	0	0	0	0	0
合計	19	9	0	0	5	6	3

■相談相手について「家族・親せき」が一番多く30.8%となっており、続いて「施設の指導員等」で26.3%となっている。

■「かかりつけの医師や看護師」が9.6%、「職場の上司や同僚」「友人・知人」もともに8.1%と多くなっている。

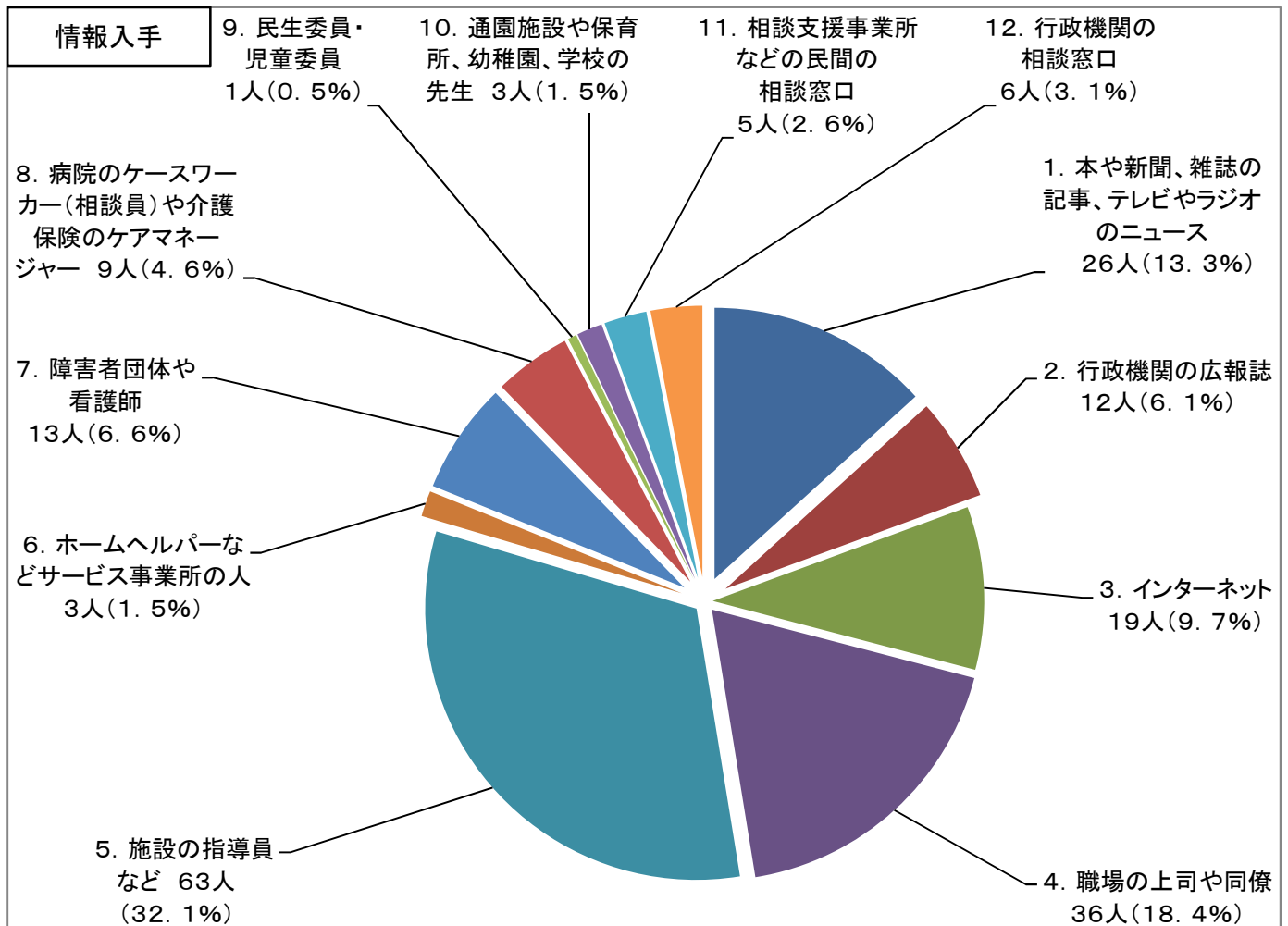


問32 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか(複数回答)

	1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	2. 行政機関の広報誌	3. インターネット	4. 職場の上司や同僚	5. 施設の指導員など	6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人	7. 障害者団体や看護師
身体	16	11	10	17	13	0	9
知的	8	1	7	17	46	2	2
精神	2	0	2	2	4	1	2
合計	26	12	19	36	63	3	13
	8. 病院のケースワーカー(相談員)や介護保険のケアマネジャー	9. 民生委員・児童委員	10. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	11. 相談支援事業所などの民間の相談窓口	12. 行政機関の相談窓口	13. その他	
身体	4	1	1	0	4	0	
知的	3	0	2	5	2	0	
精神	2	0	0	0	0	0	
合計	9	1	3	5	6	0	

■情報をどこから知るかについては「施設の指導員など」が一番多く32.1%となっており、続いて「職場の上司や同僚」で18.4%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」も13.3%と多くなっている。

■「行政機関」「相談支援事業所」は合わせて5.7%となっている。

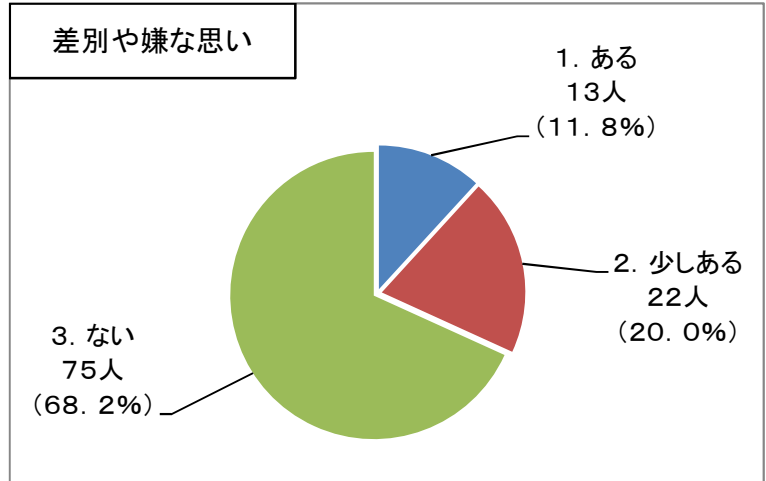


## 6 権利擁護についておききします

問33 あなたは障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか

	1. ある	2. 少しある	3. ない
身体	5	7	29
知的	7	13	40
精神	1	2	6
合計	13	22	75

■差別や嫌な思いをしたことについて「嫌な思いをしたことがある」が11.8%、「嫌な思いを少ししたことがある」が20.0%となっている

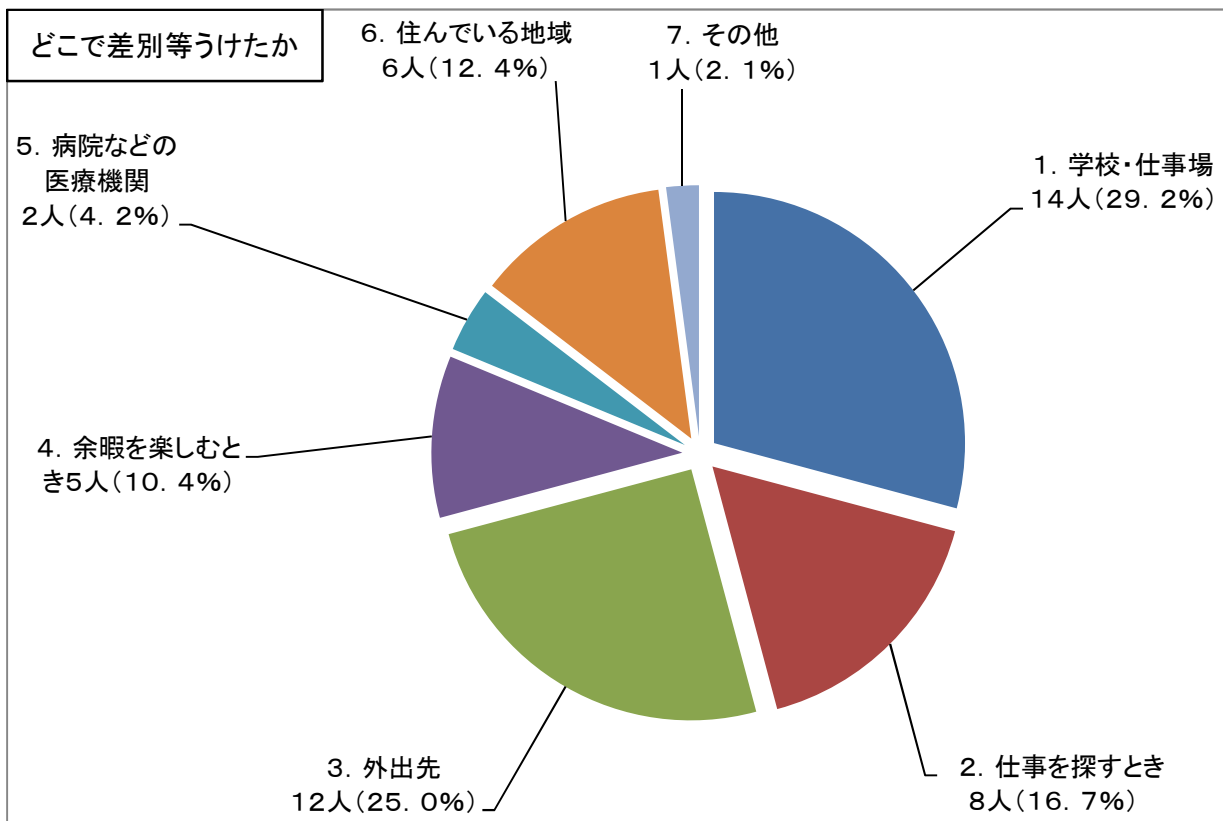


問34 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか(複数回答)

	1. 学校・仕事場	2. 仕事を探すとき	3. 外出先	4. 余暇を楽しむとき	5. 病院などの医療機関	6. 住んでいる地域	7. その他
身体	3	3	6	2	2	4	0
知的	10	4	5	3	0	2	1
精神	1	1	1	0	0	0	0
合計	14	8	12	5	2	6	1

■実際にどのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて「学校・職場」で29.2%、次に「外出先」で25.0%となっている。

■「仕事を探す時」が16.7%、「住んでいる地域」も12.4%と多くなっている。



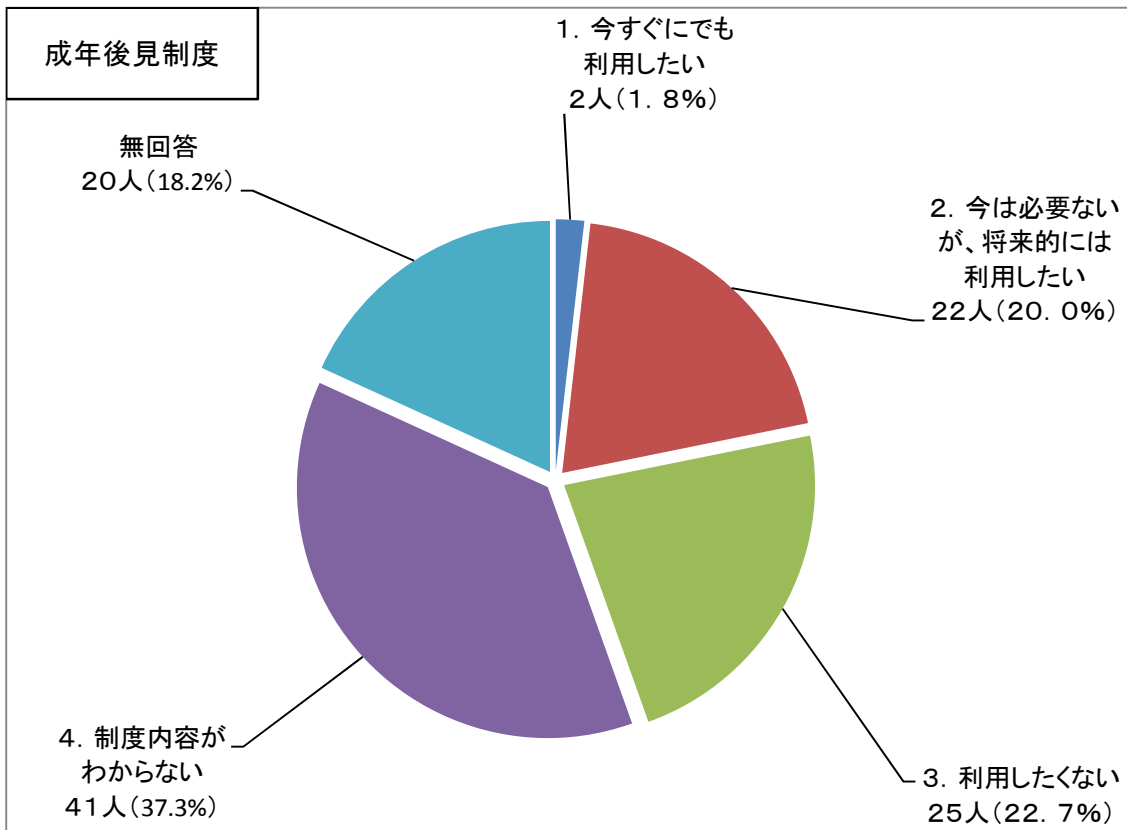


問35 成年後見制度の利用についてお聞きします

	1. 今すぐにでも 利用したい	2. 今は必要ない が、将来的には 利用したい	3. 利用したくない	4. 制度内容がわ からない	5. 無回答
身体	1	7	17	9	7
知的	1	13	5	30	11
精神	0	2	3	2	2
合計	2	22	25	41	20

■成年後見制度について「今すぐ利用したい」が1.8%、「今は必要ないが、将来的に利用したい」が20.0%となっている。

■「制度内容がわからない」「無回答」が合わせて55.5%となっている。



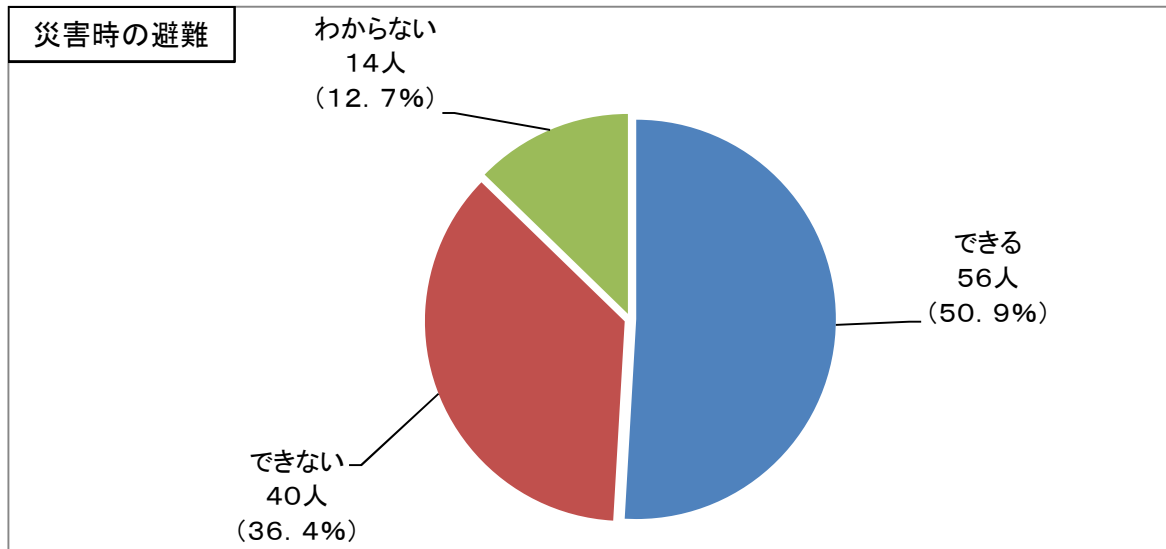
## 7 災害時の避難等について

問36 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか

	1. できる	2. できない	3. わからない
身体	25	11	5
知的	27	26	7
精神	4	3	2
合計	56	40	14

■災害時一人で避難できるかについて「出来る」が50.9%、「できない」が36.4%となっている。

■避難できるか「わからない」との回答も12.7%となっている。



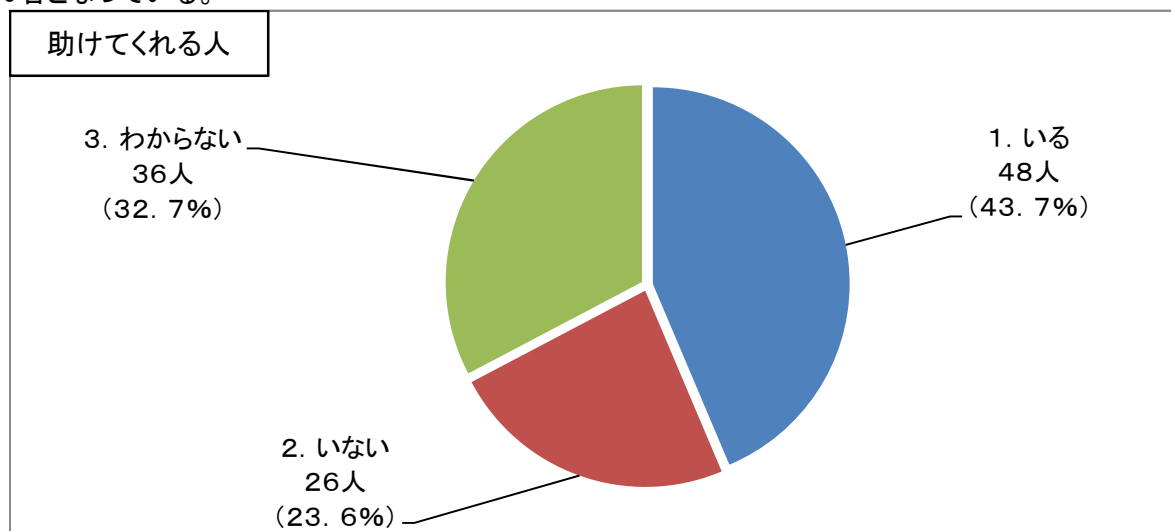
問37 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか

	1. いる	2. いない	3. わからない
身体	16	9	16
知的	27	17	16
精神	5	0	4
合計	48	26	36

■助けてくれる人について「いる」が43.7%となっており、「いない」と回答した方も23.6%となっている。

■助けてくれる人がいるか「わからない」が32.7%となっている。

■前問にて「一人で避難出来ない」と回答した内「近所に助けてくれる人がいない」との回答が16名となっている。

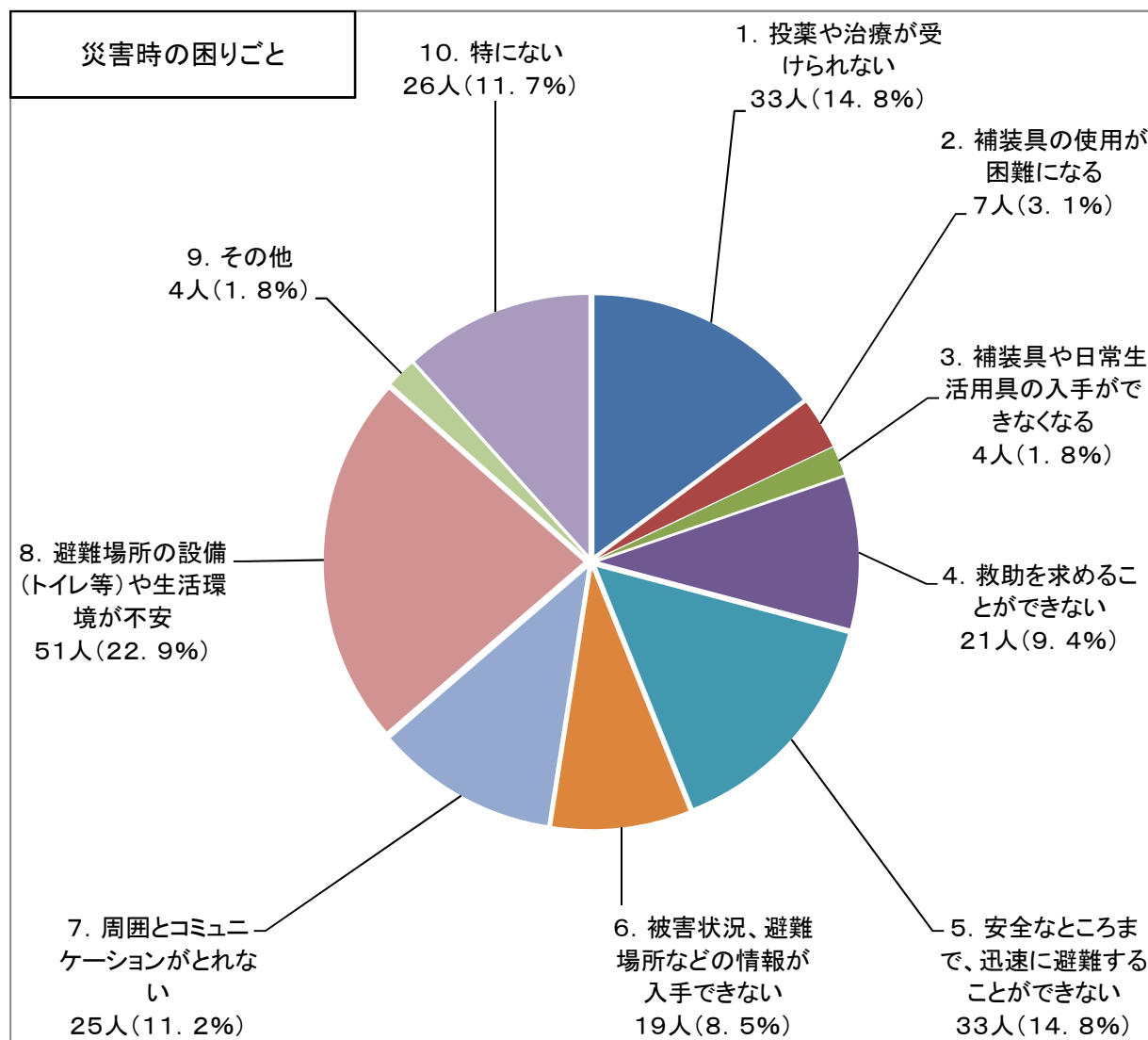


### 問38 火事や地震等の災害時に困ることはなんですか(複数回答)

	1. 投薬や治療が 受けられない	2. 補装具の使用 が困難になる	3. 補装具や日常 生活用具の入手が できなくなる	4. 救助を求め ることができない	5. 安全なところま で、迅速に避難す ることができない
身体	16	5	2	4	10
知的	13	2	2	16	21
精神	4	0	0	1	2
合計	33	7	4	21	33
	6. 被害状況、避難 場所などの情報が 入手できない	7. 周囲とコミュニ ケーションがとれな い	8. 避難場所の設 備(トイレ等)や生活 環境が不安	9. その他	10. 特にな い
身体	3	2	15	2	13
知的	14	21	32	2	11
精神	2	2	4	0	2
合計	19	25	51	4	26

■災害時の困りごとについて「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」と回答したかたがもっとも多く22.9%となっている。

■「投薬や治療を受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」がともに14.8%、次に「周囲とコミュニケーションがとれない」も11.2%となっている。



## その他(意見・提案等)

問16 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

・認知症に特化したグループホームやデイケアがあれば良いと思います。

問20外出する時に困る事はなんですか

・免疫抑制剤を服用している為公共の交通機関を使用できず、近隣は自分で運転できるが、札幌の病院に行く時(感染予防の為)身内に仕事を休ませて連れていってもらっているのが申し訳なく思う。

・山間部の交通機関を増やして欲しい

・家から外出する唯一の方法が自家用車の為、送迎等親の負担が大きい

問25 障害者の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか

・コロナウィルス感染症について、免疫抑制剤を服用しているので、感染すると重症化しやすく怖いです。感染しやすいので、仲間うつしてしまうのが怖いです。

問30 現在利用しているサービスについて改善してほしいと思うことはありますか

・利用したい時に利用出来るように、ショートステイの部屋が常に確保されていると安心。

問34 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか

・重度の認知症の家族がおり、今も入院中で抑制がないと、ずっと歩きまわり、夜もあまり寝ないので、万一自宅に外泊中に被災して病院へ戻れなかった場合は、避難所の中に居られないと思う。家族が寝ずに付き添うしかないのが不安。

自由記載	・もっと発達障害者のために、会社側でも発達障害者と関わる際の勉強(研修会)を行ってほしい。
	・会社の人も発達障害の事を理解して欲しい。
	・精神的な病も持っていますが、少し不便ですが助けてくれる兄弟、親せき、同僚がいます。自分的に少し不便でも心は不憫とは違います。
	・今まさにコロナウィルス感染症の要望に力を入れてほしいです。(感染予防やPCR検査等)
	・コロナ対策でのマスクの配布とても助かりました。
	・出来ない事が多く、人に助けてもらいながら生活していますが、たまに助けてもらう事に心苦しくなる時もあります。
	・将来的に、普通に働いたり、人の役に立つ事をしたいと考えていますので、また、お力をお貸し頂ければと思っています。
	・気軽にみんなが安く利用できる交通機関が欲しいです。
	・障害が重たい人たちが、他の方々と同じ様に一人の人として自立して生きていくことができるために、必要なサービスの充実を願います。
	・自立といっても一人では何もできませんが、親とずっと居る事は限界があるので、色々な方々のお力をお借りし、支えてもらいながら生きて行って欲しいです。
・福祉だけの(事業所)力では、なかなか難しい状況なので行政や地域の力をお願いしたいです。	
・町の広報やチラシの内容がわからない(見えない為)、音声テープ等にしてほしい	
・地震や津波が起きた場合、視力等の障害の為、避難が難しく不安になります。	

自由記載	・通院、買い物は新ひだか町に行くので、バスなど交通機関をもっと増やして欲しい
	・家族が本人を見る事が出来ない時に、一時的な(1泊あるいは連泊)預かってもらえる場所が必要だと考えます。施設があることで家族も安心します。
	・本人の生活を支える為、重度訪問介護サービスの利用が可能になるれば良いなと思います。(入浴や通院、食事など一日の生活の中で3~4時間は必要)
	・障がいの重たい方々も地域でくらししていける様に、生活の場ができればいいです。(町を越え近隣地域との連携も考えてほしい)
	・災害時の避難について、詳しく相談できる窓口が欲しいです。
	・認知症は年齢を重ねてからなるものという前提で、サービスや施設が存在しているような気がします。若年層で認知症が「発症した人」と「ご家族」の受け入れ先を探すだけでも、本当に困るだろうなと思います。
	・障害者、高齢者の福祉サービスに携わる人たちの労働環境が改善され、人手が増える日が来たら良いのかなと思います。
	・町内にも歩行が不自由な方は多くいると思うので、使う人の多い広い道だけでも冬の除雪をまめにやってもらえたら助かるのではと気になっています。
・他町に比べ、当町では通院の送迎をしてもらい大変助かっている。メロディーバスも利用でき(無料で)大変助かっている。	
現在ほろしりの里へ平日毎日通所をしています。この6年間、全て父、母のどちらかが送迎を日に2往復行なってきましたが、家族の用事や通院等で時間的に送迎が難しい場合が増えてきました。通所当初、送迎サービスを利用出来ないかと相談しましたが、自宅から距離が遠いことや、町の移送サービスを利用する場合、他の方に迷惑がかかる等を理由に断られました。当時に比べ、本人は安定して生活が送れており、今後親と同居できなくなってから困らない様に、少しずつ家族以外の人に支援をお願いする経験をさせられないものかと考えています。月に数回でも、ほろしりへの通所を支援してもらえるようなサービスを利用出来ないでしょうか。	

# 令和2年度障がい児アンケート調査集計資料

## 1. 調査の目的

児童福祉法第33条の20に基づき、市町村が策定する障害児福祉計画の中心となる「障害児通所支援」や「障害児相談支援」における数値目標やサービス量を見込み、より実効性のある障害児福祉計画を定めるため、基礎的な資料とすることを目的に調査を実施したもの。

## 2. アンケート回収結果（回答者）

- ・対象者 町内在住で障害児福祉サービスを利用する児童または障害者手帳を所持する18歳未満の児童
- ・調査期間 令和2年7月30日～9月18日
- ・回収結果 【対象者 47名】【回答者 28名】【回答率 60.0%】
- ・回答者区分

0歳～6歳	11名
7歳～12歳	9名
13歳～15歳	5名
16歳～17歳	3名
合計	28名

## 3. アンケート結果について

### （1）発育発達について

#### ①発育・発達の気づいたきっかけについて

子どもの発育・発達について「0歳～3歳」までに何かしらの課題に気づいた保護者が全体の7割と多く、「コミュニケーションやこだわり」「発育・発達について」を気にかけている保護者の方が多く見られます。

子どもの課題に気づいたきっかけについては「本人と接していてなんとなく」が最も多く全体の4割となっており、「乳幼児健診」や「認定こども園、子育て支援センター」が気づきのきっかけになったとの回答も4割と多くなっています。

発達・発育の課題は早期発見による適正な療育支援が必要で、保健師や保育士等の関わりにより親子のつながりだけでは気づけない課題も発見できるきっかけとなる為、今後も継続した支援体制が必要となります。

#### ②発育・発達の具体的な課題について

具体的な課題として「発育・発達に関すること」が最も多かった一方で、「意思を伝えることが苦手」「人の気持ちを理解するのが苦手」などの気持ちの成長を気にかけている保護者も多く、また「多動や粗暴」にも課題があると感じる保護者が少数ではあるが見受けられます。

子どもの課題には多種多様なものがある為、多岐に渡る支援や専門的な分野での支援、各関係機関との連携が必要とされています。

## (2) 必要な支援

保護者の方が必要としている支援では「相談・情報提供」が最も多く、学校卒業後の支援についても9割の方が「支援が必要」と回答していることから、卒業後の継続支援が求められています。

また、卒業後に求める支援内容については、「職業訓練」や「ソーシャルスキルの習得」を挙げる方が多いことから、「教育・障害・事業所等」関係機関と連携し、切れ目ない支援の提供体制が必要です。

## (3) 重要な施策について

現在の施策の中で「発育・発達上の課題の早期発見・診断」「相談対応の充実」が重要とする回答が約2割、「認定こども園」や「通所（あおぞら等）」「小・中・高等学校」への支援の充実を求めている方が合わせて3割となっています。

また、「保護者が介助・支援出来ない時の一時的な見守りや介助」が必要との回答をした方も10人いる事から、日中活動の場の提供が求められています。

教育、療育に対して「より質の高い支援を求める」方も多いことから、支援者の専門的な知識の習得や研修への参加しやすい環境づくり等が必要となります。

## (4) 災害時の避難等について

「災害時に本人を連れて避難できる」との回答が全体の8割と多い一方で、「避難できるかわからない」との回答も2割となっています。

また、「家族が不在の場合に近所に助けてくれる人はいますか」との設問に、「本人を助けてくれる人がいない」「助けてくれるかわからない」との回答が8割と多くなっている事から災害発生時の避難について「なんらかの不安」を持たれている保護者が多い結果となっています。

避難した際の「避難所生活」については、「偏食なので食べられる物があるか不安」「トイレが暗い又は汚いと入らない」「大勢の中に居ると落ち着きがなくなる」等に不安を抱えていると回答された保護者が多くいます。

避難所の設備や環境を整え、安心して避難所でも生活できるような体制整備が必要とされると共に、保健師や保育士、専門職等と協力し多方面からの支援を提供出来るような連携が求められています。

## アンケート調査結果集計表

問1 この調査にお答えいただく方はどなたですか。

	①親	②親以外の家族	③その他
男性	16	0	0
女性	12	0	0
合計	28	0	0

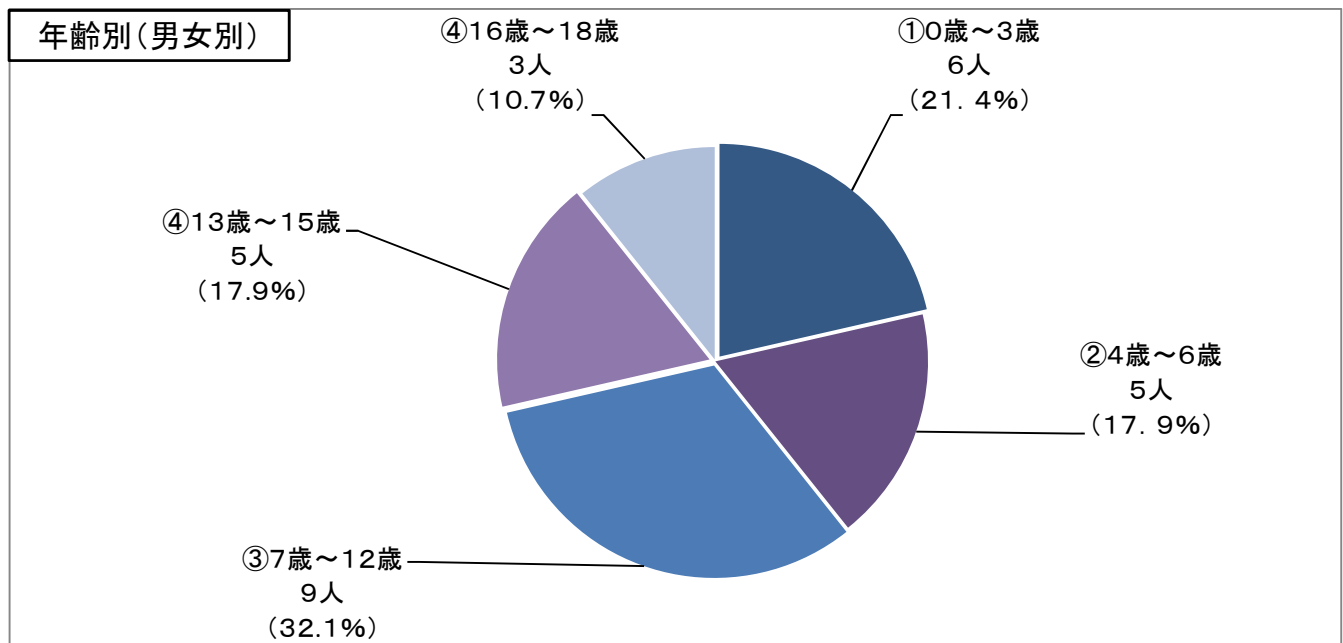
■記入者は全て保護者(両親)となっている。

問2 ご本人(お子さま)の年齢をお答えください。

	①0歳～3歳	②4歳～6歳	③7歳～12歳	④13歳～15歳	④16歳～18歳
男性	4	3	4	3	2
女性	2	2	5	2	1
合計	6	5	9	5	3

■年齢別では「7歳～12歳」が一番多く32.1%、次に「0歳～3歳」が多く21.4%となっている。

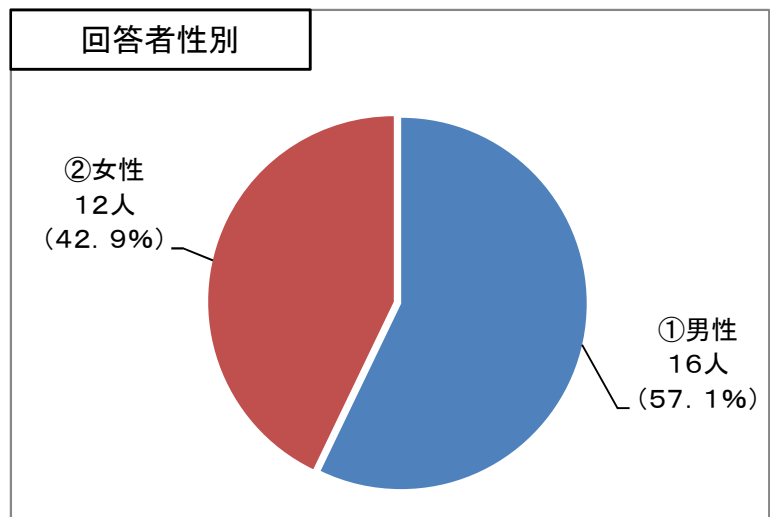
■「4歳～6歳」「13歳～15歳」もともに17.9%となっている。



問3 ご本人の性別をお答えください。

①男性	②女性	合計
16	12	28

■男女別は男子が57.1%、女性が42.9%となっている。



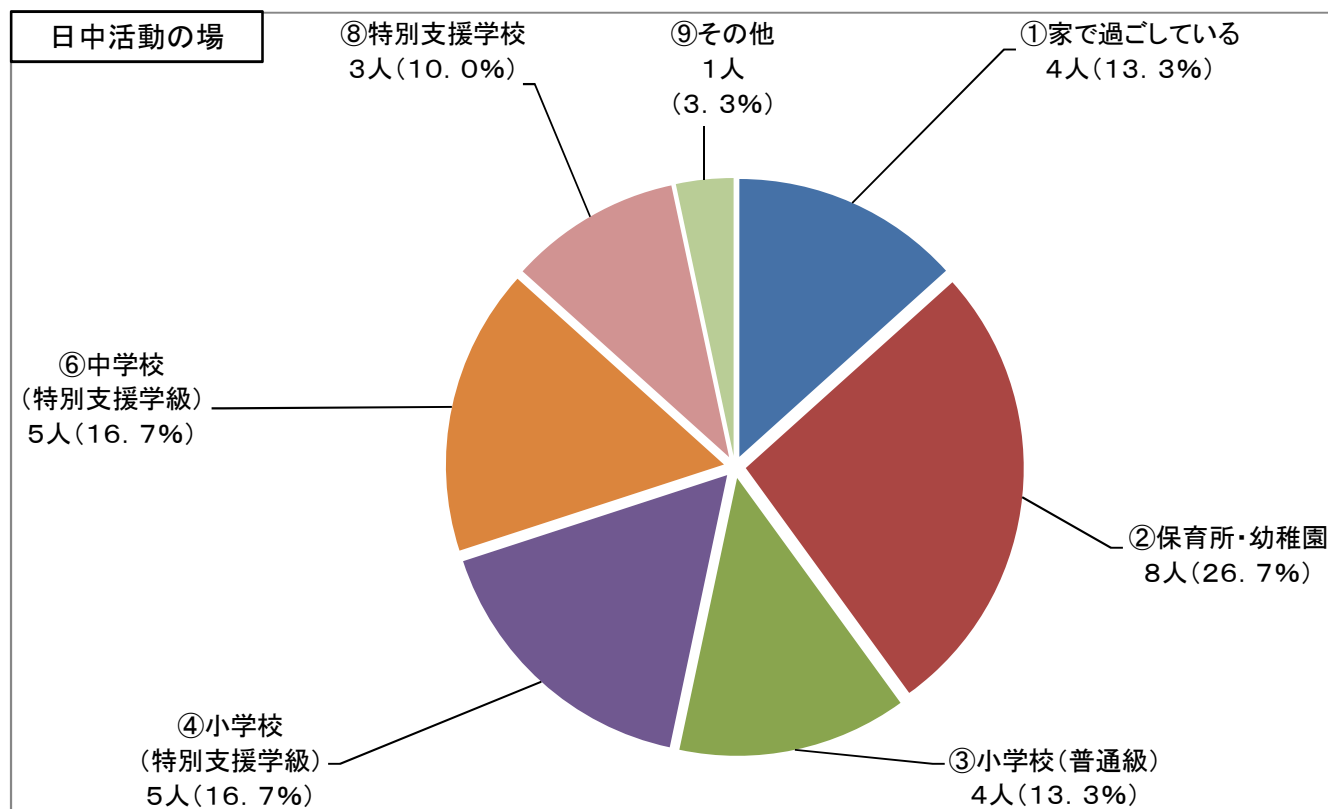


問4 ご本人は、平日の日中をどこで過ごしていますか。

	①家で過ごしている	②保育所・幼稚園 (認定こども園)	③小学校 (普通学級)	④小学校 (特別支援学級)	⑤中学校 (普通学級)
男性	3	5	3	2	0
女性	1	3	1	3	0
合計	4	8	4	5	0
	⑥中学校 (特別支援学級)	⑦高校	⑧特別支援学校	⑨その他	
男性	1	0	3	0	
女性	4	0	0	1	
合計	5	0	3	1	

■日中活動の場は主に「保育所・幼稚園(認定こども園)」が多く26.7%となっている。

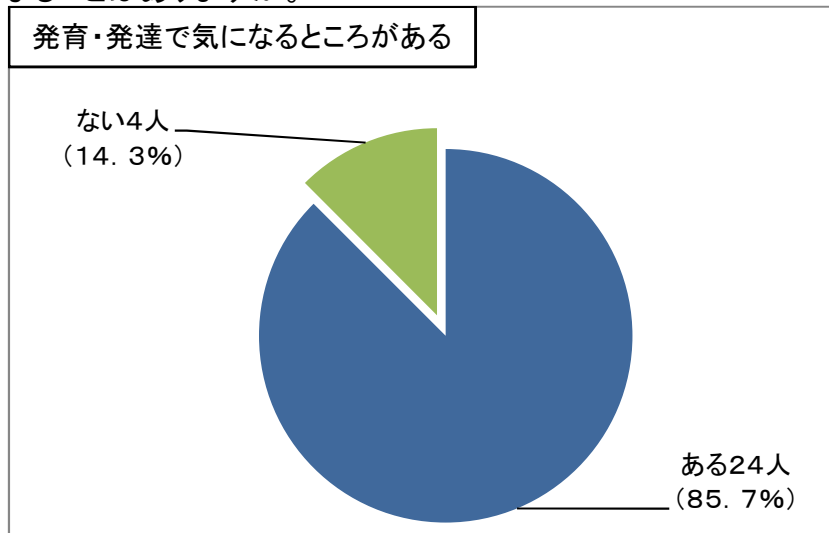
■「特別支援学校」や「特別支援学級」に通っている児童が合わせて43.4%となっている。



問5 ご本人の発育・発達に関することで、気になることはありますか。

	①ある	②特にない
男性	14	2
女性	10	2
合計	24	4

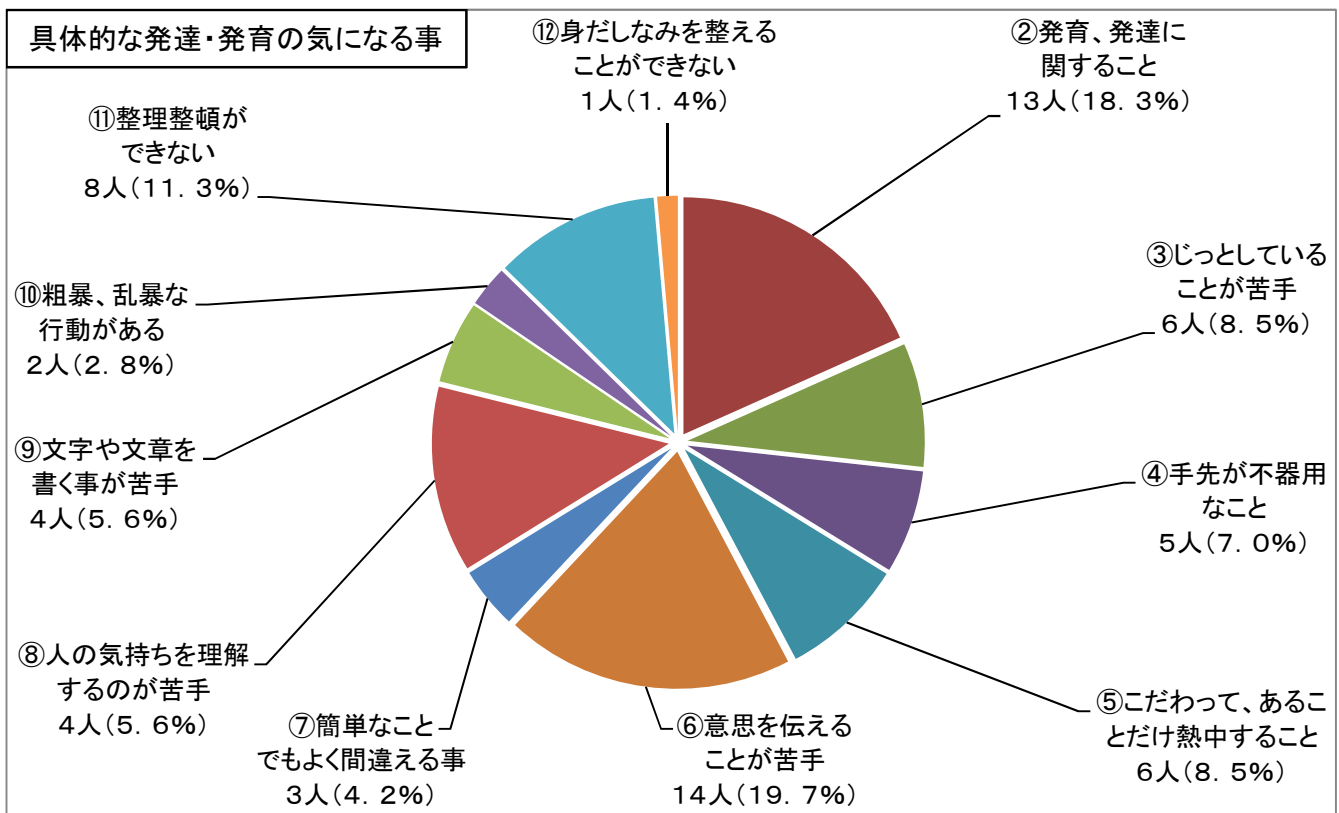
■児童の発達について「気になるところがある」との回答が85.7%となっている。



問6 どのようなことが気になりますか。(複数回答)

	①病気、身体障がいに関する不安	②発育、発達に関すること	③じっとしていることが苦手	④手先が不器用なこと	⑤こだわって、あることだけ熱中すること	⑥意思を伝えることが苦手
男性	0	8	3	3	5	6
女性	0	5	3	2	1	8
合計	0	13	6	5	6	14
	⑦簡単なことでもよく間違える事	⑧人の気持ちを理解するのが苦手	⑨文字や文章を書く事が苦手	⑩粗暴、乱暴な行動がある	⑪整理整頓ができない	⑫身だしなみを整えることができない
男性	1	4	2	2	2	0
女性	2	5	2	0	6	1
合計	3	9	4	2	8	1

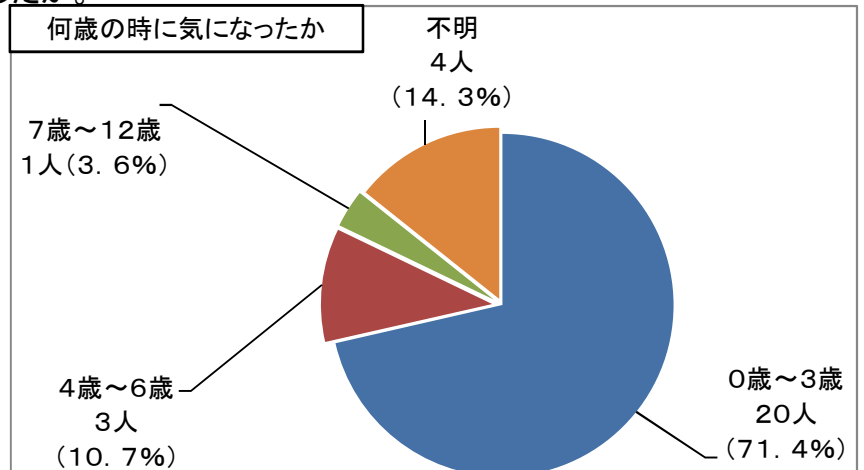
■発達について気になる事は「意思を伝える事が苦手」で19.7%、続いて「発育・発達に関すること」で18.3%となっている。



問7 ご本人が何歳の時に初めて気になりましたか。

	①0歳～3歳	②4歳～6歳	③7歳～12歳
男性	13	1	0
女性	7	2	1
合計	20	3	1
	④13歳～15歳	⑤16歳～18歳	⑥不明
男性	0	0	2
女性	0	0	2
合計	0	0	4

■気づいた時期は「0歳～3歳」までが多く71.4%となっている。

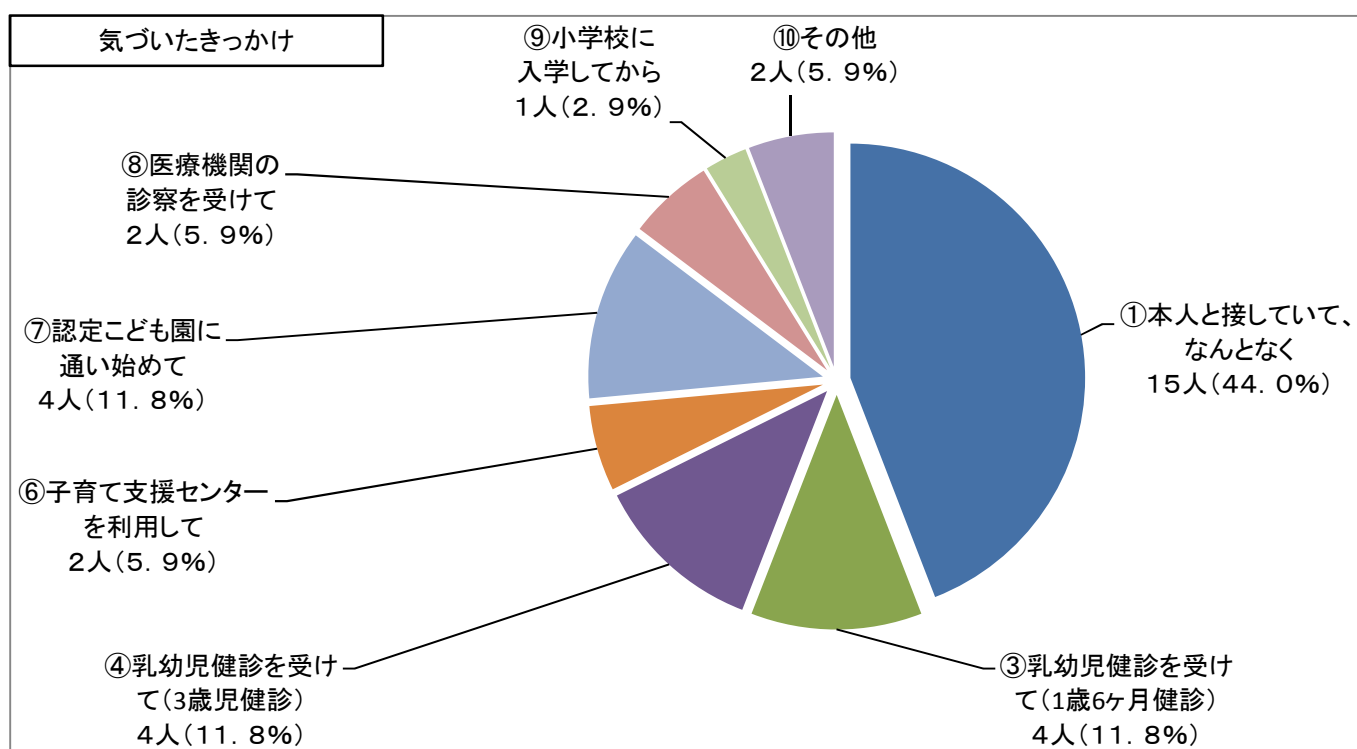


問8 気づいたきっかけは何ですか。(複数回答)

	①本人と接していて、なんとなく	②乳幼児健診を受けて(乳児健診)	③乳幼児健診を受けて(1歳6ヶ月健診)	④乳幼児健診を受けて(3歳児健診)	⑤乳幼児健診を受けて(就学時健診)
男性	7	0	3	2	0
女性	8	0	1	2	0
合計	15	0	4	4	0
	⑥子育て支援センターを利用して	⑦認定こども園に通い始めて	⑧医療機関の診察を受けて	⑨小学校に入学してから	⑩その他
男性	2	3	1	0	1
女性	0	1	1	1	1
合計	2	4	2	1	2

■気づいたきっかけは「本人と接していてなんとなく」が44.0%となっている。

■乳幼児健診(③~④)で気づいたとの回答が合わせて23.6%となっている。

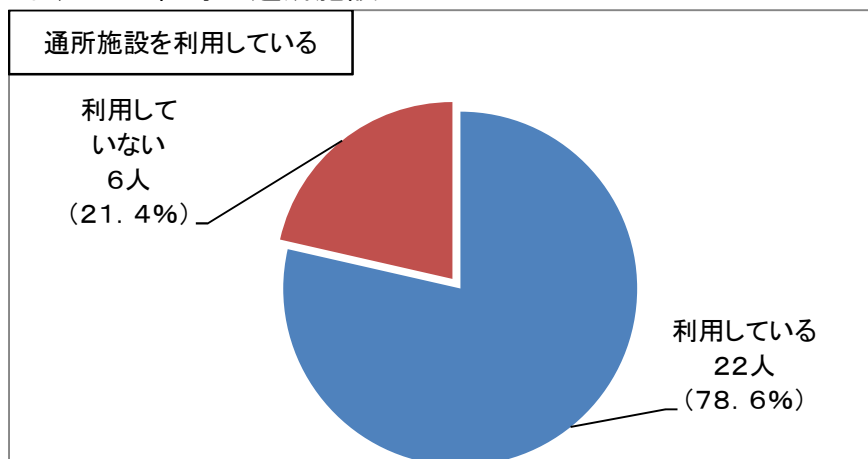


問9 ご本人は、通所施設(児童発達支援、放課後デイサービス)を現在利用していますか。

※通所施設:あおぞら、ほっぷ、ふれっぷ、からし種等の通所施設

	①はい	②いいえ
男性	13	3
女性	9	3
合計	22	6

■通所施設を現在「利用している」が78.6%となっている。

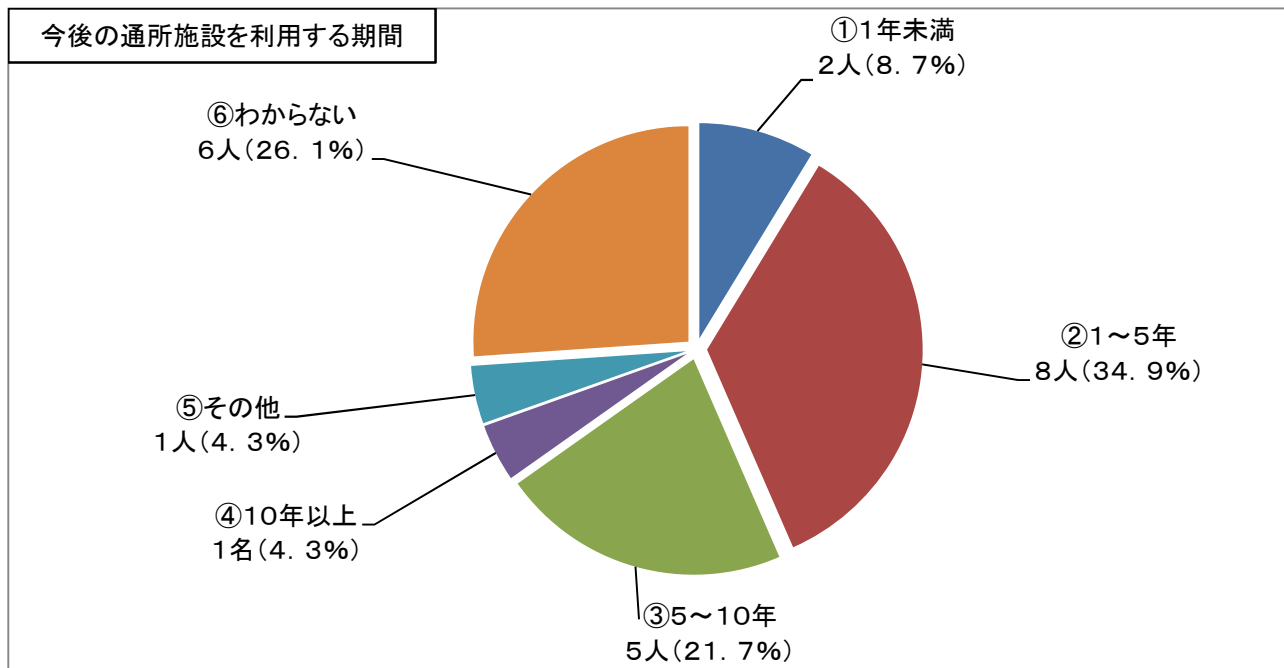


問10 今後の通所施設の利用期間はどの程度お考えですか。

	①1年未満	②1～5年	③5～10年	④10年以上	⑤その他	⑥わからない
男性	2	3	4	1	0	4
女性	0	5	1	0	1	2
合計	2	8	5	1	1	6

■通所施設の今後の利用について「1年～5年」が最も多く34.9%となっている。

■今後の利用について「わからない」との回答が26.1%となっている。

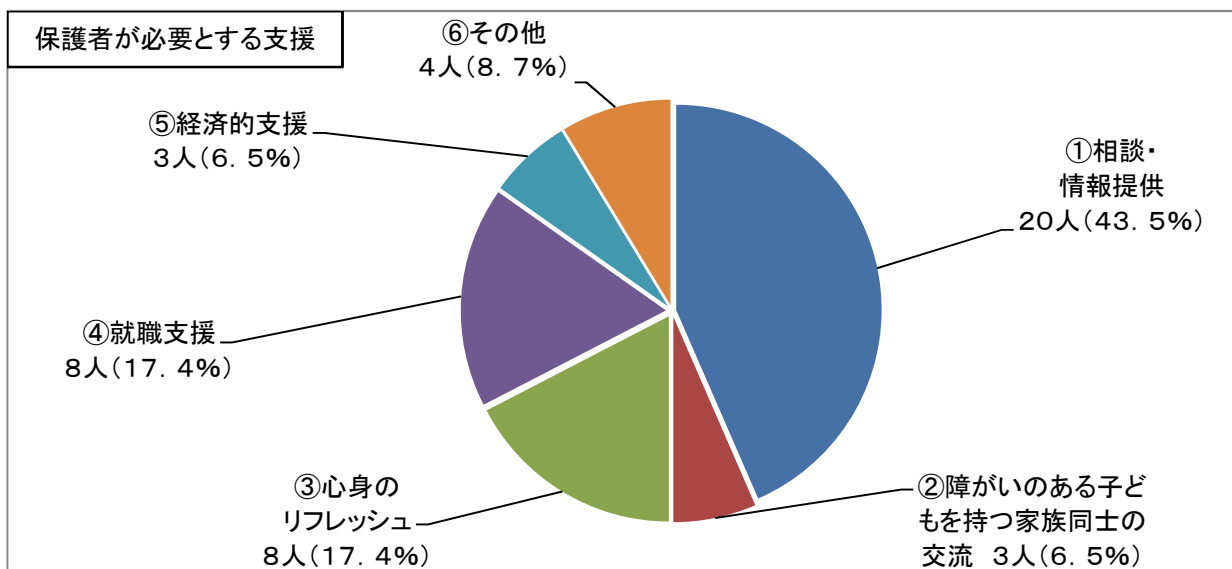


問11 ご本人を主にサポートしている保護者の方が支援してほしい事はなんですか(複数回答)

	①相談・ 情報提供	②障がいのあ る子どもを持つ 家族同士の交 流	③心身の リフレッシュ	④就職支援	⑤経済的支援	⑥その他
男性	13	0	6	5	1	1
女性	7	3	2	3	2	3
合計	20	3	8	8	3	4

■保護者が思う今後必要な支援は「相談・情報提供」が43.5%と最も多くなっている。

■「心身のリフレッシュ」「就労支援」についても、共に17.4%となっている。

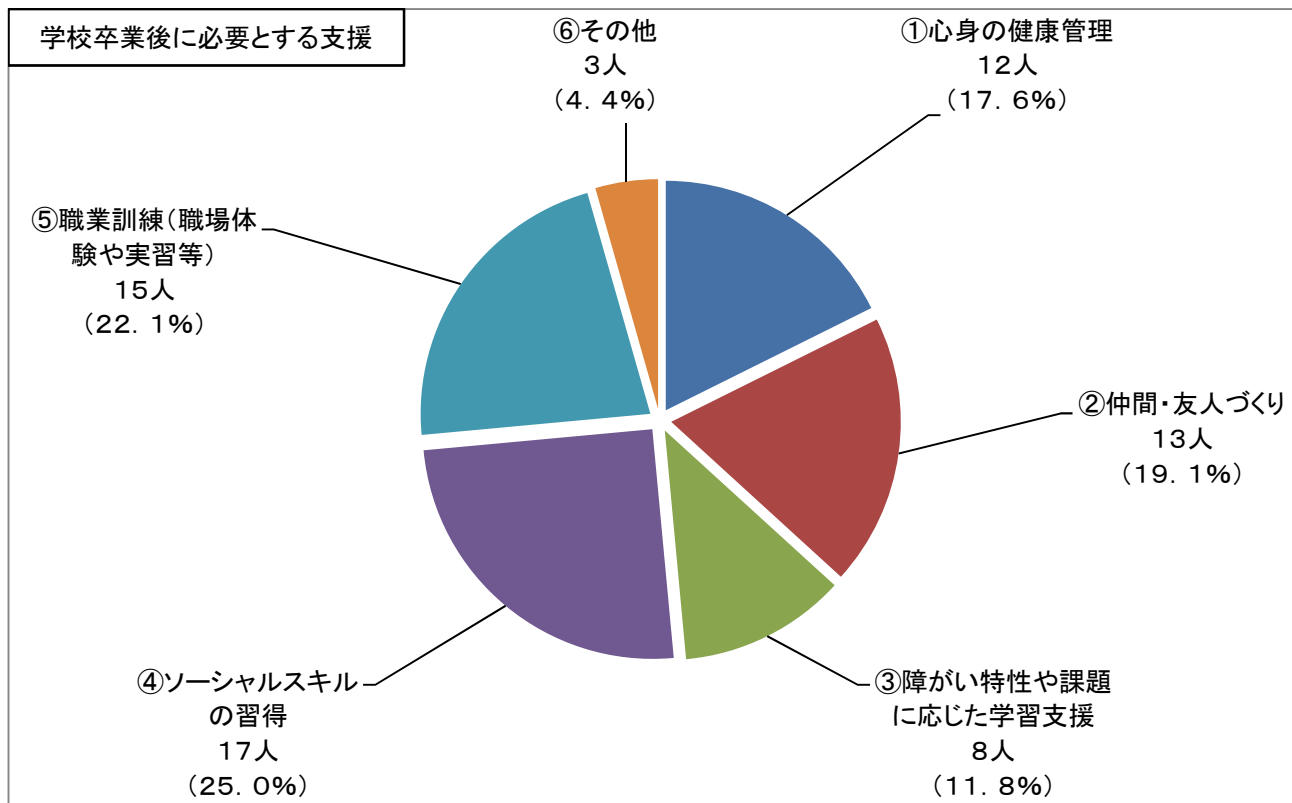


問12 ご本人が学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要と思う支援はなんですか。(複数回答)

	①心身の健康管理	②仲間・友人づくり	③障がい特性や課題に応じた学習支援	④ソーシャルスキルの習得	⑤職業訓練(職場体験や実習等)	⑥その他
男性	9	7	4	8	8	1
女性	3	6	4	9	7	2
合計	12	13	8	17	15	3

■卒業後に必要な支援は「ソーシャルスキルの習得」で25.0%、次に「職業訓練(職場体験・実習等)」で22.1%、「仲間・友人づくり」で19.1%となっている。

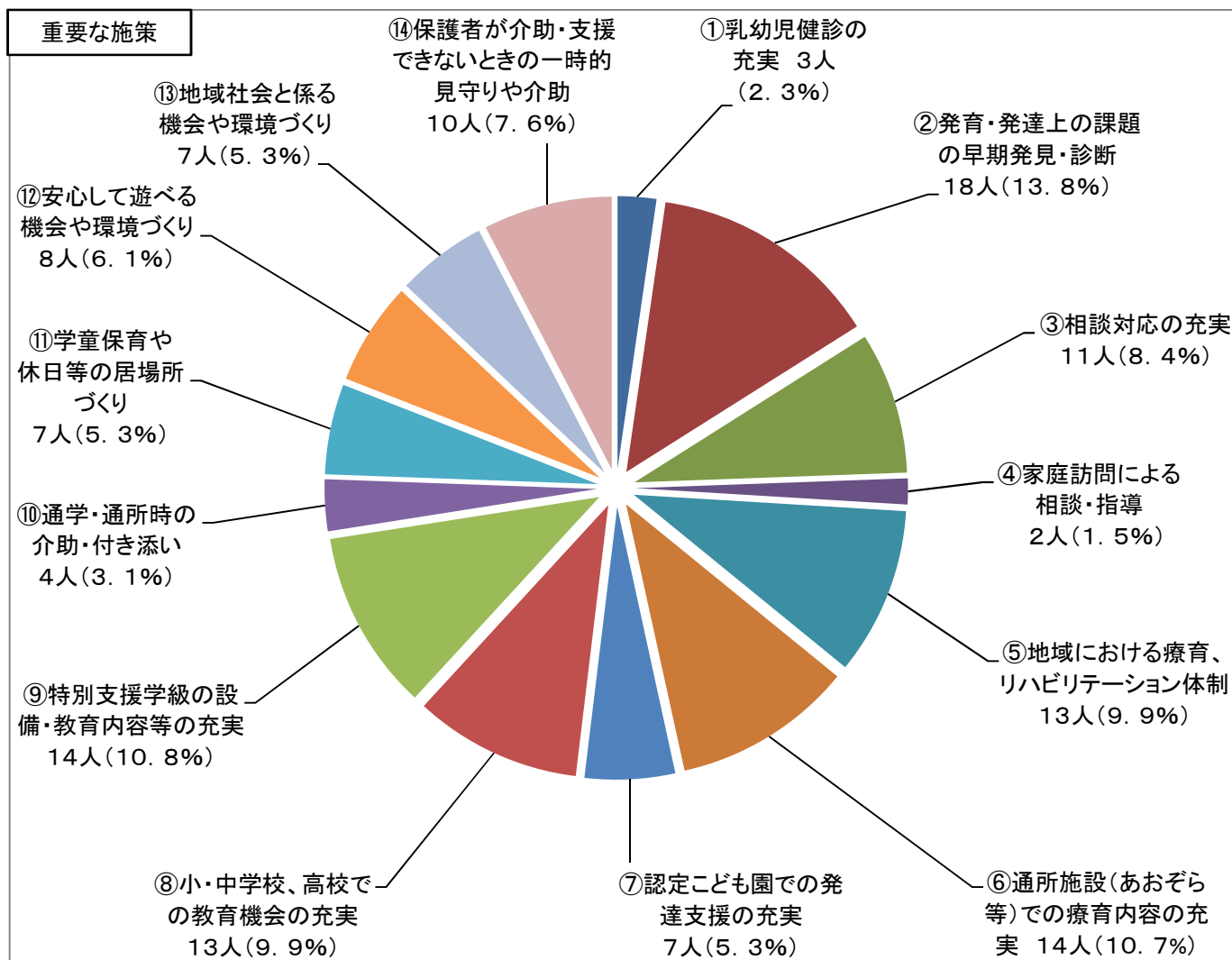
■「学校卒業後も支援を必要」と感じている保護者が全体の95.4%となっている。



問13 発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で、特に重要と思うものはなんですか。(複数回答)

	①乳幼児健診の充実	②発育・発達上の課題の早期発見・診断	③相談対応の充実	④家庭訪問による相談・指導	⑤地域における療育、リハビリテーション体制
男性	1	11	7	1	6
女性	2	7	4	1	7
合計	3	18	11	2	13
	⑥通所施設(あおぞら等)での療育内容の充実	⑦認定こども園での発達支援の充実	⑧小・中学校、高校での教育機会の充実	⑨特別支援学級の設備・教育内容等の充実	⑩通学・通所時の介助・付き添い
男性	9	4	6	6	4
女性	5	3	7	8	0
合計	14	7	13	14	4
	⑪学童保育や休日等の居場所づくり	⑫安心して遊べる機会や環境づくり	⑬地域社会と係る機会や環境づくり	⑭保護者が介助・支援できないときの一時的見守りや介助	⑮その他
男性	5	5	1	8	0
女性	2	3	6	2	0
合計	7	8	7	10	0

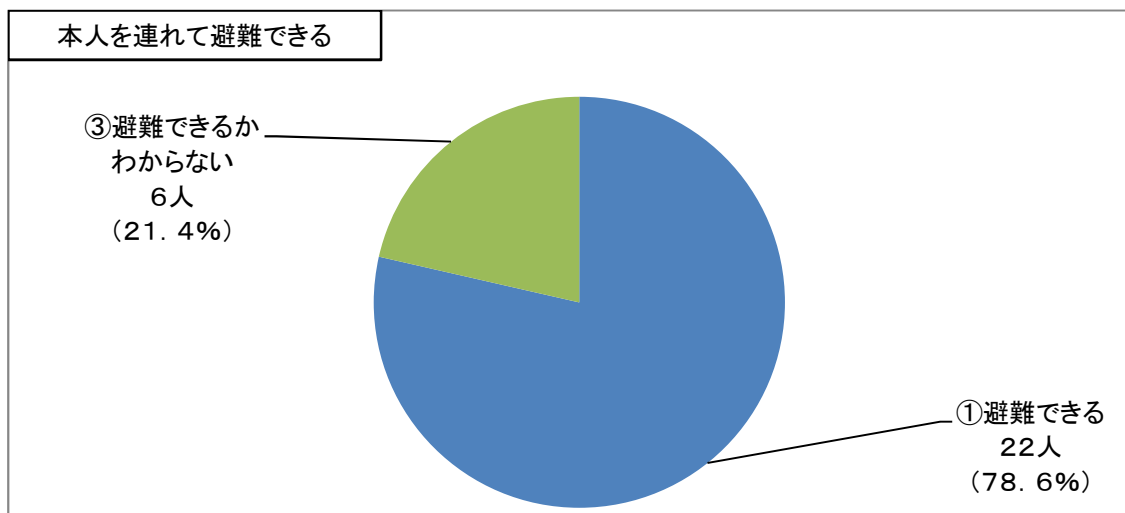
■子供の施策で重要とされているのが「発育・発達上の課題の早期発見・診断」で13.8%、「通所や認定こども園での支援の充実」も合わせて16.0%、「小中高の教育機会の充実」も9.9%となっている。  
 ■「特別支援学級の設備・教育内容等の充実」が10.8%となっている。



問14 洪水や地震等の災害時発生時にご本人を連れて避難できますか。

	①避難できる	②避難できない	③避難できるかわからない
男性	13	0	3
女性	9	0	3
合計	22	0	6

■災害時に本人を連れて「避難できる」が78.6%、「避難できない」が21.4%となっている。

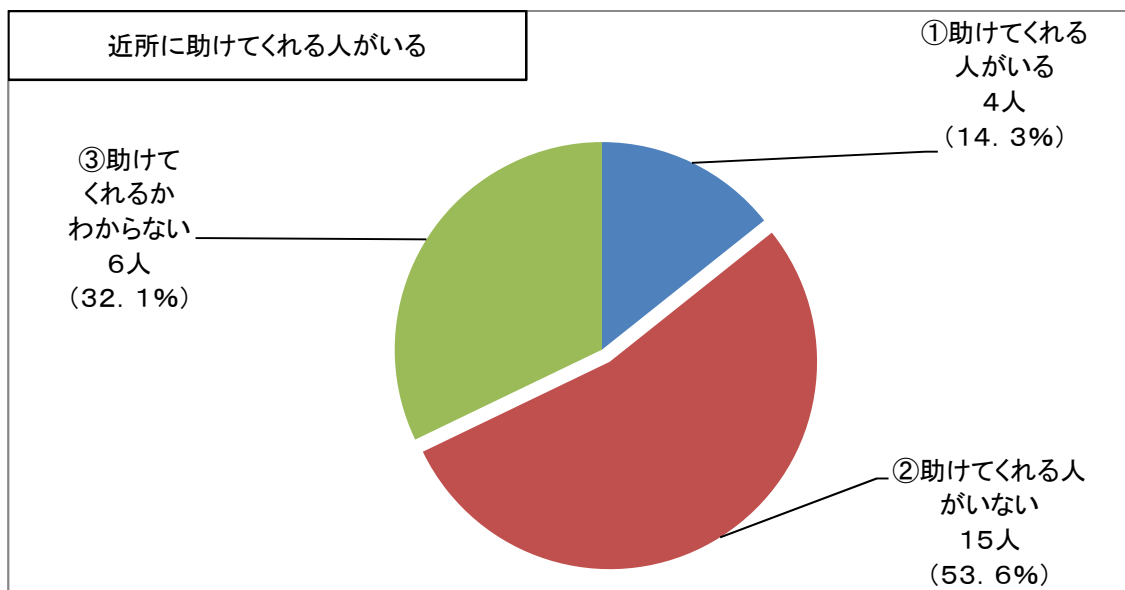


問15 洪水や地震等の災害時発生時に家族が不在の場合、近所にご本人を助けてくれる人はいますか。

	①助けてくれる人がいる	②助けてくれる人がいない	③助けてくれるかわからない
男性	2	8	6
女性	2	7	3
合計	4	15	9

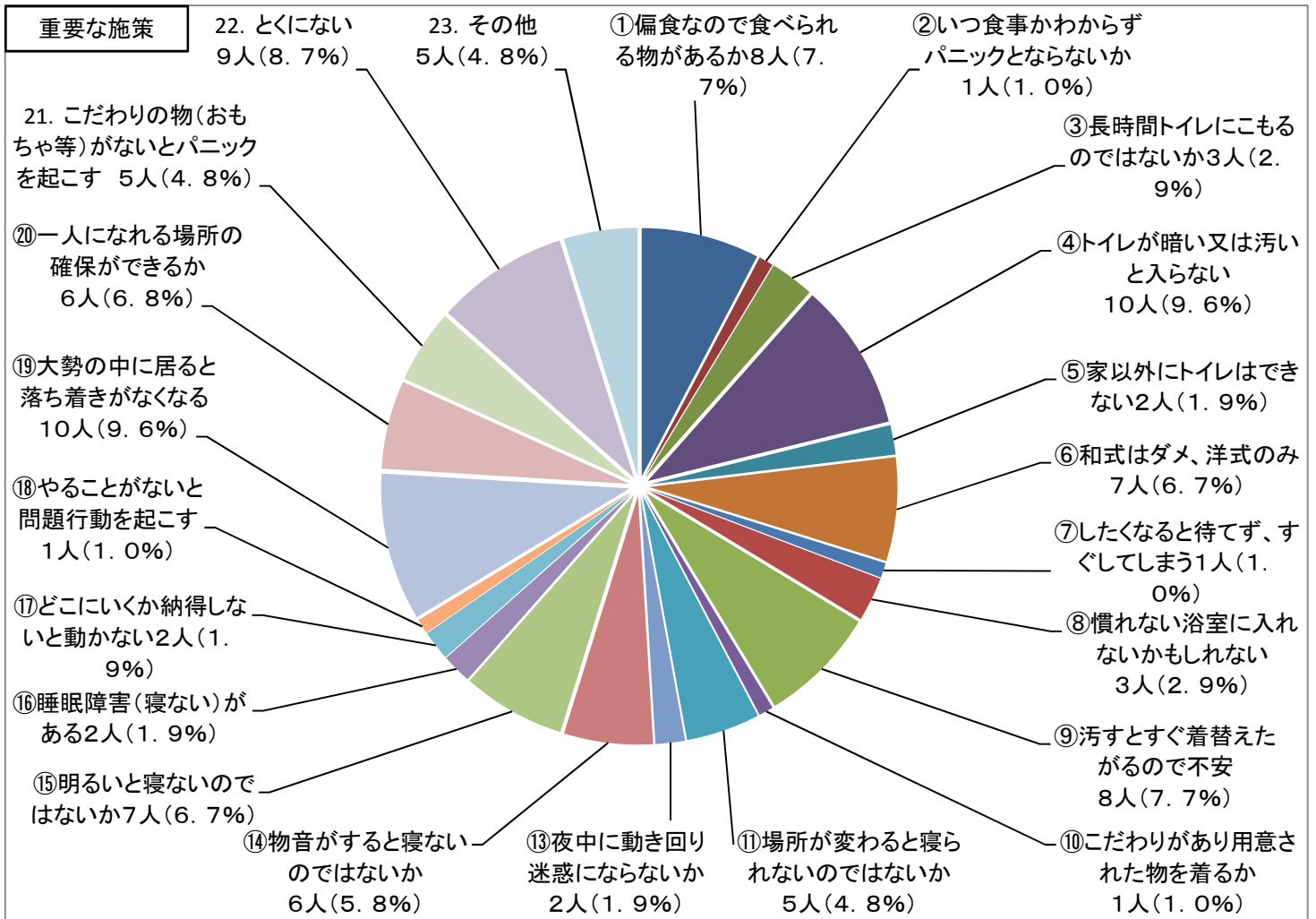
■災害時に近所に「助けてくれる人がいる」が14.3%、「助けてくれる人がいない」が53.6%

■「助けてくれるかわからない」も32.1%となっている。



問16 洪水や地震等の災害発生後の避難生活を余議なくされた場合、ご本人との避難所生活において不安に思うことは何ですか

	①偏食なので食べられる物があるか	②いつ食事がわからずパニックとならないか	③長時間トイレにこもるのではないか	④トイレが暗い又は汚いと入らない	⑤家以外にトイレはできない	⑥和式はダメ、洋式のみ	⑦したくになると待てず、すぐしてしまう	
男性	5	1	1	5	1	4	1	
女性	3	0	2	5	1	3	0	
合計	8	1	3	10	2	7	1	
	⑧慣れない浴室に入れられないかもしれない	⑨汚すすぐ着替えたがるので不安	⑩こだわりがあり用意された物を着るか	⑪場所が変わると寝られないのではないか	⑫夜中に奇声をあげ迷惑にならないか	⑬夜中に動き回り迷惑にならないか	⑭物音がすると寝ないのではないか	
男性	3	6	1	4	0	2	5	
女性	0	2	0	1	0	0	1	
合計	3	8	1	5	0	2	6	
	⑮明るい寝ないのではないか	⑯睡眠障害(寝ない)がある	⑰どこにいか納得しないと動かない	⑱やることないと問題行動を起こす	⑲大勢の中に居ると落ち着きがなくなる	⑳一人になれる場所の確保ができるか	21.こだわりの物(おもちゃ等)がないとパニックを起こす	
男性	5	1	2	1	7	5	3	
女性	2	1	0	0	3	1	2	
合計	7	2	2	1	10	6	5	
	22. とくにない	23. その他	<p>■災害発生時の避難所生活で不安な事は「トイレが暗い又は汚いと入らない」で9.6%、同じく「大勢の中に居ると落ち着きがなくなる」も9.6%となっている。</p> <p>■避難所生活では様々な不安要素があり、本人だけでなく家族の不安も多く多様に見られている。</p>					
男性	4	2						
女性	5	3						
合計	9	5						





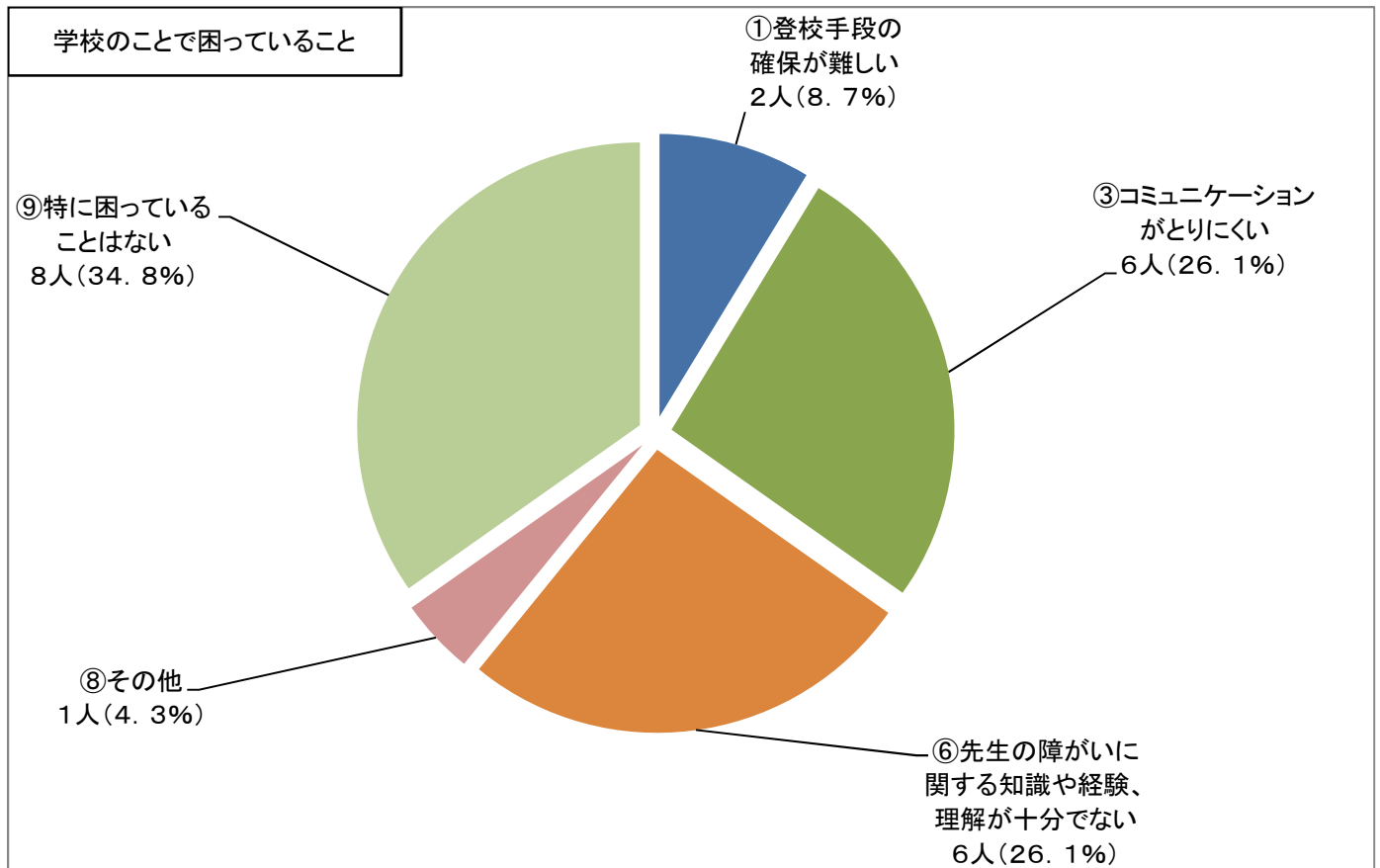
～就学児について～

問17 学校のことで困っていることがありますか。(複数回答)

	①登校手段の確保が難しい	②介助者が得にくい	③コミュニケーションがとりにくい	④建物や設備が障がいに配慮されていない	⑤障がいの状況や特性に応じた教育・指導・相談などをしてもらえない
男性	2	0	3	0	0
女性	0	0	3	0	0
合計	2	0	6	0	0
	⑥先生の障がいに関する知識や経験、理解が十分でない	⑦医療ケアが十分に受けられない	⑧その他	⑨特に困っていることはない	
男性	3	0	0	6	
女性	3	0	1	2	
合計	6	0	1	8	

■学校での困りごとについては「コミュニケーションがとりにくい」「先生の障がいに関する知識や経験、理解が十分でない」が共に26.1%となっている。

■「特に困っていることはない」との回答も34.8%となっている。

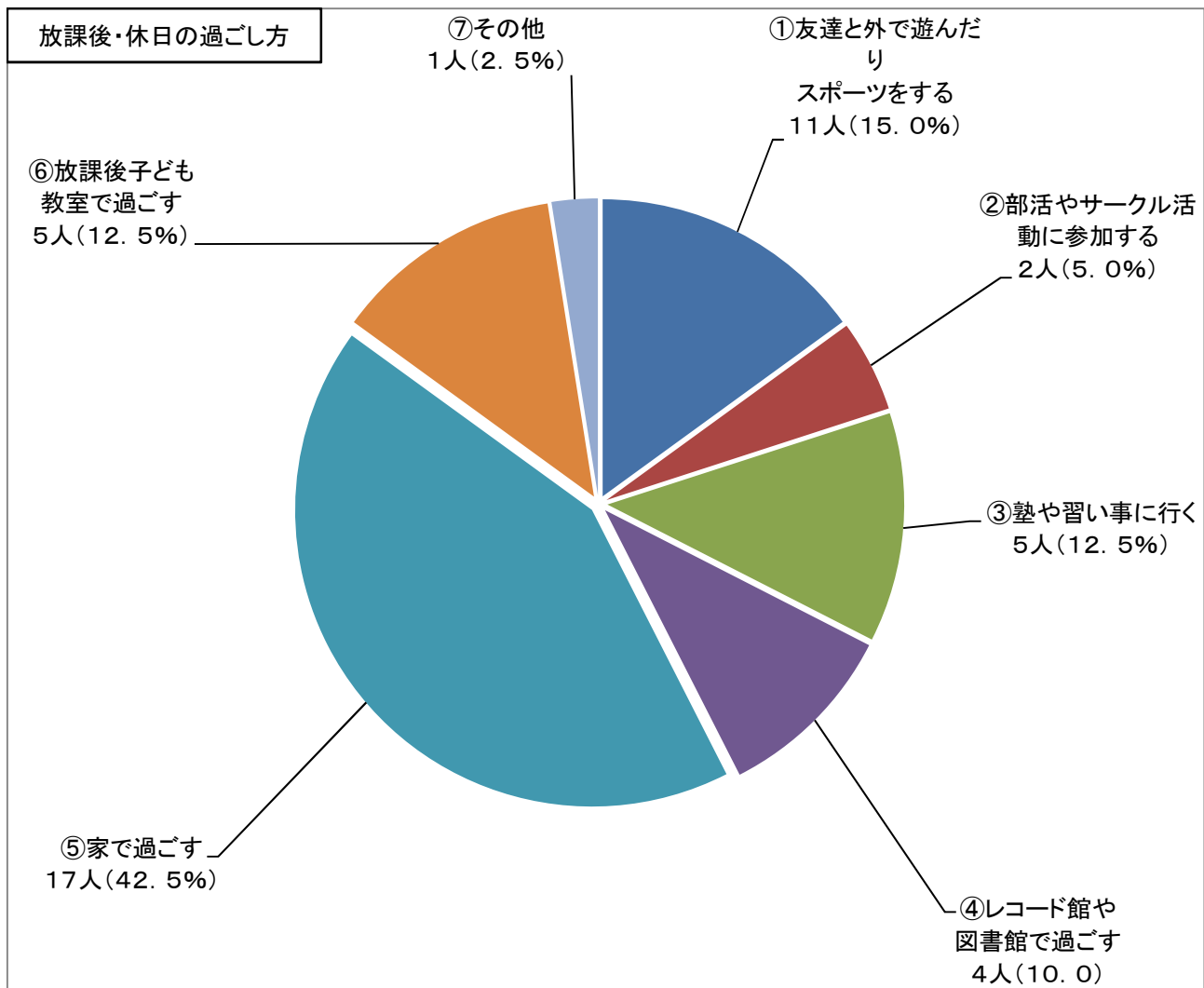


問18 ご本人は放課後や休みの日など、どのように過ごしていますか。(複数回答)

	①友達と外で遊んだりスポーツをする	②部活やサークル活動に参加する	③塾や習い事に行く	④レコード館や図書館で過ごす
男性	2	1	2	1
女性	4	1	3	3
合計	6	2	5	4
	⑤家で過ごす	⑥放課後子ども教室で過ごす	⑦その他	
男性	8	3	1	
女性	9	2	0	
合計	17	5	1	

■放課後、休日の過ごし方については「家で過ごす」が一番多く42.5%となっている。

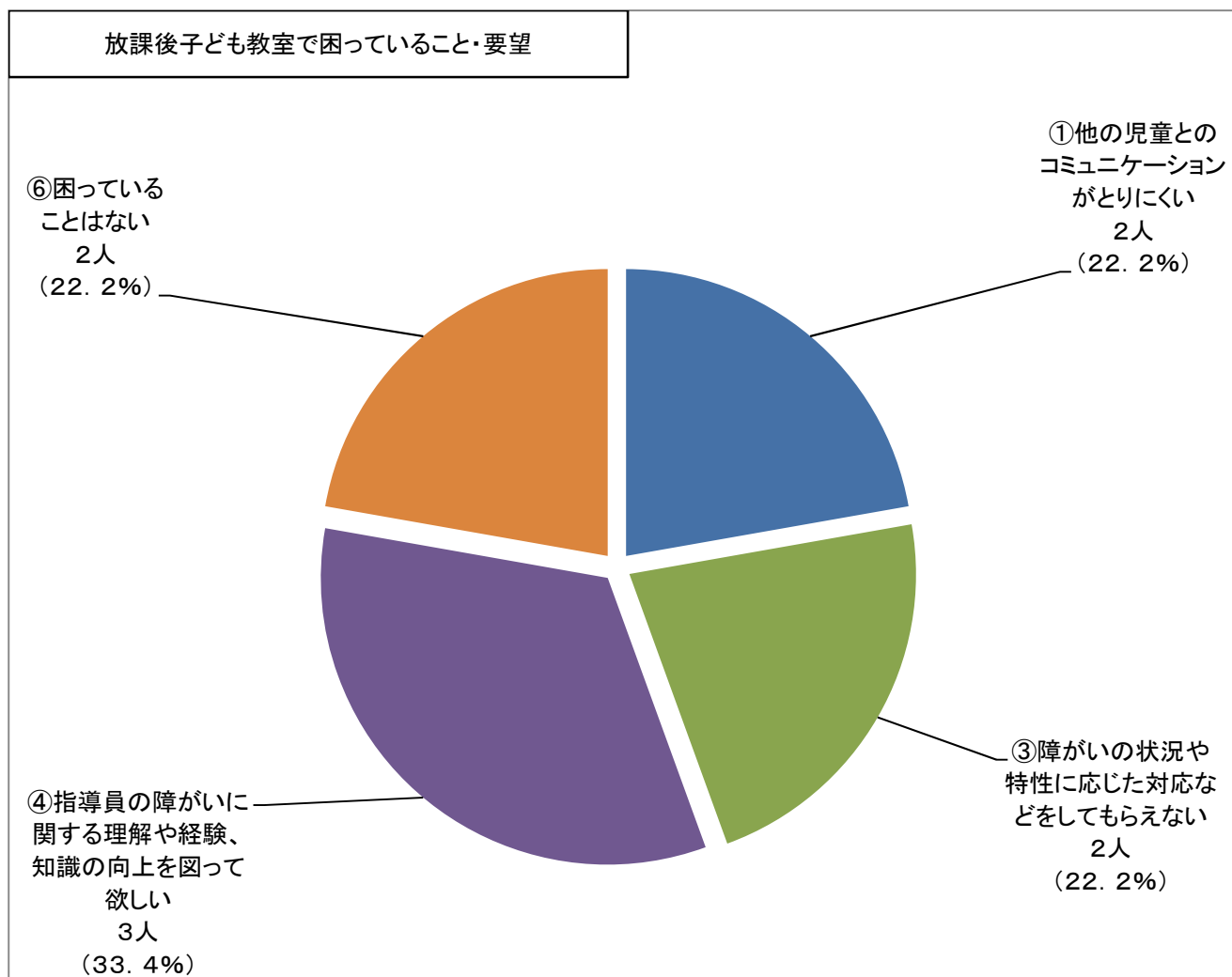
■「友達と外で遊んだりスポーツをする」が15.0%、「塾や習い事に行く」「放課後子ども教室で過ごす」も共に12.5%となっている。



問19 放課後子ども教室のことで困っていることや要望はありますか。(複数回答)

	①他の児童とのコミュニケーションがとりにくい	②建物や設備が障がいに配慮されていない	③障がいの状況や特性に応じた対応などをしてもらえない
男性	1	0	2
女性	1	0	0
合計	2	0	2
	④指導員の障がいに関する理解や経験、知識の向上を図って欲しい	⑤その他	⑥困っていることはない
男性	2	0	1
女性	1	0	1
合計	3	0	2

■放課後子ども教室への要望では「指導員の障がいに関する理解や経験、知識の向上を図って欲しい」が33.4%と多くなっている。

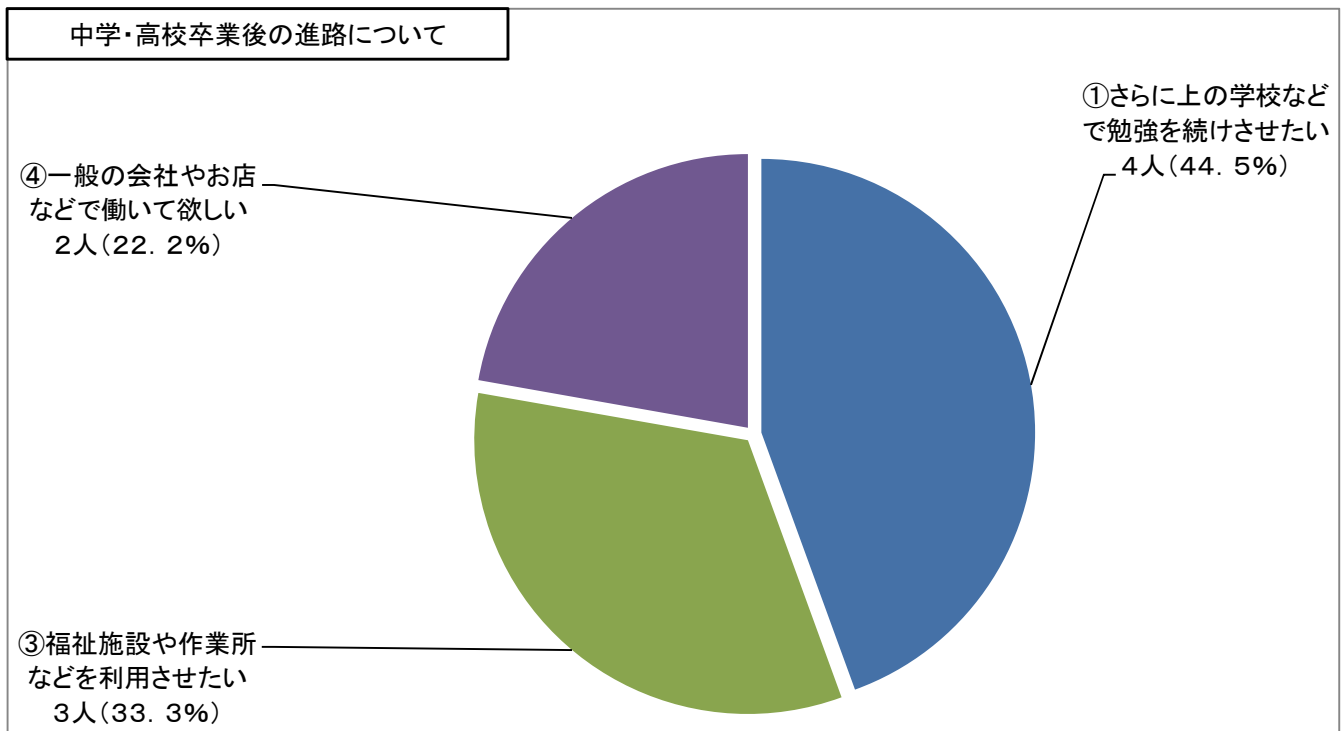


～中学生以上について～

問20 ご本人の中学・高校などの卒業後の進路をどのようにお考えですか。

	①さらに上の学校などで勉強を続けさせたい	②職業などの訓練校に通わせたい	③福祉施設や作業所などを利用させたい	④一般の会社やお店などで働いて欲しい	⑤家の仕事を手伝って欲しい	⑥その他	⑦わからない
男子	1	0	2	1	0	0	0
女子	3	0	1	1	0	0	0
合計	4	0	3	2	0	0	0

- 進路について「さらに上の学校などで勉強を続けさせたい」が多く44.5%となっている。
- 「福祉施設や作業所などを利用させたい」も多く33.3%となっている。
- 進路について「わからない」との回答も22.2%となっている。



～その他自由記載～

その他自由記載
・通所施設へ支援の必要がなくなるまで通えたらと思っています。
・中学校以降のイメージが出来ない
・あおぞらへ通いたいが、仕事との調整がうまくいかない
・療育への理解がもっと深まってくれたらいい
・あおぞらの利用料の助成は嬉しいが、仕事をしていると利用が難しい
・できれば送迎があればあおぞらも通いやすくなる
・パニック障害や多動とかを持っている児童でも利用しやすい病院(歯医者等)あればいい
・療育や発達障害等の研修会があつていい
・あおぞらにもっと専門性の高い職員がいればいい(臨床心理士等)
・職員に臨床心理士等を配置し、もっと相談しやすい体制にしてほしい
・高校にも支援学級や支援員を配置して欲しい
・町内にも就労Aの事業所があればいい

新冠町民憲章 : 昭和51年9月28日制定

わたくしたちは、日高の秀峰幌尻岳をのぞみ、緑ゆたかな大地と茫洋たる太平洋にはぐくまれた新冠の町民です。

わたくしたちは、先人の開拓精神を受けつぎ、たくましく未来に向かって躍進する住みよいまちをつくるため、この憲章を定め、実行します。

1. いつも、丈夫なからだをつくり、いきいきと働く町にします。
1. いつも、明るいあいさつをかわし、きまりを守る町にします。
1. いつも、たがいにはげまし合い、助け合う町にします。
1. いつも、すすんで学び、文化の高い町にします。
1. いつも、まわりを美しくし、自然を大切にする町にします。

## 新冠町 第6期 障害福祉計画 第2期 障害児福祉計画

発行 : 令和3年3月

編集 : 新冠町 保健福祉課 保健福祉グループ 福祉係  
新冠郡新冠町字北星町3番地の2

TEL 0146-47-2113 (直通)

FAX 0146-47-2496

e-mail:chouminfukushi@niikappu.jp